2026年7月2日

第７９回定時総代会議案

会 議 の 目 的 事 項

報　告　事　項

１．2025年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、基金等変動計算書、連結貸借対照表、連結損益計算書および連結基金等変動計算書報告の件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1頁

２．相互会社制度運営に関する報告の件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 92頁

決　議　事　項

第１号議案　2025年度剰余金処分案承認の件 ・・・・・・・・・・ 95頁

第２号議案　定款一部変更の件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 96頁

第３号議案　総代候補者選考委員選任の件・・・・・・・・・・・・・ 97頁

第４号議案　取締役10名選任の件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 99頁

明治安田生命保険相互会社

報 告 事 項

１．2025 年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、基金等変動計算書、連結貸借対照表、連結損益計算書および連結基金等変動計算書報告の件

2025 年度（2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで）事業報告書

１．保険会社の現況に関する事項

（１）事業の経過および成果等

▌経営環境

当年度の日本経済は、主要国の通商政策の変化や、中東における軍事衝突、国際的な金融市場における金利や為替の変動など、環境の不確実性が一段と高まるなか、国内では賃上げや就業者数の増加等を背景に個人消費が堅調に推移し、全体として底堅い動きが続きました。

こうした環境のもと、国内の長期金利は、消費税減税を巡る議論に伴う財政健全化への懸念等により上昇基調で推移した後、衆議院選挙における与党の歴史的圧勝を受け落ち着いた動きとなりました。その後、中東情勢の悪化に伴う世界的なインフレ懸念により各国の金利が上向くなか、上昇に転じました。米国の長期金利は、関税措置に伴うインフレ懸念等から一時的に上昇したのち、ＦＲＢによる利下げ等により、低下基調で推移しましたが、年度末にかけては同様に上昇しました。日米の株価は、両国の堅調な景気や、日本においては高市新政権下での経済対策への期待等もあり、上昇基調で推移したものの、米国を中心とする一部ハイテク株の急落や、中東情勢の悪化を受け、下落に転じました。ドル円相場は、日本の実質金利がきわめて低い水準にあることや、有事のドル買い等により、総じて円安方向で推移しました。

▌「ＭＹ Ｍｕｔｕａｌ Ｗａｙ Ⅱ期」でめざす姿

（「ＭＹ Ｍｕｔｕａｌ Ｗａｙ 2030」）

2020 年 4 月から、10 年後（2030 年）にめざす姿を「『ひとに健康を、まちに元気を。』最も身近なリーディング生保へ」と定めた 10 年計画「ＭＹ Ｍｕｔｕａｌ Ｗａｙ 2030」（2020～2029 年度）を推進しています。

4 つの重点戦略として「期待を超えるお客さま・地域社会価値の提供」「人とデジタルの効果的な融合」「資産運用・海外収益の中核化」「弾力的な『規律ある相互会社運営』」を定め、お客さま志向のさらなる進化を前提に、長期的に安定した経営を行ないつつ、環境変化に柔軟に対応していくことで、「社会的価値」と「経済的価値」の双方の向上をめざしています。

（「ＭＹ Ｍｕｔｕａｌ Ｗａｙ Ⅱ期」）

2030 年にめざす姿の実現に向け、保障とアフターフォローの提供という生命保険会社の従来の役割を大切にしながら、「生命保険会社の役割を超える」ことをめざす新たな３ヵ年プログラム「ＭＹ Ｍｕｔｕａｌ Ｗａｙ Ⅱ期」を 2024 年 4 月から開始しました。

「ＭＹ Ｍｕｔｕａｌ Ｗａｙ Ⅱ期」の２年目にあたる 2025 年度は、「成長を加速する一年」と位

置づけ、「保険会社向けの総合的な監督指針」の改正や、米国の関税政策等を端緒とした経済・金融環境の変動等に機動的かつ柔軟に対応しながら、社会課題の解決とグループベースの持続的な成長に向けた取組みを加速し、「成長と還元の好循環」の実現をめざして取り組みました。

その結果、高い健全性を維持しつつ、収益性を示すグループ業務利益（※1）、成長性を示すグループ保険料（※2）については、増収増益を確保するとともに、中期経営計画（2024年4月～2027年3月）においてめざしていた目標を1年前倒しで達成しました。また、成長性の基盤となる「MYリンクコーディネーター等の在籍者数」「うちアドバンス層（※3）の人数」についても、目標を上回りました。さらに、お客さま満足度調査における総合満足度（※4）は69.6%と、過去最高値を更新しました。

（※1）明治安田単体の基礎利益から標準責任準備金の積み増し・戻し入れの影響を除いた単体の業務利益に、連結される子会社および子法人等ならびに持分法適用の関連法人等のキャピタル損益等を控除した税引前利益のうち、明治安田の持分相当額を合算し、明治安田グループ内の内部取引の一部を相殺したもの
（※2）連結損益計算書上の保険料等収入から明治安田単体の再保険収入を除いたもの
（※3）一定水準以上の生産性等を備えたMYリンクコーディネーター等（営業職員）
（※4）「満足」「やや満足」「ふつう」「やや不満」「不満」の5つの選択肢のうち、「満足」または「やや満足」と回答したお客さまの割合

▌当年度の「MY Mutual Way Ⅱ期」の進捗状況

＜成長戦略＞

【営業サービス・フロントのさらなる強化】

［個人営業］

お客さまや地域社会から信頼されるMYリンクコーディネーター（営業職員）チャネル体制の構築に向けて、チャネルの品質・生産性の向上、お客さま接点の拡大等に取り組んでいます。

チャネルの品質・生産性の向上では、コンプライアンスに係る教育のさらなる充実を図るとともに、多様化するお客さまのニーズに応じた商品をご提案できるよう、商品知識や販売スキル、当社の基本活動モデル（ＳＡＴ（※5）販売方式）に関するリモートを活用した本社からのダイレクト教育を強化するなど、教育・育成態勢の見直しを行ないました。また、2025年12月には、デジタルによるMYリンクコーディネーターの活動サポートの強化を企図し、営業用スマートフォンに搭載している「デジタル秘書 MYパレット」に、ＡＩによる活動アドバイスや業務効率化の機能を実装しました。加えて、営業所長等向けに、MYリンクコーディネーターの教育・指導をサポートする機能を備えた「デジタル秘書（指導者版）」を展開しました。

また、「お客さまの健康増進」や「地域社会とのつながり」のサポート等、生命保険会社の役割を超える価値をお届けするMYリンクコーディネーターの役割のいっそうの定着にも取り組みました。「お客さまの健康増進」のサポートとしては、スポーツ・健診・エンタメに関するコンテンツ提供を通じて健康増進を図る「明治安田の健康増進アクション」のプロモーションリーフレットを活用し、自治体等への協働取組みの提案を進めるとともに、がんや循環器病に関する情報提供や付帯サービスのご案内にも取り組みました。「地域社会とのつながり」のサポートとしては、地域住民が抱える生活課題の解決の一助となる行政サービス情報をご案内する活動（行政サービス案内）の拡大に引き続き取り組み、当年度末時点における同活動の展開自治体数は765自治体（前年度末差＋128自治体）となりました。そのほか、ご契約者が生命保険に託した“想い”やご家族への感謝の

気持ちを手書きのメッセージでお預かりし、万一のときに死亡保険金受取人にお届けする「エピローグ・レター」の登録をご案内しています。

お客さま接点の拡大では、既契約者との関係強化を企図し、契約応当日の3ヵ月前に発送している「明治安田からのお知らせ」にあわせたご契約内容の定期点検・情報提供活動等、年複数回アクセスの推進に取り組みました。また、未取引のお客さまとの接点拡大に向けては、デジタル技術とアウトバウンドコール等を組み合わせたダイレクトマーケティングの取組みを強化しました。

（※5）「創客（S）」「アプローチ（A）」「提案（T）」の略。お客さまが保険に興味をもってから加入に至るまでの心の動きに寄り添う活動モデル

[法人営業]

業界トップシェアの団体保険や各種サービス等を通じた企業・団体の福利厚生制度のサポートに加えて、金融機関窓口販売を通じた長期資産形成を目的とした商品の提供、一般代理店を通じた経営者向け生命保険等の提供に取り組んでいます。

団体保険については、企業・団体の従業員・所属員への対面のアプローチのほか、ＷＥＢによる加入案内やコールセンターによる非対面のアプローチの拡大、ＭＹリンクコーディネーター（営業職員）チャネルとの連携強化等による加入率の向上に取り組みました。また、企業・団体の定年延長に対応した団体保険の継続加入の提案といった社会環境の変化に応じた活動にも取り組んだほか、未取引団体に対する「健康経営優良法人」認定（※6）に向けた取組みをサポートするサービス等の提供や、団体保険の新規導入の提案の拡大にも取り組みました。

こうした取組みの結果、「被保険者数（法人営業）」（※7）は順調に増加し、当年度末時点で507.8万人、「団体保険保有契約高」においても同115.8兆円と、引き続き国内Ｎｏ．１を堅持しました。

金融機関窓口販売では、生命保険協会が2025年7月に「市場リスクを有する生命保険の募集等に関するガイドライン」を改正したことを受けて、金融機関代理店に対して改正内容を周知するとともに、当社の想定する顧客属性をより明確化するなど、お客さまが適切に商品を選択できるようプロダクトガバナンス態勢を強化しています。また、「保険会社向けの総合的な監督指針」の改正をふまえ、顧客本位の業務運営をいっそう推進する観点から、保険商品本来の機能の理解促進を企図し、販売担当者向けの商品説明資料を新たに作成・提供するなど、金融機関代理店に対する教育支援を強化しました。

一般代理店では、適切な業務運営の確保等に向けた当社の考え方・方針を明記した新たな「募集代理店委託契約書」の再締結を通じ、保険本来の趣旨に沿った募集活動を推進するとともに、募集代理店の整理・集約化をいっそう進めました。さらに2025年12月から、教育教材の格納、研修・試験の管理等の多様な機能を実装した一般代理店向けの支援サイトを展開し、教育態勢を強化しました。

（※6）特に優良な健康経営Ⓡを実践している大企業や中小企業等の法人を「見える化」することで、従業員や求職者、関係企業や金融機関などから社会的な評価を受けることができる環境を整備することを目的に、日本健康会議が認定する顕彰制度。なお、「健康経営Ⓡ」はＮＰＯ法人健康経営研究会の登録商標

（※7）任意加入の（新・）団体定期保険の被保険者数（当社単独・幹事契約の本人・配偶者）

[個人事務サービス]

お客さまのさらなる利便性向上や多様なニーズにお応えするため、2025 年 6 月から、第 1 回保険料をＰａｙＰａｙで支払うことができる「スマホ決済（Ｐａｙ払い）」を順次導入し、保険料収納の手段を拡充しました。あわせて、2025 年 12 月から、健康サポート・キャッシュバック特約を付加いただいているお客さまの健診結果提出について、スマートフォン向けアップロード専用ページへのアクセス方法を拡充し、二次元コードの読み取りによる提出を可能とするなど、手続きの簡便化に取り組みました。

加えて、マイナンバー制度のさらなる社会的普及を見据え、同制度の利活用により事務手続きを簡略化できる当社サービスの利用者拡大を推進しました（サービス活用に向けたマイナンバーの累計登録件数は当年度末時点で 420,407 件（前年度末比＋192%））。

さらに、2024 年 4 月に拠点事務職員の上位職として新設した「総務課長」については、2026 年 4 月に、739 拠点に配置を拡充しました。「総務課長」は、内部管理・コンプライアンス業務や、2「大」プロジェクトにおける自治体との連携の窓口業務に加え、ＭＹリンクコーディネーター等のメンタルサポートをはじめとした営業所長を補佐する役割も担っています。2025 年 4 月には、事務職員の育成・指導における責任者として「内部管理・総務副部長」を新設するなど、事務職員の活躍領域を拡大し、役割の高度化を図りました。

[法人事務サービス]

お客さまのさらなる利便性向上を図る取組みとして、団体所属員向けＷＥＢサービス「みんなのＭＹポータル『ＷＥＢ請求』」において、保険金・給付金のお支払いが可能な対象商品を拡大するなどの機能拡充を行ないました。あわせて、手続き書類における契約者印の押印省略の適用範囲を拡大するなどの見直しを行ない、事務手続きのさらなる迅速化を図りました。

また、保全手続きの電子化促進のため、団体保険の団体窓口ＷＥＢサービス「ＭＹ法人ポータル」等の利用率を可視化した「企業保険事務効率化レポート」について、健診データ提出状況や「みんなのＭＹポータル」の利活用状況等のデータを拡充するとともに更新頻度を向上させ、情報提供を充実させました。加えて、本レポートを活用し、全国約 160 名の法人事務サービス・コンシェルジュ（※8）等が中心となって、団体窓口への説明活動を行ない、健診データ提出率向上や事務システムの利用率向上に向けた取組みを推進しました。

そのほか、法人部の事務遂行能力の向上、営業・事務協働の円滑化に向け、法人部事務職員の職制を一部見直すとともに、事務職員向けの生成ＡＩ活用研修を複数回実施するなど、業務の高度化・効率化を推進しました。

（※8）企業保険の定型事務に加え、企業・団体の窓口に対して、保険に関する各種手続きのサポートや事務改善提案等を行なう担当者

【生命保険の機能の拡張】

[保障ビジネスの高度化]

お客さまの生活の質の向上や健康寿命の延伸に貢献するため、従来の保険商品による経済的な保障に加え、お客さまの健康状態の段階（ペイシェント・ジャーニー）に沿って疾患の発症や重症化の予防、療養のサポートを提供する取組みについて、2025 年 1 月に発売した「循環器病　対策Ｐｒｏ」

に続き、2025 年 12 月にがんの領域において新たなサービスを展開しました。

がんの領域における新たなサービスの展開にあたっては、2024 年 4 月に包括連携協定を締結した国立研究開発法人国立がん研究センター、公益財団法人日本対がん協会に加え、2025 年 8 月に地方独立行政法人東京都立病院機構　東京都立駒込病院と「がん領域における啓発や患者のサポート等」に関する包括連携協定を締結し、同病院のがん専門医が執筆したがんの基礎知識や先進的な取組み等の情報を閲覧できるサービスや、がん罹患前後におけるがんの治療や共生に関する精神的な不安に寄り添うための専門的かつ個別の相談に対応するサービスをお客さまに新たに提供するなど、がん領域におけるＱＯＬ向上に資する取組みを進めました。

[貯蓄ビジネスの再構築]

2025年4月に、「明治安田の資産形成シリーズ」の新たな商品として、保険期間中の死亡保険金・解約返戻金を抑制すること等により、魅力的な受取率を実現した「円貨建・明治安田の一時払養老保険」「外貨建・明治安田の一時払養老保険」を発売しました。本商品の販売量の拡大に向けては、当シリーズのイメージキャラクターを活用したＷＥＢ動画によるプロモーションを展開しました。また、本商品に搭載している市場価格調整機能のメリット・デメリットについて、商品パンフレットに記載するとともに、募集プロセスにおいてリスク説明動画を必ず視聴いただくなど、お客さまへの丁寧な説明を行なっています。そのほか、2025 年 10 月には、「明治安田の長期運用年金」の手続き方法について、対面での申込手続きを希望されるお客さまのニーズにもお応えできるよう、お客さま自身のスマートフォン等による手続きに加え、ＭＹリンクコーディネーターの営業用端末での手続きも可能としました。

「団体年金保険（一般勘定）」では、企業年金制度の運用安定化ニーズに新たな仕組み（※9）でお応えする新商品を開発し、2025 年 4 月から、約 10 年ぶりに新規引受を再開しました。本商品は、国内債券に替わる運用資産として順調にシェアを拡大し、当年度末時点で約 4,500 億円の資産を受託しました。また、「拠出型企業年金保険」では、2024 年度決算から当社の健全性（団体年金区分ＥＳＲ）に応じて安定的に配当をお支払いする配当還元方式を導入したことに加え、2026 年 4 月から約 25 年ぶりとなる新規引受の再開に向けて、手数料率を引き下げる方針を決定し、開示するなど、商品の魅力度向上を図りました。こうしたシェアの拡大に向けた取組みを推進した結果、当年度末時点で約 1,300 億円の資産を受託しました。

金融機関窓口販売においては、2025 年 4 月に、お客さまの着実な資産形成ニーズにお応えする新たな商品として「円貨建・エブリバディプラス（ふやすタイプ）」を発売し、当年度末時点で 35 行の金融機関代理店に導入され、一時払保険料は 73.2 億円となりました。

(※9)「主契約の予定利率」に加え、団体年金資産の運用利回りの見通しをもとに 3 年ごとに設定する「上乗せ利率」と、当社の健全性に応じて還元する「配当」の「3 階建て」で構成する仕組み

[他企業・団体等との共創の推進]

新たな提供価値の創出に向けて、志を同じくする外部企業や自治体・アカデミア等の外部パートナーとの連携や協業に取り組んでいます。

外部企業との取組みでは、イオン株式会社およびイオンフィナンシャルサービス株式会社と 2025 年3月に締結した包括的パートナーシップ契約に基づき、「お客さまを中心とした『元気で豊かな』

持続可能な地域社会」の実現をめざして、健康増進や地域活性化に資するさまざまな協業施策の検討を進めています。2025 年 10 月からは同社との協業施策の一つとして、一部地域のイオンモール等の施設で、地域のみなさまの健康増進に資するイベントやセミナーを展開しています。また、グローバル・ブレイン株式会社とは、協業を前提としたスタートアップ等への投資枠である「未来共創投資」を活用して 2023 年 2 月に「明治安田未来共創投資事業有限責任組合」を設立し、2025 年度には新規で 4 社に投資し、当年度末時点で累計 14 社への投資を実行しています。

アカデミア等との連携では、当社とグループ会社である株式会社明治安田総合研究所と国立大学法人 弘前大学との 3 者により、2025 年 4 月に「明治安田×弘前大学 ＱＯＬ共創研究所」を設置するなど、新たな価値を創出するための共同研究体制を強化し、健康増進や疾病予防に資する個人の健康状態や生活習慣をふまえた効果的な介入方法の研究を進めました。

【資産運用の高度化と海外保険事業の拡充】

［資産運用の高度化］

資産運用においては、「資産運用立国」実現への貢献の観点もふまえ、総合収益力の強化と責任投資の強化、ならびに、これらを支える資産運用基盤の高度化および資産運用事務サービス態勢の強化に取り組んでいます。

米国の通商政策の転換や日本の積極財政シフトへの期待等、資産運用を取り巻く環境が日々変化するなか、各国の景気サイクルを考慮して、金融環境を見通したうえで、機動的なアロケーションを実施しました。加えて、クオンツ・ＡＩモデルの開発や活用など、運用手法の高度化を進めたほか、海外運用拠点における運用態勢を強化するとともに、リスク管理に留意しつつ、プライベートアセットに投資することで、海外の成長力を積極的に取り込んでいます。

また、投融資先企業の経済的価値向上と社会的価値創出に向けて、インパクトファイナンス、トランジション・ファイナンスを含めたＥＳＧ投融資を推進するとともに、当社独自のＥＳＧ格付の活用により投融資先企業との提案型対話の強化に取り組むなど、スチュワードシップ活動を高度化しました。こうした取組みの結果、環境省が主催する第7回「ＥＳＧファイナンス・アワード・ジャパン」（※10）において銅賞を受賞したほか、2025 年のＰＲＩ（国連責任投資原則）年次評価において、最高評価の「5 つ星」を 3 年連続で獲得しました。

さらに、資産運用専門人財の育成に向けた研修機会や資格取得支援の充実、デジタル・ＡＩ等の先端技術の活用による業務プロセスの改善等に取り組みました。

（※10）ＥＳＧ金融または環境・社会事業に積極的に取り組み、インパクトを与えた機関投資家、金融機関、仲介業者、企業等について、その先進的取組み等を表彰し、広く社会で共有することで、ＥＳＧ金融の普及・拡大につなげることを目的として、2019 年度から環境省が実施しているもの

［海外保険事業の拡充］

海外保険事業では、さらなる収益拡大に向け、コア基盤と位置づける米国を中心に、「既存事業の強化・安定」と「新規投資の推進」を併進し、強固な海外保険事業ポートフォリオの構築に取り組んでいます。

既存事業については、コア基盤に位置づける米国においてスタンコープ社を通じたオールステート社からの事業買収（2025 年 4 月）により団体保険事業をさらに拡大するとともに、サブ基盤に位

置づけるアジア地域においても、タイライフ社の成長により事業の強化・安定化を進めています。一方、ドイツ・タランクス社との戦略提携を2025年12月に終了するとともに、同社と共同買収したポーランドのワルタ社・オイロパ社の全株式を2026年2月に譲渡しました。

新規投資については、2025 年 2 月に、英国リーガル＆ジェネラル社と同社の米国子会社であるバナーライフ社等の買収に合意しており、2026 年 2 月に買収手続きを完了しました。これにより、米国事業において、スタンコープ社による団体保険とバナーライフ社による個人保険の両軸による事業基盤を確立しました。

なお、既存投資先における2025年1－12月期のグループ保険料への貢献額は7,547億円（前年同期差＋1,188億円）、グループ業務利益への貢献額は1,674億円（前年同期差＋482億円）となり、過去最高を更新しました。

＜経営基盤拡充戦略＞

【「ひと」中心経営の推進と働きがいの向上】

［人事政策］

生命保険業の事業特性をふまえ、経営環境が大きく変化するなかでもお客さまや地域社会に価値を提供し続けられるよう、長期的な雇用を重視し、内部育成を基本とする「ひと」中心経営を推進しています。

職員については、すべての層の意欲ある人財の活躍を通じた事業競争力の引き上げに向けて、「意欲や役割発揮次第で、誰でも、いつからでもチャンスのある会社」の実現をめざし、2024 年 4 月に改正した職員人事制度に基づき、勤続年数等にかかわらず意欲のある優秀な人財をより積極的に登用しました。さらに、「人生100年時代」において一人ひとりが活躍できる世の中をつくりあげるという社会課題の解決を企図し、シニア層の個々のライフプラン等に応じて働き方が選択できる「働き方選択型70歳定年制度」について、2027年度の導入をめざし準備を進めました。

ＭＹリンクコーディネーターについては、会社政策や外部環境の変化をふまえて継続的に制度を見直しています。2025年4月、10月、2026年1月に採用競争力の確保を企図した採用給の見直しを行なったほか、「明治安田フィロソフィーの実践・活動・業績」を長期にわたって高水準で実践する「アドバンスＭＹリンクコーディネーター」の認定制度を拡大し、処遇の引き上げを実施しました。加えて、メンタル不調を未然に防止するため、保健師を支社に配置し、専門家によるカウンセリングを受けられる態勢を拡大するなど、長期にわたって安心して働ける環境整備に取り組みました。

なお、2026 年度には、「成長と還元の好循環」の定着やアフォーダビリティ（※11）の向上を企図して、職員は平均5.4%、ＭＹリンクコーディネーターは平均6.5%の賃上げを実施します。

（※11）物価動向をふまえた実質的な購買力

［ＤＥ＆Ｉの推進］

「ひと」中心経営の推進のもと、ＤＥ＆Ｉ（※12）として、一人ひとりのおかれた状況に応じ、必要な経験・情報・環境を用意するなど、公平な機会を提供するよう取り組んでいます。

女性の活躍推進については、主要職制候補であるＬ－ＮＥＸＴ１にキャリア面接を導入するとともに、Ｌ－ＮＥＸＴ営業所長を新設するなど、育成体制を強化しました。その結果、当年

度は女性職員から21人を主要職制へ、20人を営業所長代理へ登用しました。

両立支援では、時間に制約のある働き方を全員が体験する「かえるリレー」の本社展開を通じて働き方への意識改革につなげる取り組みを推進するとともに、男性育休の取得促進を強化しました。男性育休の取得率は6年連続で100%となりました。

そのほか、シニア層の活躍推進については、70歳への定年延長を見据えたキャリア開発等を行ない、障がい者の活躍推進については、法定雇用率（2.5%）の充足を前提に、評価上位者に対する賞与加算額の増額等、活躍を後押しする取組みを進めました。

（※12）ダイバーシティ（多様性）、エクイティ（公平）およびインクルージョン（包摂）を意味する用語

[健康経営の推進]

従業員の健康づくりに積極的に関与し、健康増進の取組みをいっそう促進する「ＭＹ健康宣言」における4本柱（生活習慣病・メンタルヘルス・女性の健康・アンチエイジング（※13））を中心とした健康経営を推進しています。

「生活習慣病」においては、2025年6月から、従業員個々の生活習慣課題に応じて保健師が能動的に保健指導を行なう取組みを開始しました。また、「女性の健康」では、子宮頸がん検診の受診促進に向け、2025年5月から社内診療所での検診を開始するとともに、巡回型バスによる検診を9支社等に先行導入しました。

こうした取組みの結果、健康経営優良法人認定制度における「ホワイト500」に10年連続で認定されました。

（※13）加齢に伴う身体機能の低下や口腔疾患の防止等に向けた取組み

【ＩＴ・デジタル投資のさらなる推進（ＤＸ戦略2.0）】

「ＤＸ戦略2.0」では、「人とデジタルの効果的な融合」の考え方のもと、お客さまと従業員の体験価値の向上に取り組んでいます。

お客さま向けには、2025年9月にスマートフォンアプリ「ＭＹほけんアプリ」をリニューアルするとともに、2025年12月にはＭＹリンクコーディネーター向けの活動支援ツール「デジタル秘書ＭＹパレット」の機能を拡充するなど、サービス品質の高度化に取り組みました。

職員向けには、安全な環境で生成ＡＩを活用できる当社版ＣｈａｔＧＰＴシステムを刷新し、役職や職務ごとの業務の流れやタスク内容に対応するメニューを備えた「デジタル秘書」として、2025年8月に「デジタル秘書　役員・本社職員版」、2025年10月に「デジタル秘書　支社職員版・法人部職員版」を展開しました。さらに、2025年12月に営業所長向けにＭＹリンクコーディネーターの教育・指導をサポートする機能などを備えた「デジタル秘書　指導者版」、2026年1月に法人営業担当向けに日々の活動報告をサポートする機能などを備えた「デジタル秘書　法人営業版」をそれぞれ展開しました。

これらの推進態勢を強化するために、専門人財（ＩＴ・ＤＸ分野）の採用・育成強化に取り組んだほか、ＡＩ活用に係る各種ガイドライン・規程の制定等、ＡＩガバナンス態勢の整備等に取り組みました。また、柔軟性・機動性・拡張性が高いシステム基盤をめざし、職員・ＭＹリンクコーディネーター等が利用するデバイス・ネットワーク環境の最新化や、ホストシステムのオープンシ

ステム化に向けた基本計画の策定等に取り組みました。2025 年 4 月には、アクセンチュアとの包括的なパートナーシップ契約に基づき「デジタルイノベーションＨｕｂ」を新設し、生成ＡＩ等の先端技術の全社横断的な業務実装に向けた検討・開発と、これらを通じた実践的な人財育成の一体的・包括的な取り組みを進めています。

また、「ＡＩのサポートによるひとの能力・役割の拡大」と「ひととＡＩの協働による業務の高度化・余力の創出」を通じて、すべての役職員・ＭＹリンクコーディネーター等の業務品質・生産性を飛躍的に向上させ、「ひとにしかできない業務」にシフト・専念することでひとならではの提供価値を創出することをめざし、2026 年度から推進する「ＡＩ戦略」の策定に取り組みました。

【ガバナンスの高度化とサステイナビリティ経営の推進】

［相互会社運営の高度化］

長期的かつ契約者視点に立った相互会社運営の高度化に引き続き取り組んでいます。

相互会社経営に関する情報提供と対話の拡充を目的に、契約者配当や内部留保の積み立て等に関する説明の充実に継続して取り組み、2025 年 7 月の定時総代会においては、配当等のお客さまへの還元、任意積立金の見直し、新資本規制の導入等について説明を行ないました。さらに、2026 年 1 月および 2 月に全国 105 支社等で開催したお客さま懇談会においても、情報提供を行ないました。

また、法定ディスクロージャー誌として「明治安田の現況 2025（統合報告書）」、自治体・企業向けとして「『価値創造』報告書」、個人のご契約者向けとして「明治安田インフォメーション」の発行を行なっています。当年度は、グループベースの持続的な成長を実現し、お客さま・地域社会・従業員等のステークホルダーへの還元を拡充する「成長と還元の好循環」を訴求ポイントとし、社会的価値の向上と経済的価値の向上の好循環の実現に向けた取組みについての記載を充実させました。

［ＥＲＭ運営の実効性の向上］

健全性を確保し、収益性・成長性とのバランスをとりながら、安定的な収益確保と企業価値向上を実現することをめざし、ＥＲＭの枠組みを経営計画の策定・運用に活用しています。

国内外の政治・経済情勢が目まぐるしく変化し、金融環境が大きく変動するなか、ＥＲＭ運営会議を通じ、経営レベルで経済価値ベースのソルベンシー比率（以下、ＥＳＲ）のモニタリングと分析および収支への影響等の確認を行ない、適時適切に対応しました。

また、「経済価値ベースの国内資本規制」が 2025 年度決算から導入され、従来の内部モデルに基づくＥＳＲに加え、監督規制に用いられる標準モデルに基づくＥＳＲの計測が義務付けられることから、必要な対応を実施しました。

具体的には、標準モデルと内部モデルのＥＳＲを同時期に計測するため、システム開発や関連実務の整備に取り組み、計測の試行を通じて準備状況を確認しました。さらに、ＥＳＲの計測全体に関する検証・評価を担う「ＥＳＲ検証責任者」と、経済価値ベースの保険負債等の計測に関する検証・評価を担う「保険負債検証責任者」を新設し、ＥＳＲの適切性を確保するための態勢を整備しました。

加えて、当社は「健全性の水準に応じた経営の方針」において、ＥＳＲの水準に応じて配当還元と

投資を判断することを定めています。この方針についても、標準モデルと内部モデルの低い方の水準で判断することや、目標ＥＳＲ水準を 200～220%の幅に設定し、中期的に回帰をめざす水準と位置付ける等、監督規制の導入をふまえ、見直しました。

（資本政策）

健全性の確保を最重視し、引き続き追加責任準備金等の内部留保等の積み増しを行ないました。

オンバランス自己資本は、2025 年 10 月の米ドル建劣後特約付社債の繰上償還額（約 2,383 億円）が、内部留保等の積み増しを上回り、当年度末時点で 4 兆 9,139 億円（前年度末差－1,404 億円）となりました。

（お客さま・社会への還元）

経営計画の取組みを通じて生まれた剰余金は、保険金・給付金の将来の確実なお支払いに備え、一部を内部留保するとともに、お客さま・地域社会・未来世代に還元しております。

2024 年度決算においては、2025 年 7 月の定時総代会における決議を受け、通常配当の配当準備金として 1,464 億円を繰り入れたほか、長期間にわたり内部留保の積み立てに貢献いただいたご契約者に対して、内部留保への貢献度に応じて還元する「ＭＹミューチュアル配当」の配当準備金として 110 億円を繰り入れました。また、地域社会・未来世代への還元に関する取組みの継続・拡大として、前年度に引き続き、社会厚生事業増進積立金を増額しました。

[グループ経営管理態勢の強化]

足元の海外保険事業の拡充をふまえ、グループ経営管理態勢の強化を進めています。

具体的には、海外保険事業の高度化を目的にリスク管理、コンプライアンス、資産運用、収益管理等の関連部署で、早期のリスク検知に向けた検討・検証を組織横断的に行なっています。

2025 年 10 月には、当社および海外保険子会社のＣＥＯ間での経営の重要事項等における確認・共有の場である海外ＣＥＯ会議に、買収前の段階からバナーライフ社ＣＥＯが陪席するなど、関係構築の機会を設定し、グループ間の相互理解が進展しました。

また、海外保険グループ会社の経営管理自己点検（マネジメント・スタンダード・アセスメント）を通じた経営管理課題の解決支援を継続しており、すべての出資先において、当社が求める経営管理態勢の標準を充足していることを確認しています。

グループ一体感のさらなる醸成に向けては、2024 年度に実施したグループカルチャーサーベイの結果をふまえ、グループメッセージ「Ｃｒｅａｔｉｎｇ　ｐｅａｃｅ　ｏｆ　ｍｉｎｄ，ｔｏｇｅｔｈｅｒ」のさらなる浸透・定着に向けた取組みを推進した結果、グループメッセージに対する理解・共感が進展したことを確認しました。

[3 つのディフェンスラインの強化・高度化]

（コンプライアンス）

業務遂行のあらゆる面においてコンプライアンスを最優先するという基本的考え方のもと、コンプライアンス風土の確立やグループベースのコンプライアンス態勢の高度化に向けた取組みを進めています。

募集コンプライアンス違反の根絶に向けて、従業員の行動規範「私たちの行動原則」（※14）を活用したＭＹリンクコーディネーターに対するコンプライアンス教育のさらなる充実を図るととも

に、指導者に求めるスキル・資質に関する教育を引き続き行なうことにより、ＭＹリンクコーディネーターの活動管理を強化しました。

また、不適正契約の混入防止・検知等の実効性向上を企図し、従業員へのアンケートを通じた募集コンプライアンス違反懸念情報等の能動的な収集に加え、契約引受後のスクリーニングでは、新たに把握した不適正懸念事象を調査対象に追加するなど、調査態勢を強化しました。

さらに、「適合性に係る執行ガイドライン」等に基づき適合性確認を円滑に行なうための教育を実施するなど、お客さま本位の保険募集を推進しました。また、ご高齢のお客さまへの保険募集に関しては、ご提案時に十分な説明を行なうとともに、70 歳未満のご家族の同席を推奨する運営を継続して推進しました。

募集代理店に対しても、「適合性に係る執行ガイドライン」等に基づく管理・指導を再徹底したほか、生命保険協会が策定した「保険代理店等に対する便宜供与及び出向に関するガイドライン」への対応等、募集管理態勢の整備・強化に取り組みました。

マネー・ローンダリング等の金融犯罪対策においては、当社およびグループベースの態勢高度化に向けて継続的に取り組むとともに、インサイダー取引防止や利益相反管理等に係る教育の充実を図りました。

（※14）一人ひとりが、大切にすべき価値観である「明治安田バリュー」に沿って、判断・行動を主体的に行なうための指針として定めたもの

（リスク管理）

業務遂行上のリスクを総合的に把握・認識し、リスク評価、モニタリング、コントロール等のリスク管理プロセスを通じて、統合的なリスク管理を推進しています。

当社はリスク事象の影響度と蓋然性に基づき重要度の高いリスク事象を重要リスクとして特定し、このうち経営上、特に注視すべき「経済・金融環境の大幅な変化への対応不十分」「募集コンプライアンス違反の根絶に向けた対応の不足」「顧客本位の業務運営や規制等の見直しに対する対応不十分」をトップリスクに設定のうえ、対応策を年度経営計画に反映し、リスク事象の未然防止と顕在化時の影響軽減に向けた対応策を継続的に検討・推進しました。

また、重要リスクのうち、「サイバー攻撃・犯罪や重大なシステム障害」については、攻撃の検知・監視、技術的対策の強化、情報収集等を実施しました。さらに、2026 年度からのサイバーセキュリティに係る管理態勢および人財育成態勢の高度化を着実に推進することを企図し、2025 年 12 月に、デロイト トーマツ サイバー社とのパートナーシップ契約を締結しました。また、新たな脅威（暗号の危殆化リスク（※15）、リアルタイムフィッシング攻撃（※16））について調査・分析を行なうとともに、「安全な暗号の利用・管理方針」（ステートメント）を制定し社外に公開するなど、対応態勢の整備に向けた取組みを推進しました。そのほか、実践的シナリオでのランサムウェア攻撃に対する経営層訓練およびイントラ研修の実施、サイバー月間の開催等による全役職員のリテラシー・アウェアネス向上、サードパーティにおいてインシデントが発生した際の代替策等の確保に向けた態勢整備を進めています。

（※15）従来安全と考えられていた暗号技術が、解析手法の進歩等により短時間で解読されるリスク

（※16）フィッシングサイトに入力したＩＤ・パスワードやワンタイムパスワードの情報をリアルタイムに盗用するサイバー攻撃

（お客さま志向）

「お客さま志向の業務運営方針　－お客さま志向自主宣言－」（以下、志向方針）のもと、お客さまの最善の利益が図られるよう、お客さま志向の業務運営を推進しています。

企業理念「明治安田フィロソフィー」に沿った行動を推進するなか、多様化するお客さまのご意向を把握するため、引き続き、迅速かつ幅広い「お客さまの声」の収集に努めました。また、お客さまの声の分析においては、分析対象範囲の拡大、クラスタリング手法（※17）および生成ＡＩの活用に取り組むとともに、早稲田大学との共同研究等を通じた分析手法の高度化を推進しました。

加えて、金融庁の「顧客本位の業務運営に関する原則」の改正をふまえ、当社ではプロダクトガバナンスに取り組むとともに、志向方針に「商品・サービス」の開発・提供・管理の取組みを追加しました。また、「お客さま志向」の具体的な取組内容を取りまとめた「『お客さまの声』白書」を公表しました。

（※17）大量のデータを類似性に基づいて短時間で自動的にグループ化する手法

[サステイナビリティ経営の推進]

サステイナビリティ経営を推進するにあたって、「優先課題（マテリアリティ）」を 8 項目設定し、重点的に取り組んでいます。

環境保全・気候変動への対応については、CO_2排出量を2050年度までにネットゼロとする目標を掲げ、2030 年度の中間目標を設定しています。事業者としての排出量は、省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入等を進め、2030 年度削減目標に対し順調に進捗しています。機関投資家としては、投融資先との脱炭素に関する対話等を継続し、2030 年度削減目標の達成に向けて着実に進捗しています。こうした取組みの結果、2025 年のＣＤＰ（※18）による気候変動調査において最高評価の「Ａリスト」企業に3年連続で選定されました。そのほか、「明治安田×Ｊリーグの森～未来をつむぐ森～」として、Ｊリーグと協働で森林を再生・保全する取組みを行なっており、2025 年 5 月には山梨県において 2 回目となる植樹イベントを、8 月には新たに岐阜県で森林体験イベントを実施しました。

また、こどもたちの健やかな成長とその環境づくりに資する活動を「未来世代応援活動」として推進しており、金融・保険教育、ＳＤＧｓ・環境教育等の学校等への支援、スポーツ・文化・地域の交流を通じた健全育成への取組み等を行なっています。特に学校等における出張授業は、全国各地で開催し当年度末時点における累計実施回数は7,000回以上となりました。

加えて、金融サービスへの平等なアクセス確保に向け、高齢者・障がい者等、さまざまな特性を有するお客さまの不便解消に向けた取組みを「みんなにやさしい保険アクセス」として展開しており、2025 年 7 月には、視覚等の状態に応じて画面を最適化するＷｅｂ閲覧補助ツール「FACIL'iti（ファシリティ）」を当社ホームページに導入しました。また、2023 年度から当社発案の電話音声明瞭器「サウンドアーチ」を連携協定締結先の自治体に寄贈する活動を行なっており、2025 年度から地域包括支援センターへの寄贈も開始しました。

人権の尊重については、人権デュー・ディリジェンスの高度化を企図して、統合報告書およびホームページにおける開示内容のさらなる充実を図りました。これにより、5 つのプロセス（※19）のうち「適切な情報開示」に関する取組みを強化し、各プロセスにおける課題への対応を着実に進

めました。

（※18）ＣＤＰは、企業に対して環境問題への取組みの促進と情報開示を求める活動を行なう国際的な非営利団体

（※19）①人権方針の作成 ②人権に対する負の影響の特定・評価 ③負の影響の停止・防止・軽減 ④対応の実効性評価 ⑤適切な情報開示

＜ブランド戦略＞

保障とアフターフォローの提供という生命保険会社の従来の役割を大切にしながら、「生命保険会社の役割を超える」ことへの決意を込めたブランド通称「明治安田」の浸透に向けて、当社がめざす世界観を端的な物語にまとめた「明治安田ブランドステートメント」に基づき、「重層的なメディアプロモーション」「スポーツ・ブランディングの強化」「当社らしいコンテンツの拡充」の 3 つの柱を中心に取り組みました。

「重層的なメディアプロモーション」においては、ブランド通称「明治安田」を体現する 2「大」プロジェクトの訴求に向けて、テレビＣＭや新聞広告といったマスメディアに加え、ＳＮＳやＣＴＶ（※20）等のデジタル媒体を通じた情報発信を強化しました。

「スポーツ・ブランディングの強化」においては、Ｊリーグとは、女性を中心とする新たなファン拡大を目的とした「明治安田のＪ活」や元日本代表選手等による「明治安田スーパーレジェンズマッチ」等の新規共同取組みを展開し、2015 シーズンからのスタジアムでの累計観戦者数は 300 万人を突破しました。加えて、「シャレン！で献血」をＪリーグ全クラブ等と協働で行ない、献血協力者数は 2023 年 4 月からの累計で 4.7 万人となりました。一般社団法人日本女子プロゴルフ協会（以下、ＪＬＰＧＡ）に関しては、3 大会（明治安田レディス、明治安田レディスオープン、ＪＬＰＧＡレジェンズチャンピオンシップ明治安田カップ）への特別協賛とともに、その他のツアー協賛大会数を 42 大会まで拡大しました。また、当社所属プロの勝みなみ選手、鶴岡果恋選手、小倉彩愛選手、天本ハルカ選手に加え、伊藤愛華選手と所属契約を締結しました。

「当社らしいコンテンツの拡充」においては、「地元とひとが元気になる空間」をコンセプトに 2023 年から展開している「明治安田ヴィレッジ」を全本部等所在地 16 ヵ所まで拡大し、健康増進や地域活性化に資するさまざまなイベントを開催したことにより、当年度のイベント申込者数は大幅に増加しました。また、小田和正氏の全国ツアーへの冠協賛や大阪・関西万博でのフォトコン・イベントを実施したほか、2027 年 3 月に開会する「２０２７年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）」への協賛を決定するなど、当社らしい取組みを推進しました。

（※20）インターネット回線に接続されたテレビ端末

＜2「大」プロジェクト＞

【みんなの健活プロジェクト】

「みんなの健活プロジェクト」では、「“けんしん”と予防」をコンセプトに、お客さまの定期的な“けんしん”（健康診断・がん検診等）の受診を促すとともに、疾病の「予防」に向けた前向きな取組みを後押しすることで、健康寿命の延伸やＱＯＬ向上への貢献をめざしており、“けんしん”応援型の「商品」や、疾病予防・健康増進に資する「サービス」、地域のみなさまにもご参加いただける健康増進「アクション」といった 3 つの面で取組みを推進しています。

2025 年 1 月から、「ベストスタイル 健康キャッシュバック　循環器病　対策Ｐｒｏ」および「循

環器病　対策Ｐｒｏ」の販売を開始しました。あわせて、健診結果と生活習慣をもとに循環器病の発症リスク等を予測する「明治安田　血管レポート」や、設定した生活習慣目標が継続できるよう「習慣化サポーター」がＬＩＮＥ経由の対話でサポートする「習慣化支援サービス」等の提供を開始するなど、2025 年度は、同商品およびサービスに係る各種プロモーションの強化や販売促進、循環器病に関する啓発活動を実施しました。なお、当年度末時点における「ベストスタイル　健康キャッシュバック　循環器病　対策Ｐｒｏ」および「循環器病　対策Ｐｒｏ」の累計販売件数は約 40 万件となりました。

また、付帯サービスとして展開している「健活レポート」に搭載した総合的な健康状態を年齢で表わす、「健活年齢」（※21）を算出するＡＩ予測モデル「健活未来予測モデル」について、新規性と進歩性が認められ、2025 年 10 月に特許を取得しました。

加えて、最先端の健康チェック機器を使用し、気軽に「健康状態・疾病リスクを知る」機会を提供する「明治安田の健康チェック」の一環として、2024 年 4 月から開催している「ＱＯＬ健診 明治安田×弘前大学」（※22）について、2025 年 4 月から、実施対象をこれまでの自治体に加え、当社の団体保険のご契約を通じて取引がある大企業にも拡大したほか、「明治安田の健康チェック」等の健康増進イベントについてもコンテンツの見直しと改善を進め、健康増進イベント全体としては、当年度は約 250.7 万人のお客さまにご参加いただきました。

こうした取組みの結果、「ベストスタイル 健康キャッシュバック」にご加入のお客さまの「健活年齢」と実年齢の差は加入後 6 年経過時点において－2.0 歳（※23）となり、同性・同年代と比べて入院等の可能性が低いことが分かりました。また、「ベストスタイル　健康キャッシュバック」の加入者に対するアンケート調査の結果、直近 1 年間で健康意識が高まった人の割合は 73.5％となり、未加入者よりも 12.3ｐｔ高いことが確認できました。

（※21）健活年齢は、総合的な健康状態を年齢で表す当社オリジナルの指標
（※22）「ＱＯＬ健診」は弘前大学の登録商標
（※23）「ベストスタイル　健康キャッシュバック」の加入者のうち、加入後 6 年経過時点における集団の健活年齢と実年齢の差の平均値を集計

【地元の元気プロジェクト】

「地元の元気プロジェクト」では、「つながり、ふれあい、ささえあう地域社会を。」とのコンセプトのもと、「地域のみなさまの心身の健康保持・増進」「未来世代の応援を通じた持続可能な社会の実現」「地域を支える企業・団体の持続的成長」を目的に、全社横断的な取組みを展開しています。

取組みにあたっては、さまざまなステークホルダーと連携協定を締結しており、特に自治体とは地域課題の解決を目的とした連携協定の締結を当年度末時点で 1,138 自治体まで拡大しました（前年度末差＋60 自治体）。

健康増進イベントとしては、先進健康測定機器を活用した健康測定会「明治安田の健康チェック」、認知症予防等に効果があるとされる「健康マージャン」イベント、塗り絵を活用した「明治安田大人の塗り絵コンクール」等を開催しました。また、自治体・企業等との協業により個別の地域課題の解決に取り組む「地域共創 with ホームタウン」を継続して推進しました。具体的には、Ｊクラブ関連施設の整備や廃校の改修・再活用、地元での職業選択や夢を描くきっかけとなる体験型

イベント「こどもシゴト博®」（※24）の開催、マッチングイベント等を通じた新たな出会いを創出する婚活支援といった 3 つのモデルを中心に展開し、当年度末時点で累計 72 案件まで拡大しました。

さらに、Ｊリーグとは「Ｊリーグ　ウォーキング」「サッカー教室」等、ＪＬＰＧＡとは協賛大会等での「明治安田×ＪＬＰＧＡ」健康チェックブースの出展を通じた健康測定会を開催するなど、さまざまな取組みを行ないました。また、イオン株式会社およびイオンフィナンシャルサービス株式会社と 2025 年 3 月に締結した包括的パートナーシップ契約に基づき、イオングループとの協業の本格展開に向けて、傘下のドラッグストアやモールとの協働イベントを展開するとともに、2025 年 12 月には、同社の傘下企業が運営する屋内型仕事体験テーマパーク「カンドゥー幕張」に協賛し、まちのお医者さんをテーマとした仕事体験アクティビティ「めいじやすだクリニック」をオープンしました。このほか、地域貢献イメージの向上に向けて、各地域における祭事への参画を積極的に行ないました。

こうした取組みの結果、本プロジェクトの参加者数は当年度末時点で累計 3,119 万人に達しました。加えて、当社が実施した「企業認知度・好感度調査」において「地域貢献イメージ浸透度」が良好な結果となるなど、地域貢献に関する効果を確認できました。

また、地方創生への取組みとして「私の地元応援募金」を全社で進め、2025 年度は全国の自治体等へ、従業員による任意の募金に会社拠出の寄付を上乗せした総額約 10.0 億円の寄付等を行ないました。

(※24) 「こどもシゴト博®」は CHEERS 株式会社の登録商標

＜企業風土・ブランド創造運動（第Ⅱ期）＞

企業理念「明治安田フィロソフィー」の浸透と従業員の行動規範「私たちの行動原則」に基づく従業員の自律的な行動を促す「企業風土・ブランド創造運動」を 2020 年度から展開しています。

「企業風土・ブランド創造運動」は、お客さま・地域社会・未来世代・働く仲間との４つの絆を深める組織単位のボトムアップ型小集団活動「Ｋｉｚｕｎａ（キズナ）運動」を中心に全社で推進しており、2024 年度から「明治安田フィロソフィーの浸透・体現に不断に取り組み、多様なステークホルダーとのつながりを創出するＫｉｚｕｎａ運動」をめざす姿として掲げています。当年度は、Ｋｉｚｕｎａ運動を通じて、社内から「私たちの行動原則」に沿った行動事例を約 23.5 万件収集し、優れた事例を顕彰したほか、全組織が「行動事例集」を作成するなど、ボトムアップ型の運営による企業風土の醸成に努めました。

また、「明治安田フィロソフィー」「明治安田ブランドステートメント」の浸透に向けて、全従業員を対象とした討議運営を年３回実施したほか、社長をはじめとする役員と従業員が直接対話する研修会を実施しました。加えて、社外からも評価されるＫｉｚｕｎａ運動に向けて、Ｊ リーグ選手ＯＢを交えた研修会や、本社・支社・法人部・国内グループ会社の一部組織にて社外有識者を招聘したＫｉｚｕｎａ運動の成果発表会を開催しました。

さらに、「エピローグ・レター」のご案内（当年度末時点で約 360 万件）、「明治安田Ｊリーグ応援活動」、金融・保険教育や環境保全活動をはじめとするさまざまな地域貢献活動をボトムアップで推進しました。

【主要業績の概況】

［当期における当社の主要業績について］

2025年度における当社の主要業績は次のとおりです。

個人保険・個人年金保険は、保険料ベースの業績指標である年換算保険料（各契約について、お支払いいただく保険料を1年あたりに換算した業績指標）において、新契約年換算保険料が1,631億円、年度末での保有契約年換算保険料が2兆1,440億円となりました。このうち、第三分野（医療・介護保障等）は、新契約年換算保険料が351億円、年度末での保有契約年換算保険料が5,211億円となりました。

団体保険の年度末保有契約高は115兆8,642億円、団体年金保険の年度末保有契約高（責任準備金の金額）は8兆2,236億円となりました。なお、明治安田アセットマネジメント株式会社が受託している団体年金資産を加えた明治安田グループ全体での団体年金資産の契約・受託残高は、9 兆 4,000億円でした。

（新契約年換算保険料）

	当年度		前年度
	金額	前年度比増減率	金額
個人保険・個人年金保険	1,631億円	29.4%	1,261億円
うち第三分野	351億円	△ 20.7%	442億円

（減少契約年換算保険料）

	当年度		前年度
	金額	前年度比増減率	金額
個人保険・個人年金保険	1,490億円	△ 5.3%	1,573億円

（保有契約年換算保険料）

	当年度末		前年度末
	金額	前年度末比増減率	金額
個人保険・個人年金保険	2兆1,440億円	0.7%	2兆1,298億円
うち第三分野	5,211億円	1.1%	5,156億円

以下の契約高には、第三分野の業績は含まれていません。

（新契約高）

	当年度		前年度
	金額	前年度比増減率	金額
個人保険・個人年金保険	2兆 562億円	47.1%	1兆3,981億円

（減少契約高）

	当年度		前年度
	金額	前年度比増減率	金額
個人保険・個人年金保険	4兆1,011億円	△ 1.4%	4兆1,601億円

（保有契約高）

	当年度末		前年度末
	金額	前年度末比増減率	金額
個人保険・個人年金保険	56兆4,485億円	△ 3.5%	58兆4,934億円
団体保険	115兆8,642億円	0.6%	115兆2,272億円
団体年金保険	8兆2,236億円	5.9%	7兆7,651億円

経常収益では、保険料等収入が3兆7,526億円となりました。うち個人保険は2兆844億円、個人年金保険は2,264億円、団体保険は3,097億円、団体年金保険は1兆580億円となりました。

資産運用収益は、利息及び配当金等収入が1兆3,519億円、有価証券売却益が8,377億円、為替差益が2,231億円、有価証券償還益が592億円で、資産運用収益合計では2兆5,289億円となりました。

経常費用では、保険金等支払金は3兆4,974億円、うち個人保険・個人年金保険が2兆4,565億円、団体保険が1,563億円、団体年金保険が7,239億円となりました。

責任準備金等繰入額は、7,988億円となりました。

資産運用費用は、有価証券売却損が7,642億円、金融派生商品費用が4,998億円で、資産運用費用合計では1兆4,152億円でした。

事業費は、4,741億円となりました。

これらの結果、経常利益は760億円でした。また、基礎利益（保険料収入や保険金・事業費支払等の保険関係収支と、利息及び配当金等収入を中心とした運用関係収支からなる、生命保険会社の基礎的な期間損益の状況を表わす指標）は5,072億円となりました。

特別損益のうち、特別利益は1,098億円で、子会社株式及び関連会社株式売却益が740億円、価格変動準備金戻入額が300億円でした。特別損失は302億円で、固定資産等処分損が127億円、子会社株式及び関連会社株式評価損が105億円でした。

以上の結果、経常利益に、特別損益、法人税等を加減した当期純剰余は1,763億円となりました。

当期純剰余に土地再評価差額金取崩額等を反映し、当期未処分剰余金は1,779億円となりました。当期未処分剰余金から剰余金処分案にて社員配当準備金に1,739億円繰り入れることとしています。

		当年度		前年度
		金額	前年度比増減率	金額
経常収益		6兆3,816億円	34.5%	4兆7,442億円
	保険料等収入	3兆7,526億円	35.7%	2兆7,660億円
	資産運用収益	2兆5,289億円	42.5%	1兆7,748億円
経常費用		6兆3,056億円	37.9%	4兆5,740億円
	保険金等支払金	3兆4,974億円	14.1%	3兆645億円
	責任準備金等繰入額	7,988億円	7,890.7%	99億円
	資産運用費用	1兆4,152億円	49.6%	9,463億円
	事業費	4,741億円	8.3%	4,377億円
経常利益		760億円	△ 55.3%	1,701億円
	基礎利益	5,072億円	△ 8.7%	5,554億円

特別利益	1,098億円	3,338.6%	31億円
特別損失	302億円	△ 61.3%	780億円
当期純剰余	1,763億円	14.6%	1,538億円
当期未処分剰余金	1,779億円	12.5%	1,582億円

総資産については、年度末で48兆217億円となりました。

		当年度末		前年度末	
		金額	構成比	金額	構成比
総資産		48兆 217億円	100.0%	46兆1,330億円	100.0%
	現金及び預貯金等	9,852億円	2.1%	8,546億円	1.9%
	有価証券	40兆9,903億円	85.4%	39兆4,191億円	85.4%
	貸付金	3兆7,034億円	7.7%	3兆8,345億円	8.3%
	有形固定資産	1兆 56億円	2.1%	9,319億円	2.0%

負債の大宗を占める責任準備金残高は34兆6,888億円でした。責任準備金は、法令等で定められている積立方式のうち、最も積立水準が高い平準純保険料式で積み立てています。

		当年度末		前年度末	
		金額	構成比	金額	構成比
負債の部合計		41兆8,222億円	87.1%	41兆3,974億円	89.7%
	責任準備金	34兆6,888億円	72.2%	33兆8,905億円	73.5%
	支払備金	1,589億円	0.3%	1,590億円	0.3%
	価格変動準備金	1兆1,405億円	2.4%	1兆1,705億円	2.5%
純資産の部合計		6兆1,995億円	12.9%	4兆7,355億円	10.3%
	基金・基金償却積立金	9,800億円	2.0%	9,800億円	2.1%
	剰余金	2,543億円	0.5%	2,373億円	0.5%
	その他有価証券評価差額金	4兆9,917億円	10.4%	3兆4,918億円	7.6%
負債及び純資産の部合計		48兆 217億円	100.0%	46兆1,330億円	100.0%

［当期における当社グループの主要業績について］

2025年度における当社グループの主要業績は次のとおりです。

経常収益は7兆4,418億円、経常利益は557億円、親会社に帰属する当期純剰余は1,272億円となりました。

	当年度		前年度
	金額	前年度比増減率	金額
経常収益	7兆4,418億円	32.4%	5兆6,217億円
経常利益	557億円	△66.0%	1,639億円
親会社に帰属する当期純剰余	1,272億円	△17.1%	1,535億円

グループ保険料（除く再保険収入）は4兆4,854億円、グループ業務利益は7,602億円となりました。

（注）1.「グループ保険料(除く再保険収入)」は、連結損益計算書上の保険料等収入である「グループ保険料」から明治安田単体の再保険収入を除いたもの

2.「グループ業務利益」は、明治安田単体の基礎利益から標準責任準備金の積み増し・戻し入れの影響を除いた単体の業務利益に、連結される子会社および子法人等ならびに持分法適用の関連法人等のキャピタル損益等を控除した税引前利益のうち、明治安田の持分相当額を合算し、明治安田グループ内の内部取引の一部を相殺したもの

	当年度		前年度
	金額	前年度比増減率	金額
グループ保険料（除く再保険収入）	4兆4,854億円	31.6%	3兆4,094億円
グループ保険料	4兆5,287億円	32.5%	3兆4,172億円
グループ業務利益	7,602億円	13.9%	6,674億円

総資産については、年度末で59兆985億円となりました。

	当年度末	前年度末
	金額	金額
総資産	59兆　985億円	53兆4,592億円

【対処すべき課題】

2025 年度は、米国の関税政策や地政学リスクなどを背景に、世界的に経済・金融環境の不安定な状況が続きました。国内においても、日本銀行の金融政策等を受けた金利上昇や、好調な企業業績等を背景とした日経平均株価の上昇など、変化の大きな一年となりましたが、足元では中東における軍事衝突が拡大・継続しており、これを受けた金融マーケットが不安定な動きを示すなど経済・金融環境は大きく変動しています。

また、企業・団体における不祥事案が顕在化し、コンプライアンス遵守や顧客本位の業務運営に対する社会的な関心が一段と高まるなか、当社においても 2025 年 12 月に金銭詐取事案が発生しており、さらなるガバナンスや内部管理の態勢整備・実効性の向上が重要であると認識しています。

中長期的には、日本経済は「金利のある世界」への本格的な移行局面に入り、政府が進める「貯蓄から投資へ」の流れも引き続き加速し、お客さまの資産形成ニーズの高度化・多様化がいっそう進展していくものと考えています。また、ＡＩエージェントの普及等を背景として、消費者の意思決定や行動様式は、個人の判断に加え、デジタルによる支援や代行を前提としたものへと変化していくことが見込まれます。

さらに、国内の人口減少や少子高齢化の進展に伴う市場環境の変化に加え、価値観の多様化・個別化、デジタル・ヘルスケア技術の進展など、当社を取り巻く事業環境は大きな転換期を迎えており、データ利活用やサイバーセキュリティ対応を含め、環境変化に引き続き適切に対応していく必要があると考えています。

これらの認識のもと、2026 年度は、このような国内金利の上昇をはじめとした経済・金融環境の変動やＡＩ等の先端技術の急速な進展など、事業を取り巻く環境変化に機動的かつ柔軟に対応するとともに、中期経営計画（2024 年 4 月～2027 年 3 月）の最終年度として、その「総仕上げ」に取り組み、あわせて、次期中期経営計画（2027 年 4 月～2030 年 3 月）を見据えた態勢整備に取り組みます。これらの実現に向け、「成長戦略」「経営基盤拡充戦略」を推進することで 2「大」プロジェクトの取組みを強化し、あわせて「ブランド戦略」を推進します。

国内生命保険事業では、コンプライアンス違反の根絶に向けた取組みをさらに強化するなど、ＭＹリンクコーディネーター（営業職員）チャネルの品質を向上させるとともに、地域マーケット開拓体制のいっそうの強化や、教育・育成の拡充、新たな活動モデルの定着などを通じて、「シェアの拡大」に向けた保障ビジネスの高度化と貯蓄ビジネスの再構築に取り組みます。加えて、自治体や企業等との協働取組みを通じて、お客さま接点の飛躍的な拡大とお客さま・地域社会への提供価値の向上に資する取組みをいっそう推進していきます。

資産運用事業では、引き続き不安定な金融市場が想定されるなか、経済・金融環境の変動に機動的に対応するとともに、海外投融資の拡大等を通じて総合収益力のさらなる強化に取り組みます。

海外保険事業においては、既存事業の強化とバナーライフ社等のＰＭＩ（経営統合プロセス）を着実に進めるとともに、今後も進展が見込める海外の成長を積極的に取り込む予定です。

また、各事業における収益の拡大や経営基盤の拡充に向けた取組みをさらに加速することにより、グループベースの持続的な成長を実現していくことを目的に「マトリクス経営体制」を導入するなど、国際的に活動する保険グループ（ＩＡＩＧ）への指定等を見据えたガバナンスの高度化に取り組み、あわせてＡＩの本格実装による業務プロセスの効率化と業務品質の向上に取り組みます。

さらに、「明治安田フィロソフィー」に共感いただける他企業・団体との共創を通じた、新たな価値（多元的価値）の創造・提供に取り組むことで、お客さまの健やかな生活を支えるとともに、地域のみなさまとの絆を紡ぎ、暮らしやすく豊かな地域社会づくりに貢献していきます。

（２）財産および損益の状況の推移

ア．当社の財産および損益の状況の推移

区分		2022年度	2023年度	2024年度	2025年度（当期）
年度末契約高		億円	億円	億円	億円
	個人保険	520,979	503,393	478,317	459,921
	個人年金保険	114,305	109,160	106,616	104,563
	団体保険	1,163,955	1,158,367	1,152,272	1,158,642
	団体年金保険	79,081	79,362	77,651	82,236
	その他の保険	2,070	2,000	1,920	1,904
		百万円	百万円	百万円	百万円
保険料等収入		3,203,693	2,827,246	2,766,074	3,752,677
資産運用収益		1,538,977	1,861,999	1,774,894	2,528,996
保険金等支払金		2,805,089	2,764,394	3,064,573	3,497,478
経常利益		283,055	231,010	170,156	76,003
当期純剰余		104,146	164,714	153,847	176,351
社員配当準備金繰入額		144,240	150,958	157,450	173,995
総資産		44,247,267	47,355,580	46,133,028	48,021,738

イ．当社グループの財産および損益の状況の推移

区分	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度（当期）
	百万円	百万円	百万円	百万円
経常収益	5,416,690	5,477,227	5,621,787	7,441,833
経常利益	270,761	232,161	163,920	55,706
親会社に帰属する当期純剰余	85,855	153,525	153,515	127,250
純資産額	3,688,627	5,782,829	5,110,438	6,742,964
総資産	48,781,836	52,850,412	53,459,267	59,098,516

（３）支社等および代理店の状況

区分	前期末	当期末	当期増減(△)
	店	店	店
支社	99	99	0
営業部・営業所	950	947	△3
海外事務所	1	1	0
計	1,050	1,047	△3
代理店	1,816	1,545	△271
計	2,866	2,592	△274

（４）使用人の状況

区分	前期末	当期末	当期増減(△)	当期末現在		
				平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
	名	名	名	歳　月	年　月	千円
内務職員	11,123	11,251	128	46　6	17　9	405
営業職員	36,664	37,405	741	47　1		

(注) 1. 内務職員は、総合職（シニア型含む）・医務職・医療職・得意先担当職・契約社員の合計より出向・休職・組合専従を除いた数です。
2. 平均給与月額は、2026年3月の税込基準内給与で賞与、時間外手当等は含みません。

（５）主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
	百万円
明治安田生命第1回劣後ローン流動化株式会社	200,000
明治安田生命第2回劣後ローン流動化株式会社	71,600

(注) 明治安田生命第1回劣後ローン流動化株式会社および明治安田生命第2回劣後ローン流動化株式会社は、劣後債権を裏付け資産とする無担保社債を発行し、その発行代わり金を劣後債権の購入資金に充当しています。

（６）資金調達の状況

該当事項はありません。

（７）設備投資の状況

ア．設備投資の総額

	百万円
設 備 投 資 の 総 額	166,077

（注）2025 年度中に実施した設備投資の総額を記載しております。なお、設備投資は、有形固定資産および無形固定資産に係るものです。

イ．重要な設備の新設等

該当事項はありません。

（８）重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率
明治安田システム・テクノロジー株式会社	東京都江東区	システム開発、運用管理業務、顧客企業へのコンサルティング業務、介護関連事業	1982 年 4 月 1 日	百万円 100	% 100.0
明治安田アセットマネジメント株式会社	東京都千代田区	投資助言・代理業、投資運用業、第二種金融商品取引業	1986 年 11 月 15 日	百万円 1,000	100.0
明治安田損害保険株式会社	東京都千代田区	損害保険業務	1996 年 8 月 8 日	百万円 10,000	100.0
明治安田トラスト生命保険株式会社	東京都文京区	生命保険業務	2006 年 12 月 18 日	百万円 57,649	85.1
Pacific Guardian Life Insurance Company, Limited	米国 ハワイ州 ホノルル市	生命保険・健康保険業務	1961 年 8 月 3 日	万米ドル 635	100.0
Meiji Yasuda North America Holdings Incorporated	米国 デラウェア州 ウィルミントン市	保険持株会社	1981 年 9 月 1 日	万米ドル 303,635	100.0
Meiji Yasuda America Incorporated	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	金融経済調査、米国における不動産投資、投融資代行業務、投資助言業務・投資一任契約に係る業務	1998 年 8 月 3 日	万米ドル 4,266	100.0
StanCorp Financial Group, Inc.	米国 オレゴン州 ポートランド市	保険持株会社	1998 年 9 月 23 日	万米ドル 845,010	100.0

（注）1. Pacific Guardian Life Insurance Company, Limited への資本参加は 1976 年 3 月 26 日、StanCorp Financial Group, Inc. への資本参加は 2016 年 3 月 8 日、Meiji Yasuda North America Holdings Incorporated（変更前名称：Legal & General America Incorporated）への資本参加は 2026 年 2 月 2 日です。

2. 明治安田トラスト生命保険株式会社（変更前名称：イオン・アリアンツ生命保険株式会社）への資本参加は 2025 年 7 月 1 日です。

（９）事業の譲渡・譲受け等の状況

事業譲渡等の日付	事業譲渡等の状況
2025年7月1日	・当社は、2025年3月21日にイオンフィナンシャルサービス株式会社からイオン・アリアンツ生命保険株式会社の株式の 85.1％を取得することについて同社と合意し、2025年7月1日に子会社化しました。 ・2025 年 10 月 1 日付でイオン・アリアンツ生命保険株式会社は明治安田トラスト生命保険株式会社に社名変更しました。
2026年2月2日	・当社は、2025年2月7日に、英国の大手金融サービスグループである「Legal & General Group plc」と、同社の米国持株会社で「Banner Life Insurance Company」等を傘下に有する「Legal & General America Incorporated（以下、ＬＧＡ）」の買収について合意し、2026年2月2日に完全子会社化しました。 ・2026年2月2日付でＬＧＡは「Meiji Yasuda North America Holdings Incorporated」に社名変更しました。

（10）その他保険会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社役員に関する事項

（１）会社役員の状況

ア．取締役

（年度末現在）

氏名	地位および担当		重要な兼職	その他
根　岸　秋　男	取締役会長	指名委員 報酬委員	株式会社三菱ＵＦＪ銀行　社外取締役（監査等委員）	
永　島　英　器	取　締　役	指名委員 報酬委員	一般社団法人生命保険協会　会長 （2025 年 7 月 18 日付退任）	
中　村　篤　志	取　締　役		株式会社百五銀行　社外取締役	
荒　谷　雅　夫	取　締　役	監査委員	ヒューリック株式会社　社外監査役	
牧　野　伸　二	取　締　役	監査委員		
秋　田　正　紀	社外取締役	監査委員 報酬委員長	株式会社松屋　取締役会長兼取締役会議長 株式会社セブン＆アイ・ホールディングス 社外取締役	
上　村　達　男	社外取締役	監査委員長 報酬委員	松竹株式会社　社外取締役 ロート製薬株式会社　社外取締役 （2025 年 6 月 26 日付退任）	
堀　切　功　章	社外取締役	指名委員長	キッコーマン株式会社　代表取締役会長 長瀬産業株式会社　社外取締役	
佐々木　百　合	社外取締役	指名委員 監査委員	明治学院大学経済学部　教授 三菱ＨＣキャピタル株式会社　社外取締役	
上　田　輝　久	社外取締役	指名委員	株式会社島津製作所　代表取締役会長 株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ 社外取締役	
吉　井　久美子	社外取締役	監査委員 報酬委員	弁護士・公認会計士 ＴＭＩ総合法律事務所　パートナー 株式会社カウシェ　社外監査役	公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

（注）監査委員会監査の実効性確保の観点から、質の高い情報収集、会計監査人および内部監査部門・内部統制部門等との連携強化等のため、社内の取締役である監査委員を常勤監査委員として選定しています。

イ．執行役

（年度末現在）

氏名	地位および担当		重要な兼職	その他
永　島　英　器	代表執行役 社長	≪グループ経営責任者≫	一般社団法人生命保険協会　会長 （2025 年 7 月 18 日付退任）	
中　村　篤　志	代表執行役 副社長	広報部、調査部、秘書部、 ブランド戦略部	株式会社百五銀行　社外取締役	
中　谷　新　司	代表執行役 副社長	公法人営業部門長 ［公法人業務部、公法人業務部（特定公法人業務推進担当）］		
上　田　泰　史	専務執行役	≪グループリスク管理責任者≫ 運用審査部、リスク管理統括部、 リスク管理統括部（オペレーショナルリスク・情報資産管理統括担当）、 リスク管理統括部（サイバー・システムリスク統括担当）	株式会社十六フィナンシャルグループ 社外取締役	
浅　野　芳　一	専務執行役	営業人事部、営業教育部、 関連事業部、商品・サービス開発部		

氏名	地位および担当		重要な兼職	その他
新　宅　大　作	専務執行役	海外事業企画部、北米事業推進部、 北米事業開発部、 欧州・アジア事業推進・開発部	スタンコープ・ファイナンシャル・ 　グループ株式会社　取締役 スタンダード生命保険株式会社　取締役 タイライフ・インシュアランス・ 　パブリック・カンパニー・リミテッド 　取締役 エイチディーアイ・インターナショナル 　株式会社　監査役（2026年2月16日 　付退任） 明治安田ノースアメリカ 　ホールディングス株式会社　取締役 バナーライフ社　取締役	
中　村　暢　敬	専務執行役	個人営業部門長 ［業務部、 　業務部（業務人事・教育担当）、 　ＭＹＲＡ業務推進部］ 地域リレーション推進部、 ダイレクトマーケティング推進部		
植　田　剛　生	専務執行役	≪グループコンプライアンス責任者≫ 法務部、コンプライアンス統括部、 コンプライアンス統括部（業務品質調 査担当）	株式会社四国銀行　社外取締役	
福　井　賢　二	常務執行役	≪グループ・チーフ・アクチュアリー≫ 総務部、収益管理部、 収益管理部（経理担当）		
青　戸　伸　之	常務執行役	デジタルイノベーションＨｕｂ、 情報システム部、 情報システム部（企業保険システム開 発担当）、ＩＴ・デジタル戦略部		
大　崎　能　正	常務執行役	運用企画部、 運用企画部（責任投資推進担当）、 債券投資部、株式投資部、 特定保険商品運用部、不動産部		
新　井　健　一	常務執行役	事務サービス企画部、 事務オペレーション部、 法人事務サービス企画部		
金　山　　毅	常務執行役	総合法人営業部門長 ［総合法人業務部、 　総合法人業務部（代理店業務推進 　担当）、金融法人業務部］		
永　田　康　弘	常務執行役	法人事務オペレーション部、融資部、 運用サービス部		
渡　辺　俊　哉	常務執行役	「みんなの健活プロジェクト」担当 企画部、企画部（経営総務担当）、 企画部（サステイナビリティ経営推進 担当）		
片　山　圭　子	常務執行役	品質管理部、 お客さまサービス相談部、 お客さま志向統括部		
山　川　真　哉	常務執行役	「地元の元気プロジェクト」担当 営業企画部、法人営業企画部、 人事部、人事部（健康経営推進担当）		

（注）部門長の［　］内は、部門長が担当する業務の所管部を表わします。

（２）会社役員に対する報酬等

ア．取締役・執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針

当社は、報酬委員会において、取締役・執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針について決議し、本方針に基づき報酬委員会決議により策定された各種報酬関連規程に則り、会社業績評価および個人評価を決定のうえ、支給金額を決議しています。方針は次のとおりです。

取締役・執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（2023 年 7 月改訂）

１．基本方針
当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を企図し、取締役・執行役の報酬は、職務内容を勘案のうえ、経営環境・会社業績等をふまえた適切な水準に設定する。

２．取締役の報酬
取締役の報酬は、職務内容に応じた基本報酬、業績連動報酬、各種加算で構成する。
（１）基本報酬、各種加算は、役位および職務内容に応じた固定報酬とする。
（２）業績連動報酬は、前中期経営計画期間の業績を反映する中長期業績連動報酬で構成し、役位および職務内容別に定め、会社業績に応じ、一定の範囲内で決定する。

３．執行役の報酬
執行役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬、各種加算で構成する。
（１）基本報酬、各種加算は、役位および職務内容に応じた固定報酬とする。
（２）業績連動報酬は、単年度の会社業績を反映する会社業績連動報酬、単年度の個人評価を反映する個人業績連動報酬および前中期経営計画期間の業績を反映する中長期業績連動報酬から構成し、役位および職務内容別に定め、会社業績および会社業績に対する各人の貢献度合に応じ、一定の範囲内で決定する。

イ．報酬水準

取締役・執行役の報酬水準は、毎年、当社と業態・規模の類似する企業との比較検証結果をふまえて決定しています。決定に際しては、外部機関の客観的データ等を参考情報にし、社外取締役を過半数かつ委員長とする報酬委員会の審議を経ています。

ウ．報酬体系

①報酬等の基準額の構成

取締役・執行役の報酬は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のインセンティブとして機能するよう、固定給となる基本報酬に加え、業績連動報酬として、単年度の会社業績を反映する会社業績連動報酬、単年度の個人評価を反映する個人業績連動報酬および中期経営計画の業績を反映する中長期業績連動報酬から構成し、役位に応じて設定する基準報酬金額に、会社業績および個人評価に応じて設定する係数を、それぞれ乗じたものとしており、構成・内容は以下のとおりとしています。

なお、2025 年 7 月から支給している報酬において、ＩＴ・デジタル委員会の対応等、取締役会の役割が拡大傾向にあることをふまえ、取締役会長および社外取締役の報酬における基準報酬月額の引き上げを行なうとともに、執行役社長および執行役の報酬における会社業績連動報

酬・個人業績連動報酬に対して「『ひと』中心経営特別係数」を適用する等の改正を行ないました。

（役位ごとの役員報酬の構成・割合）

区分	固定報酬	業績連動報酬			合計
	基本報酬	会社業績連動報酬	個人業績連動報酬	中長期業績連動報酬	
取締役会長	80%	－	－	20%	100%
取締役 代表執行役社長（注）	35%	35%	－	30%	100%
社外取締役	100%	－	－	－	100%
取締役（常勤監査委員）	100%	－	－	－	100%
社長以外の執行役（注）	45%～50%	16%～28%	9%～14%	18%～19%	100%

（注）取締役やグループ責任者等の兼務に伴う各種加算（固定報酬）は上表の割合に含みません。

②業績連動報酬

会社業績に応じて設定する係数は、経営目標のなかから選定した評価指標の達成率を加重平均して算出し、経済環境等の定性評価も加味のうえ決定しています。業績評価に用いる主な指標は以下のとおりとしています。

（取締役・執行役の業績連動報酬の算定に使用する主な業績評価指標）

視点	指標	業績評価指標とした理由
経済的価値	グループサープラス	10年計画（MY Mutual Way 2030）で掲げる項目と整合的であり、経済価値ベースでの企業価値の向上を意識
	グループＥＳＲ	中期経営計画で掲げる項目と整合的であり、ＥＲＭ経営における計画立案・戦略遂行の前提となる健全性確保を意識
	グループ基礎利益	中期経営計画で掲げる項目と整合的であり、グループベースでの安定的な収益性確保を意識
	保有契約年換算保険料（保障性商品）	中期経営計画で掲げる項目と整合的であり、当社国内生保事業の成長性拡大を意識
	お客さま数	
	MYリンクコーディネーター等（営業職員）在籍者数	
社会的価値	「ひと」中心経営等関連指標	健康経営の推進、従業員エンゲージメントの向上、シニアや女性の活躍機会の拡大等、「みんなの健活プロジェクト」および「『ひと』中心経営」の推進を意識
	サステイナビリティ経営等関連指標	地域貢献活動、CO_2排出削減等、「地元の元気プロジェクト」および「サステイナビリティ経営」の推進を意識

（注）1. 掲載の社会的価値に関する業績評価指標は、2024年度から2026年度の中期経営計画の業績評価に基づく中長期業績連動報酬の決定に使用する指標であるため、取締役・執行役の報酬としての支給期間は2027年7月以降となります。

2. 2026年7月から支給する業績連動報酬の算定に使用する業績評価指標については、2025年度における経営目標項目の変更をふまえ、グループ基礎利益をグループ業務利益に変更しています。

エ．役員に対する報酬等

（単位：百万円）

区分	支給人数	報酬等	基本報酬	業績連動報酬			その他報酬
				会社業績連動報酬	個人業績連動報酬	中長期業績連動報酬	
取締役	10	400	361	－	－	35	4
執行役	17	1,372	587	396	162	215	12
計	27	1,773	948	396	162	250	16

（注）1．取締役と執行役の兼任者の報酬等は、執行役欄に記載しています。また、上記支給人数・報酬等には、2025年7月2日開催の第78回定時総代会終結のときをもって退任した取締役1名分を含んでいます。

2．当社は、2008年6月30日をもって役員退職慰労金制度を廃止しています。

3．上記に開示した金額、ならびに、これまでの事業報告書の報酬等として開示した金額のほか、退任している役員を対象に、2021年度から2023年度の中期経営計画の業績評価に基づく中長期業績連動報酬として、元執行役2名に対し49百万円、役員年金（退職慰労金）として、元取締役59名に対し127百万円および元監査役13名に対し19百万円を支給しています。

4．当事業年度の業績連動報酬の評価に用いた主な業績評価指標の目標および実績は以下のとおりです。

	目標（2024年度～2026年度）	実績(2024年度)
グループサープラス	年平均5%成長 (10年計画をスタートした2020年度始比)	13.1%成長
グループＥＳＲ	安定的に165%以上（当面は220%をめざす）	216%
グループ基礎利益	5,000億円程度を安定的に確保	6,264億円
保有契約年換算保険料（保障性商品）	6,150億円	6,132億円
お客さま数	1,240万人	1,227万人
ＭＹリンクコーディネーター等在籍者数	37,000人	36,964人

5．当事業年度の役員報酬に係る業績評価指標の達成率の加重平均は107%です。

6．中長期業績連動報酬の支給額は、2021年度から2023年度の中期経営計画の業績評価に基づく支給額です。

7．「その他報酬」には、主なものとして社宅家賃補助等があります。

オ．役員毎の報酬等の総額

（単位：百万円）

氏名	役員区分	報酬等	基本報酬	業績連動報酬			その他報酬
				会社業績連動報酬	個人業績連動報酬	中長期業績連動報酬	
根　岸　秋　男	取締役会長	189	150	－	－	35	4
永　島　英　器	取締役 代表執行役社長	215	76	83	－	50	5
中　村　篤　志	取締役 代表執行役副社長	108	48	31	12	15	0

（注）報酬等の総額が１億円以上である者に限定して記載しています。

カ．役員の個人別の報酬等の内容が方針に沿うものであると報酬委員会が判断した理由

当社は、報酬委員会において、取締役・執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を決定するとともに、当事業年度に係る取締役および執行役の個人別の報酬等の内容については本方針との整合性を含めた多角的な観点から審議を行なっており、妥当であると判断しています。

（３）責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要等
秋　田　正　紀 上　村　達　男 堀　切　功　章 佐々木　百　合 上　田　輝　久 吉　井　久美子	当該取締役の保険業法第 53 条の 33 第 1 項に関する責任につき、1,000 万円または保険業法第 53 条の 36 で準用する会社法第 427 条第 1 項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しています。

（４）補償契約

該当事項はありません。

（５）役員等賠償責任保険契約

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社の取締役、執行役および執行役員	保険業法第 53 条の 38 において準用する会社法第 430 条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者の役員としての職務執行に起因して被保険者に対して損害賠償請求が為されたことにより被保険者が被る損害賠償金および争訴費用等を当該保険契約より填補することとしています。 ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行なった役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。 なお、当該契約の保険料は全額当社が負担しています。

３．社外役員に関する事項

（１）社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
秋　田　正　紀	〈他の法人等の業務執行者との兼職その他の状況〉 株式会社松屋　取締役会長兼取締役会議長 当社は、株式会社松屋と保険、融資の取引があるほか、同社の株式を保有しています。 〈他の法人等の社外役員との兼職その他の状況〉 株式会社セブン＆アイ・ホールディングス　社外取締役 当社は、株式会社セブン＆アイ・ホールディングスと保険の取引があるほか、同社の株式を保有しています。
上　村　達　男	〈他の法人等の社外役員との兼職その他の状況〉 松竹株式会社　社外取締役 当社は、松竹株式会社と保険の取引があります。
堀　切　功　章	〈他の法人等の業務執行者との兼職その他の状況〉 キッコーマン株式会社　代表取締役会長 当社は、キッコーマン株式会社と保険、融資の取引があるほか、同社の株式を保有しています。 〈他の法人等の社外役員との兼職その他の状況〉 長瀬産業株式会社　社外取締役 当社は、長瀬産業株式会社と保険の取引があります。
佐々木　百　合	明治学院大学経済学部　教授 〈他の法人等の社外役員との兼職その他の状況〉 三菱ＨＣキャピタル株式会社　社外取締役 当社は、三菱ＨＣキャピタル株式会社と保険、融資の取引があるほか、同社の株式を保有しています。
上　田　輝　久	〈他の法人等の業務執行者との兼職その他の状況〉 株式会社島津製作所　代表取締役会長 当社は、株式会社島津製作所と保険の取引があるほか、同社の株式を保有しています。 〈他の法人等の社外役員との兼職その他の状況〉 株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ　社外取締役 当社は、株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループと保険、融資の取引があるほか、同社の株式を保有しています。
吉　井　久美子	弁護士・公認会計士 〈他の法人等の業務執行者との兼職その他の状況〉 ＴＭＩ総合法律事務所　パートナー 〈他の法人等の社外役員との兼職その他の状況〉 株式会社カウシェ　社外監査役

（２）社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会および 各委員会への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
秋　田　正　紀	2017年7月4日就任	当年度取締役会 12 回開催のうち12回出席。 当年度監査委員会 15 回開催のうち 15 回出席。 当年度報酬委員会 7 回開催のうち7回出席。	取締役会等において、当社の経営に対し、長年にわたる経営者としての経験等をふまえた幅広い見地から発言があります。
上　村　達　男	2020年7月2日就任	当年度取締役会 12 回開催のうち12回出席。 当年度監査委員会 15 回開催のうち15回出席。 当年度報酬委員会 7 回開催のうち7回出席。	取締役会等において、当社の経営に対し、法律の専門家としての知識や長年にわたる経験等をふまえた幅広い見地から発言があります。
堀　切　功　章	2021年7月2日就任	当年度取締役会 12 回開催のうち12回出席。 当年度指名委員会 6 回開催のうち6回出席。	取締役会等において、当社の経営に対し、長年にわたる経営者としての経験等をふまえた幅広い見地から発言があります。
佐々木　百　合	2022年7月5日就任	当年度取締役会 12 回開催のうち12回出席。 当年度指名委員会 6 回開催のうち 6 回出席。 当年度監査委員会 15 回開催のうち15回出席。	取締役会等において、当社の経営に対し、金融経済の専門家としての知識や長年にわたる経験等をふまえた幅広い見地から発言があります。
上　田　輝　久	2023年7月4日就任	当年度取締役会 12 回開催のうち12回出席。 当年度指名委員会 6 回開催のうち6回出席。	取締役会等において、当社の経営に対し、長年にわたる経営者としての経験等をふまえた幅広い見地から発言があります。
吉　井　久美子	2023年7月4日就任	当年度取締役会 12 回開催のうち12回出席。 当年度監査委員会 15 回開催のうち 15 回出席。 当年度報酬委員会7回開催のうち7回出席。	取締役会等において、当社の経営に対し、財務・会計および法律の専門家としての知識や長年にわたる経験等をふまえた幅広い見地から発言があります。

（３）社外役員に対する報酬等

（単位：百万円）

	支給人数	保険会社からの報酬等	保険会社の親会社等からの報酬等
報酬等合計	6	122	－

（４）社外役員の意見

該当事項はありません。

４．基金に関する事項

該当事項はありません。

５．会計監査人に関する事項

（１）会計監査人の氏名または名称

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員　　宍戸　通孝

指定有限責任社員　　三輪　登信

指定有限責任社員　　小林　広樹

（２）会計監査人に対する報酬等の額

（単位：百万円）

区分	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬
当社	422	130
当社連結子会社	73	0
当社非連結子会社	8	―

監査委員会は、日本監査役協会が公表する「監査委員会監査基準」をふまえ、会計監査人の監査計画、職務遂行状況、監査報酬の見積り、非監査業務の委託状況および非監査報酬等が適切であるかを確認のうえ、会計監査人の報酬等について同意しました。

（３）会計監査人と同一のネットワーク（ＫＰＭＧメンバーファーム）に対する報酬等の額（上記（２）を除く）

（単位：百万円）

区分	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬
当社	―	5
当社連結子会社	1,292	204
当社非連結子会社	4	5

（４）対価を支払っている公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）の内容

当社は、会計監査人に対して、非監査業務である、経済価値ベースのソルベンシー規制に関するアシュアランスレディネス業務、団体年金の受託業務に係る内部統制の保証業務等を委託し対価を支払っています。

当社は、ＫＰＭＧメンバーファームに対して、非監査業務である税務コンプライアンス業務等を委託し対価を支払っています。

（５）責任限定契約・補償契約

該当事項はありません。

（６）会計監査人に関するその他の事項

ア．会計監査人の解任または不再任の決定の方針

１．監査委員会決議による会計監査人の解任

監査委員会は、会計監査人が保険業法第 53 条の 9 第 1 項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、監査委員会決議による会計監査人の解任の検討を行なう。

監査委員会は、会計監査人の解任を監査委員会決議によって行なうことを妥当と判断する場合、監査委員全員の同意によって、会計監査人を解任する。

なお、この場合、監査委員会が選定した監査委員は、監査委員会決議により会計監査人を解任した旨およびその理由を解任後最初に招集される総代会に報告する。

２．総代会決議による会計監査人の解任

監査委員会は、会計監査人が前項に定める事由に該当すると認められる場合のほか、会計監査人に適正な監査が期待できない場合には、総代会決議による会計監査人の解任の検討を行なう。

監査委員会は、会計監査人の解任を総代会決議によって行なうことを妥当と判断する場合、総代会に提出する会計監査人の解任の議案の内容を決定する。

３．会計監査人の不再任

監査委員会は、会計監査人の職務遂行状況、監査体制および独立性などが適切であるかについて確認し、会計監査人の不再任の検討を行なう。

監査委員会は、会計監査人の不再任を妥当と判断する場合、総代会に提出する会計監査人の不再任の議案の内容を決定する。

イ．当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人による当社の子法人等の計算関係書類の監査の状況

当社の重要な子法人等のうち、Pacific Guardian Life Insurance Company, Limited、StanCorp Financial Group, Inc.、Meiji Yasuda America Incorporated、明治安田トラスト生命保険株式会社は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

６．業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会において「グループ内部統制基本方針」を定めています。同基本方針の内容とその運用状況の概要は次のとおりです。

＜グループ内部統制基本方針＞

当社は、「確かな安心を、いつまでも」という経営理念の実現のために、以下のとおり、当社ならびにグループ会社からなる明治安田生命グループ（以下、グループ）の内部統制に関する基本的な事項を定める。

なお、本方針において、グループ会社とは、子会社、子法人等からなる実質子会社および関連法人等をいう。

１．監査委員会の職務の執行のために必要な体制

（１）監査委員会の職務を補助すべき使用人、当該使用人の当社の執行役および執行役員からの独立性ならびに監査委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関して以下のとおり整備する。

ア．監査部

当社は、監査委員会の直属の組織として監査部を設置し、執行役および執行役員からの指揮命令を受けずに監査委員会を補助する組織・要員を確保する。

イ．監査部への要員配置

当社は、監査委員会事務局には監査が実効的に行なわれるために、それに必要な知識能力を備えた使用人を継続的に配置する。

ウ．独立性および指示の実効性の確保

当社は、監査部に所属する使用人の執行役および執行役員からの独立性および監査委員会による当該使用人に対する指示の実効性を確保する。

当社は、監査部に所属する使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分に関する事項については監査委員会の同意がなければこれを行なうことができない。

（２）監査委員会への報告に関する体制を以下のとおり整備する。

ア．当社は、以下の事項を中心に、当社の重要会議への監査委員出席、当社およびグループ会社の取締役、執行役、執行役員、監査役、使用人等もしくはこれらの者から報告を受けた者と監査委員会または監査委員との定期的な意見交換または個別報告を通じ、監査委員会への適切な報告体制を確保する。

また、上記報告に関して、その報告者が不利な取扱いを受けない体制を確保する。

１．当社および監査委員会が必要と認めるグループ会社の事業の状況、業務および財産の状況

２．当社および監査委員会が必要と認めるグループ会社の内部統制システムの構築状況および運用状況

３．当社および監査委員会が必要と認めるグループ会社の苦情の処理および内部通報制度の運営の状況

４．その他監査委員会が監査上報告を受けることが必要と認める当社およびグループ会社の業務または業績に影響を与える重要な事項

イ．当社は、監査委員会が当社の業務および財産の状況の調査その他の監査職務を遂行するにあたり、監査委員会の直属の組織である監査部に対し内部監査や調査等を命じ、また、監査部からその結果の報告を受ける体制を確保する。

（３）その他当社の監査委員会の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制を以下のとおり整備する。

ア．文書・規程類等重要な記録の確認

当社は、監査委員会が所定の文書・規程類、重要な記録その他の重要な情報が適切に整備され、かつ保存および管理されているかを調査し、監査を実効的に行なうための体制を確保する。

イ．監査費用

当社は、監査委員会または監査委員がその職務の執行に係る費用等について、あらかじめ予算を計上するとともに、追加の費用が発生したときは、その職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを負担する。

【運用状況の概要】

当社は、監査部を監査委員会直属の組織とし、経営からの独立性を確保しています。また、監査委員会の事務局に所属する職員（補助使用人）の人事異動等は監査委員会の同意を得て実施しています。

監査委員会および常勤監査委員は、執行役社長をはじめとする執行役等から定期的に報告を受け、意見交換を行なうとともに、常勤監査委員または監査部所属員は、「監査委員会監査細則」に基づき、経営会議、内部統制検証委員会のほか、重要な会議、委員会に出席しています。

監査部は、監査委員会に内部監査結果の概要・分析結果（内部監査概況）を定期的に報告し、また、常勤監査委員に随時報告を実施しています。

監査委員会の事務局は、内部通報の内容を確認のうえ、常勤監査委員に報告しており、重要性の高い通報は監査委員会に報告しています。また、コンプライアンス統括部は、内部通報に係る事実調査結果の分析等を四半期ごとに監査委員会に報告しています。

２．業務の適正を確保するために必要な体制

（１）当社は、グループ全体の適正な経営を実現するため、グループ経営に関する基本的事項を「国内グループ会社経営管理規程」および「海外グループ会社経営管理規程」に定めるとともに、これに基づき、グループ会社の事業特性をふまえた管理等を効率的に行ない、グループ会社の適正な業務運営のための管理体制およびコンプライアンス・リスク管理態勢の整備を支援する。

（２）当社は、当社およびグループ会社のリスク管理、コンプライアンス態勢およびお客さま対応体制を一元的に管理する統括部署として、リスク管理統括部、コンプライアンス統括部、お客さま志向統括部を設置するとともに、グループ全体の内部統制の実効性を高めるため、内部統制の有効性を検証する部署として監査部を設置する。

（３）当社は、グループにおける内部統制の体制整備および運営に必要な領域について方針等を定める。

（４）当社はグループ会社に対し、必要に応じて取締役、監査役等を派遣し、グループ会社の経営の適正を検証する。

（５）当社は、保険業法、その他の海外も含めた関係法令等の遵守を前提とし、また、グループ会社の出資割合や覚書の定め等をふまえつつ、グループ会社における経営計画等の策定、業務執行等に関する支援・指導・管理・監視を実施する。グループ会社の内部統制は、次の区分に基づき推進する。

ア．子会社・子法人等

事業特性、規模、適用法令等をふまえ、定期的にまたは適時に行なうべき事前協議事項および報告事項等を定めるとともに、適切な報告体制を確保する。なお、リスク資本を割り当てる等、当社が経営戦略上重要と位置付ける子会社については、当社内部統制に準じた体制整備を推進する。

イ．関連法人等

事業特性、規模、適用法令、出資割合等をふまえ、経営管理に係るモニタリング等を行なう。

（６）当社およびグループ会社は、グループ間取引に際し、アームズ・レングス・ルールに抵触する取引等を含めた不適切な取引の発生を防止するための体制を整備する。

（７）当社は、グループ会社において生じ得る不祥事件等が、当社やグループ会社の健全性等に影響を及ぼす可能性があるとの認識に基づき、重大な不祥事件等が生じた場合、その影響が当社やグループ会社に波及することを最小限に留めるべく、当該社が速やかに当社に報告する体制を整備する。

【運用状況の概要】

当社は、グループ全体の適正な経営の実現を図るため、国内は「国内グループ会社経営管理規程」、海外は「海外グループ会社経営管理規程」を定めるとともに、当該規程に基づき、総括管理部が一元的に管理する体制を整備しています。また、明治安田グループ内で経営の方向性を共有するため、「グループメッセージ」（Ｃｒｅａｔｉｎｇ ｐｅａｃｅ ｏｆ ｍｉｎｄ， ｔｏｇｅｔｈｅｒ）を制定しています。

グループ経営管理の高度化に向けて、「グループＣＥＯ（グループ経営責任者）」「グループＣＲＯ（グループリスク管理責任者）」「グループＣＣＯ（グループコンプライアンス責任者）」の職制を設けるとともに、保険数理に係る業務執行状況の確認等を目的に、「グループ・チーフ・アクチュアリー」の職制を設けています。

また、グループ整合的な統制を図る観点から、10 の領域のグループ方針（内部統制、リスク管理、コンプライアンス、内部監査、ＥＲＭ、保険数理、利益相反管理、外部委託管理、危機管理、資産運用）を制定しています。

グループ経営責任者が主宰するグループ経営本部会議においては、コンプライアンス、リスク管理等に加え、グループ各社の経営戦略、経営資源等についてもテーマとし、グループ経営における重要事項等を確認・共有しています。あわせて、グループ会社への取締役や監査役の派遣等を通じて、その業務執行を監督・監視するとともに、当社が個別にリスク資本の割当を行なう重要子会社との間で、コンプライアンス、リスク管理、内部監査、保険数理、資産運用について意見交換を行なうグループ会議を開催しています。加えて、当社・海外保険子会社のＣＥＯ間における経営の重要事項等の確認・共有を目的として海外ＣＥＯ会議を開催しています。

グループ会社とは、その事業特性、規模、適用法令等、また、当社の出資割合等に応じて、グループ会社が当社に対して事前協議または報告すべき事項等を約定しています。

明治安田トラスト生命（2025年7月グループ会社化）および明治安田ノースアメリカホールディングス（2026年2月グループ会社化）については、他のグループ会社と同様に「国内グループ会社経営管理規程」および「海外グループ会社経営管理規程」に基づき、買収後の経営統合を進めることで、総括管理部が一元的に管理する体制を整備しました。

３．執行役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

（１）当社は、グループのコンプライアンスに関する事項を一元管理する部署としてコンプライアンス統括部を設置する。

（２）当社は、「グループコンプライアンス基本方針」および基本的事項を定めた関連規程を制定し、グループ全体のコンプライアンスを推進する。

（３）当社およびグループ会社は、反社会的勢力による不当要求等の事案発生時の対応を適切に行なうための体制を整備するとともに、反社会的勢力との関係遮断を徹底する。また、当社およびグループ会社との取引がマネー・ローンダリング等に利用されないよう措置を講じるとともに、インサイダー取引等の不公正な取引の発生を防止するための態勢を整備する。

【運用状況の概要】

当社は、コンプライアンス統括部を設置し、グループのコンプライアンスに関する事項

を一元管理する体制としています。
　また、「グループコンプライアンス基本方針」のほか関連規程等を制定し、当該方針、規程等に基づき、国内グループ会社、海外グループ会社の各総括管理部とコンプライアンス統括部が連携して、グループ会社の状況に応じて、コンプライアンス推進状況をモニタリングするとともに、必要に応じて指導・支援をしています。
　反社会的勢力への対応については、「反社会的勢力対応規程」等を制定し、反社会的勢力の混入・介入等についての報告体制、反社会的勢力との関係遮断、不当要求対応に関する教育・指導等について定めるとともに、当該規程等に基づき対応し、対応状況を定期的に経営会議および監査委員会に報告しています。
　監督官庁等の関係機関の動向等をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止対策に係るいっそうの態勢高度化に取り組んでいます。

4．リスク管理に関する体制
（1）当社は、グループのリスク管理の態勢整備・推進を行なう部署としてリスク管理統括部を設置する。
（2）当社は、「グループリスク管理基本方針」および基本的事項を定めた関連規程を制定し、グループ全体のリスク管理を推進する。
（3）当社は、グループ会社リスクを適切に管理するための基本的事項を定めた「国内グループ会社リスク管理規程」および「海外グループ会社リスク管理規程」に基づき、実効性あるリスク管理を通じて、グループ会社の健全かつ適切な業務運営を確保する。

【運用状況の概要】
　当社は、リスク管理統括部を設置し、グループのリスク管理の態勢整備・推進を行なう体制としています。
　また、「グループリスク管理基本方針」のほか関連規程等を制定し、グループのリスク管理の基本的な考え方、当社グループ全体の諸リスクを適切に管理するための基本的事項を定め、グループ全体のリスク管理態勢を構築しています。
　グループ重要リスクの管理については、その枠組みを整備し、グループ重要リスクを特定するとともに、モニタリング計画・手法を策定し、モニタリングを実施しています。
　グループ全体の健全かつ適切な業務運営を確保するため、国内は「国内グループ会社リスク管理規程」、海外は「海外グループ会社リスク管理規程」等、必要な規程等を整備し、グループ会社のリスク管理状況を定期的に経営会議、取締役会に報告しています。

5．内部監査に関する体制
（1）当社は、「グループ内部監査基本方針」および基本的事項を定めた関連規程を制定し、グループ全体の内部監査体制の整備を推進する。
（2）当社の監査部は、当社の内部監査を定期的に実施するとともにグループ会社の内部監査状況をモニタリングする。また、覚書の定め等もふまえつつ、必要に応じてグループ会社の内部監査を実施する。その結果を内部監査対象部署・内部監査対象会社に通知し、指摘事項に対する改善策の立案を求め、改善策の進捗状況を定期的に確認するとともに、当社の取締役会等に適宜状況を報告する。

【運用状況の概要】
　当社は、監査部を設置し、グループ内部監査態勢の構築・整備等を行なう体制としています。
　また、「グループ内部監査基本方針」のほか関連規程等を制定し、当該方針、規程等に基

づき、当社およびグループ会社の内部監査等を実施しています。
　内部監査結果については、その概要・分析結果（内部監査概況）を定期的に監査委員会、取締役会、執行役社長および経営会議に報告するとともに、各内部監査の指摘事項は、改善フォローを行ない、内部監査概況で状況を報告しています。

6．当社単体の内部統制（1～5.に記載する事項を除く）

（1）執行役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制を以下のとおり整備する。

ア．コンプライアンス誓約書、コンプライアンス・マニュアル

　当社は、代表執行役をはじめ執行役および執行役員がコンプライアンス誓約書を取締役会に提出し、コンプライアンスの推進に誠実かつ率先垂範して取り組む。あわせて、コンプライアンス・マニュアルを執行役、執行役員および使用人に配付し、周知徹底する。

イ．コンプライアンス取組計画

　当社は、コンプライアンスを推進するためのフレームワークとして「コンプライアンス取組計画」を全社・本社各部・支社・法人部ごとに策定し、その計画内容および実施状況の検証・指導を行なう。

ウ．コンプライアンス違反(懸念)事象発生時の対応

　当社は、コンプライアンス違反(懸念)事象が適切にコンプライアンス統括部および取締役会等に報告されるよう、法令遵守責任者を通じた報告体制を構築し、あわせて、社内・外に通報者保護に十分に留意した内部通報窓口を設置する。報告された事象については、適切な調査を行ない、分析に基づいて改善に向けた取組みを行なうとともに、コンプライアンス違反については規程に基づき厳正に対処する。

【運用状況の概要】
　当社は、コンプライアンスを推進するためのフレームワークとして「コンプライアンス取組計画」を毎年度策定し、その推進状況について、定期的に経営会議、取締役会に報告しています。
　内部通報に係る対応については、「内部通報管理規程」を制定し、当該規程に基づき、社内、社外の内部通報窓口を設置しています。内部通報制度の運用にあたっては、通報者保護を徹底するとともに、社外の専門家を委員とする「お客さまサービス推進諮問会議」および監査委員会による内部通報制度の第三者検証を実施しています。また、内部通報制度の運用状況について、定期的に経営会議および監査委員会に報告しています。
　コンプライアンスの推進および推進態勢の整備ならびにコンプライアンスに関する部門間の情報交換・連絡・調整を目的として、「コンプライアンス検証委員会」を設置しています（2025 年度は 13 回開催）。
　営業職員チャネルのコンプライアンス・リスク管理態勢のさらなる高度化を企図し、3 つのディフェンスライン（防衛線）における取組みの実効性の向上、ならびに営業組織の管理者による自組織の実態や課題の把握、および具体的な課題解決策の検討・推進等のＰＤＣＡ運営に引き続き取り組むとともに、金銭費消・流用については従来の対応に加えて未然防止および早期発見に向けた施策を継続的に実施しました。
　また、保険業法および保険会社向けの総合的な監督指針の改正を受け、保険代理店等への過度な便宜供与および出向、ならびに政策保有株式等にかかる対応など、社内態勢の整備を推進しました。

（2）リスク管理に関する体制を以下のとおり整備する。

ア．組織別・種類別リスクならびに統合リスクの管理

　当社は、国内外の規制動向等をふまえ、リスク管理プロセスの実効性を確保するよう、当社固有のリスクを十分認識したうえで、組織別および種類別のリスク管理態勢、ならびに統合リスク管理態勢を整備する。

イ．リスク管理状況の報告およびリスク発生時の対応

当社は、リスク管理態勢の整備状況ならびにリスク管理状況について、定期的に取締役会等に報告する体制を構築するとともに、リスクが発生した場合に適切に取締役会等に報告されるよう体制を構築する。

また、リスク発生時に、適時、的確な事後対応、再発防止を行なうとともに、危機または危機に該当する可能性が相当程度高いリスクが発生した場合、もしくはその懸念がある場合には迅速な対応を行なう。

【運用状況の概要】

当社は「リスク管理基本規程」、「統合リスク管理規程」、各種類別リスク管理規程、および「組織別リスク管理規程」を制定し、当該規程に基づき、各リスクの管理を行なっています。

また、リスク管理の実施および管理態勢の整備ならびにリスク管理に関する部門間の情報交換・連絡・調整を目的として、「リスク管理検証委員会」を設置しています（2025 年度は 28 回開催）。

経営計画の達成を阻害する重要な要因として特定した重要リスクを中心として、四半期ごとに、外部環境の変化、リスクテイク・回避状況をふまえ、当社のリスク管理状況を把握し、経営会議、取締役会に報告しています。

役員・従業員が明治安田フィロソフィーに基づく判断・行動を主体的に行なう企業風土を形成するための指針となる「私たちの行動原則」を制定するとともに、コンダクトリスクの視点をリスク管理の取組みに反映しています。

外部委託先に加え継続取引先を含めたサードパーティ管理態勢、およびサイバーセキュリティにかかる取組みの重要性がさらに増していることをふまえたサイバーセキュリティ・システムリスク管理態勢の高度化に取り組みました。

また、サイバー攻撃の高度化・巧妙化に対応し、情報資産およびシステムの安全性をいっそう高めることを目的に、リスク管理統括部の「サイバー・システムリスク統括担当」を「サイバー・システムリスク統括部」に改正しました（2026 年 4 月 1 日付）。

2026 年 1 月の国内金利の上昇場面や、同年 2 月以降の中東情勢の緊迫化に伴う金融環境が不安定な状況においては、「ＥＲＭ運営に係る経営ガイドライン」（健全性の水準・見通しに応じたＥＲＭ経営判断の目安および確認事項を定めたもの）に基づき、適切に対応しました。

（3）執行役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制を以下のとおり整備する。

ア．職務権限規程・経営会議

当社は、「組織職制規程」および「職務権限規程」により、執行役の権限および責任の範囲を適切に定め、執行役が効率的に職務執行する体制を確保する。また、経営上重要な事項については、経営会議における協議を行ない、そのうち、当社の経営方針および経営戦略にかかわる重要事項については、取締役会が決裁する。

イ．中期経営計画の策定

執行役は、「経営計画規程」に基づき体系的に策定された中期経営計画および年度経営計画に基づいて、職務の執行を行ない、その状況を定期的に検証する。

【運用状況の概要】

当社は、「組織職制規程」および「職務権限規程」を制定し、執行役の権限および責任の範囲を明確化するとともに、規程等については、適宜見直しを実施することにより、機能の重複や権限の錯綜等を排除し、執行役が効率的に職務執行する体制を確保しています。経営上重要な事項については、経営会議における協議を経たうえで、「職務権限規程」に基づき執行役社長が決裁しています。当社の経営方針等にかかわる重要事項

については、「取締役会規則」に基づき、取締役会に付議し、決議しています。
「コーポレートガバナンスに関する方針」において、「当社は、（中略）経営の監督機能と執行機能の分離を徹底し、法令上、取締役会付議を求められる事項以外の業務執行を、原則として執行役に委任」する旨を明らかにしています。また、コーポレートガバナンス高度化の観点から、業務執行の決定および業務の執行を担う役員と、主として個別業務の執行を担う役員について、それぞれの責任範囲を明確化することを目的に、執行役員制度を導入しています。
また、デジタル技術の進展や資産運用環境の複雑化により、専門性の高度化とガバナンス強化が求められるなか、業務執行の迅速化や適切な経営判断の実現に向け、執行役社長から当社の収益の要となる領域を統括する「事業長」および経営基盤を支える領域を統括する「ＣｘＯ（Chief Officer）」へ一定の判断を委ね、相互に監視・けん制を行なうマトリクス経営を導入しました（2026年4月1日付）。
あわせて、明治安田フィロソフィーを最上位の社内規程とし、業務遂行上遵守すべき事項（ルールベース）を方針・規程等として、方針・規程等の「考え方」を明確にするもの（プリンシプルベース）をガイドラインとして再整理し、社内規程体系の整備・高度化を進めました（2026年4月1日付）。
2024年度から3年間の中期経営計画においては、「成長戦略」と、これを支える「経営基盤拡充戦略」を推進することで、2「大」プロジェクトを強化し、保障とアフターフォローの提供という従来の役割を大切にしながら、「生命保険会社の役割を超える」ことをめざし、「ＭＹ　Ｍｕｔｕａｌ　Ｗａｙ　Ⅱ期」を推進しています。

（4）執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制を以下のとおり整備する。
当社は、執行役の意思決定、および職務執行に係る情報(経営会議等、各種会議の議事録および資料等)について、「コンプライアンス基本規程」、「情報管理規程」等に基づいて適切に管理し、「ドキュメント管理規程」に従い適切に保存および管理を行なう。

【運用状況の概要】
当社は、当社グループが保有する情報の保護・管理に関し、情報の種類、重要度により情報を区分し保護・管理する等の基本的事項を定めた「情報管理規程」等、および経営会議等、各種会議の資料および議事録等の保存期間を定めた「ドキュメント管理規程」を整備し、適切な保存・管理を行なっています。

（5）財務報告の適正性を確保するための体制を以下のとおり整備する。
当社は、経理関係規程に基づき適正な財務報告が行なわれるよう、財務報告に係る内部統制に関する規程、代表者確認に関する規程を制定し、必要な体制を整備する。

【運用状況の概要】
当社は、適正な財務報告が行なわれるよう、「経理規程」「財務報告内部統制規程」「代表者確認規程」をはじめ、財務報告に必要な規程を整備しています。
財務報告に係る内部統制報告制度について、財務報告の信頼性向上を図るため任意に内部統制報告書を作成し、会計監査人の監査を受け内部統制監査報告書を取得しています。2025年度の財務報告に係る内部統制について開示すべき重要な不備はありませんでした。
また、2025年度決算における財務諸表等に記載されたすべての重要事項につき、その表示内容が適正であることを代表者（執行役社長）が確認しました。

当社は、本方針を適切に実施するため、経営会議の諮問機関として内部統制検証委員会を設置し、内部統制システムの整備を継続的に推進する。

７．その他

相互会社制度運営に関する事項

１．2025 年 7 月 2 日、第 78 回定時総代会において、評議員の承認が決議されました。

２．2025 年 12 月 31 日をもって任期満了となる総代の改選にあたり、立候補総代について、2025 年 6 月 25 日から 7 月 14 日まで立候補を受け付けた結果、選出数 22 名を上回る 538 名の社員（ご契約者）から立候補の届出をいただいたことから、2025 年 7 月 18 日、社員の中から委嘱した抽選人、立会人による公正な公開抽選を実施し、22 名の総代候補者が選定されました。あわせて、総代候補者選考委員会の推薦について、7 月 28 日の総代候補者選考委員会において、101 名（うち補欠選出 1 名）の候補者が選定されました。

３．2025 年 9 月 12 日から 10 月 31 日までの間、選定された 123 名の総代候補者に対して社員投票が実施されました。11 月 13 日、「社員投票結果確認の会」が開催され、社員のなかから委嘱した投票管理委員により、社員投票結果の点検および確認が実施されました。その結果、すべての候補者について「総代として選出することに同意しないとする投票」が有権者の 10 分の 1 に満たなかったため、123 名全員が総代として選出され、2026 年 1 月 1 日付（補欠選出 1 名は 2025 年 11 月 13 日付）で総代に就任しました。

４．総代候補者選考委員会の開催状況は次のとおりです。

（１）2025 年 5 月 20 日、第 64 回総代候補者選考委員会が開催され、総代候補者候補案が決議されました。

（２）2025 年 7 月 28 日、第 65 回総代候補者選考委員会が開催され、総代候補者の選定および社員投票実施に関する事項が決議されました。

（３）2025 年 11 月 13 日、第 66 回総代候補者選考委員会が開催され、2026 年 1 月 1 日付（補欠選出 1 名は 2025 年 11 月 13 日付）就任総代の社員投票結果等が報告されました。

５．評議員会の開催状況は次のとおりです。

（１）2025 年 6 月 17 日、第 64 回評議員会を開催し、「2024 年度決算の概要、『ひと』中心経営の推進に係る取組み、第 78 回定時総代会決議事項および『お客さま懇談会』でのご意見・ご要望等」について審議いただきました。

（２）2025 年 11 月 20 日、第 65 回評議員会を開催し、「2025 年度上半期報告、『地元の元気プロジェクト』を中心とした地域活性化に資する取組み」について審議いただきました。

（３）2026 年 2 月 17 日、第 66 回評議員会を開催し、「2025 年度決算見通し、総合収益力強化に向けた資産運用に係る取組み」について審議いただきました。

６．2025 年 12 月 2 日、総代報告会を開催し、「2025 年度上半期報告、『地元の元気プロジェクト』を中心とした地域活性化に資する取組み」について報告しました。

７．2026 年 1 月および 2 月に、全国の支社等 105 会場で「お客さま懇談会」を開催し、2,409 名のご契約者にご出席いただき、8,217 件のご意見・ご要望等をいただきました。また、出席が難しいご契約者からも幅広くご意見・ご要望等をお伺いするため、開催期間にあわせて、当社ホームページ内にご意見をお寄せいただくための「お客さま懇談会専用コンテンツ」を開設しました。

８．2026 年 3 月 31 日時点の社員数は 596 万 5,701 名、総代数は 222 名です。

商品に関する事項

【個人向け商品】

1．2025 年 4 月、お客さまの資産形成ポートフォリオの「長期・安定」部分を担い、充実した将来の資産の形成をサポートする「明治安田の一時払養老保険（円貨建・外貨建）」を発売しました。本商品はお客さまの多様な資産形成ニーズに応えるため、指定通貨を為替の影響を受けない「円貨建」、または日本よりも高い米国の金利を活かした「米ドル建」から選択でき、保険期間も「7 年」「10 年」「15 年」から選択可能としています。また、保険期間中に受け取る死亡保険金・解約返戻金を抑制することで、満期まで継続した場合の「満期保険金」を大きくしています。

2．2025 年 4 月、もしものときに家族に残すための「死亡保障」と、将来のための「資産形成」の機能を兼ね備えた「明治安田の一時払終身保険（円貨建・外貨建）」を発売しました。本商品は契約当初から、充実した死亡保障を準備したいというお客さまのニーズに応えるため、契約日から基本保険金額より大きな死亡保障が準備可能であることに加え、予定利率が更新されることで、死亡保障・解約返戻金のさらなる増加が期待できるものとしています。また、指定通貨は、為替の影響を受けない「円貨建」、または日本よりも高い米国の金利を活かした「米ドル建」から選択可能としています。

3．2025 年 4 月、着実な資産形成を重視する終身保険の「円貨建・エブリバディプラス（ふやすタイプ）」を提携金融機関にて発売しました。本商品は資産を着実にふやしたいというお客さまのニーズに応えるため、指定通貨は為替の影響を受けない「円貨建」としました。また、10 年ごとに予定利率が更新されることで、10 年経過以降も解約返戻金額の増加が期待できるものとしています。

4．2025 年 6 月と 2025 年 10 月に、将来の金利上昇を受取率に反映できる「明治安田の長期運用年金」について、また、2025 年 10 月に、将来のお子さまの教育費を計画的にご準備いただける「明治安田生命つみたて学資」について、市中金利の状況等をふまえ、予定利率を引き上げました。

【企業・団体向け商品】

1．2025 年 4 月、企業年金制度の運用安定化ニーズに「安心・確実・安定」でお応えし、国内債券の代替として幅広くご利用いただくため、団体年金保険（一般勘定）を商品改定しました。本商品は、予定利率を引き下げる一方、運用利回りと市場金利との連動性を明確化した運用方針を定め、金利環境が好転した場合には運用の成果を反映できるよう、有期（３年）で利率を上乗せする「利率上乗せ特則」を新たに開発し、ご契約に自動付加するよう改定しました。

2．2026 年 1 月、新たな団体信用生命保険商品として「事業継続支援団体生命保険」を発売しました。現在の事業性融資向けの団体信用生命保険は経営者が連帯保証人であることが加入要件ですが、近年、経営者の連帯保証を設定しない中小企業向け融資が増加している実態をふまえ、経営者の連帯保証を設定しない場合に加入できる団体信用生命保険として本商品を開発しました。

社会貢献活動に関する事項

1．「地域社会への貢献」と「こどもの健やかな成長」を社会貢献活動のテーマとして、以下の活動を実施しました。

（1）「私の地元応援募金」

地域住民の健康づくりや暮らしの充実に役立てていただくべく、当社の営業拠点が所在、または連携協定を締結している自治体等全国1,395団体に対して「私の地元応援募金」を実施し、従業員による任意の募金に会社拠出の寄付を上乗せした総額約 10.0 億円の寄付を行ないました。

（2）「地元アスリート応援プログラム」

地域の一体感醸成および地域で育つこどもたちの夢や地元愛を育むことを目的に、出身地や活動拠点地域など、「地元」に対して貢献したいというアスリートを地域社会とともに応援しており、当年度は39都道府県97名のアスリートを支援しました。

（3）「金融・保険教育・ＳＤＧｓ教育」

金融リテラシー向上を目的として、小学校高学年から高校生を対象に、「お金」や「保険」に関する出張授業を全国各地で開催しました。当社は文部科学省の「土曜学習応援団」に賛同・登録しており、本取組みは企業等による教育プログラムとして紹介されています。また、同省が推進する教育ＤＸの実現をめざして開発されたデジタル教科書ポータル「ＥｄｕＨｕｂ®（エデュハブ）」に当社の金融・保険教育教材を掲載するとともに、自社開発のＳＤＧｓ教育ゲーム「明治安田のハッピータウンメーカー」を使用した出張授業を 2025 年度から全国で展開しました。

当社の金融・保険教育は、青少年の体験活動において優れた取組みとして文部科学省から表彰を受賞し、いーたいけんアワード（青少年の体験活動推進企業表彰）において優秀賞を受賞しました。

（4）「未来世代応援プログラム」

スポーツ・文化・地域の交流を通じたこどもたちの健全育成を目的に3つの取組みを展開しています。

①ｗｉｔｈ Ｊリーグ

Ｊリーグ協力のもと、全国のこどもたちに5,500個のサッカーボールを寄贈し、こどもたちの未来に向けた一歩を全力で応援しました。また、Ｊリーグ特任理事の小野伸二氏による「Ｊスマイルフットボールツアー」を展開し、明治安田の障がい者雇用の職員が育てた苗木を参加者に配布しました。

②ｗｉｔｈ ＪＬＰＧＡ

全国のツアー大会に地元のこどもたちを招待している、ＪＬＰＧＡ主催の「Ｈｅｌｌｏ，Ｇｏｌｆ！」を応援しています。プロ選手のプレーの迫力や緊張感を間近で感じてもらい、未来に向けて挑戦することの大切さを伝えました。

③ｗｉｔｈ 日本バドミントン協会

日本バドミントン協会の未来世代応援パートナーとして、中学生を対象に全国大会等への協賛やバドミントン教室の開催等を展開しました。

また、上記に加えて当年度から、「海で遊ぶ楽しさ」「海洋環境保護」をテーマとして日本セーリング連盟と協働で未来世代向けの取組みを展開しました。

（5）「あしながチャリティー＆ウォーク」

当社従業員等が参加するウォーキングとチャリティー募金を通じて遺児の進学と心のケア支

援を行なっています。地域の健康増進イベントである「Ｊリーグウォーキング」との併催により遺児支援の輪を社外にも広げ、集まったチャリティー募金約1,946万円を「あしなが育英会」へ寄付しました。

（6）「愛と平和のチャリティーコンサート・未来を奏でる教室」

愛と平和の祈りを込めたチャリティーコンサートを2009年度から毎年開催しています。17年目を迎えた当年度は石川県、愛知県、神奈川県、埼玉県、広島県で開催しました。コンサート会場にて実施したチャリティー募金は、開催地の地域課題解決に取り組むＮＰＯ団体等へ寄付しました。また、音楽を通じてこどもたちの情操教育に役立てるよう、コンサート翌日に近隣の小学校にて作曲家三枝成彰氏による音楽授業を実施しました。

（7）「ふれあいコンサート」

日頃コンサートに行く機会の少ない障がいのあるこどもたちに生の音楽を楽しんでもらう目的で、ザ・ワイルドワンズの鳥塚しげき氏による手作りのコンサートを全国各地の特別支援学校等で開催しています。42年目を迎えた当年度は大阪府、徳島県、香川県、高知県、愛媛県の特別支援学校で開催しました。

（8）「黄色いワッペンの贈呈」

1965年以来、新入学児童を対象とした交通安全キャンペーンの一環として黄色いワッペンを贈呈しています。当年度は、全国約97万人の新入学児童に贈呈し、これまでの累計贈呈数は約7,383万枚となりました。

（9）「地域を見守る」社会貢献活動

2014年9月から、ＭＹリンクコーディネーター等が日々のお客さま訪問活動のなかで、こどもやご高齢者等の様子に変わったことや気付いたことがあった場合に、警察署・地方自治体の窓口等に連絡し、不測の事態を未然に防ぐ「地域を見守る」社会貢献活動を実施しています。当年度も、地域に密着した活動として引き続き取り組みました。

2.公益財団法人明治安田厚生事業団、公益財団法人明治安田こころの健康財団、公益財団法人明治安田クオリティオブライフ文化財団へ合計6億5,154万円の寄付金を支出しました。

役員に関する事項

1．2025年2月7日の取締役会決議により、2025年4月1日付にて、常務執行役浅野芳一、新宅大作、中村暢敬、植田剛生の4氏が専務執行役に選定されるとともに、片山圭子、山川真哉の両氏が執行役に選任のうえ、常務執行役に選定され、それぞれ就任しました。

2．2025年7月2日、第78回定時総代会において、取締役に根岸秋男、永島英器、中村篤志、荒谷雅夫、秋田正紀、上村達男、堀切功章、佐々木百合、上田輝久、吉井久美子の10氏が再任、牧野伸二氏が新たに選任され、それぞれ就任しました。

3．2025年7月2日付で、菊川隆志氏は取締役を退任しました。

4．2025年7月2日の取締役会決議により、取締役根岸秋男氏が取締役会長に再任、指名委員会の委員に取締役根岸秋男、永島英器、堀切功章、佐々木百合、上田輝久の5氏が再選、監査委員会の委員に取締役荒谷雅夫、上村達男、佐々木百合、秋田正紀、吉井久美子の5氏が再選、牧野伸二氏が新たに選定、報酬委員会の委員に取締役根岸秋男、永島英器、秋田正紀、上村達男、吉井久美子

の 5 氏が再選され、それぞれ就任しました。

また、代表執行役社長に永島英器氏が再任、代表執行役副社長に中村篤志、中谷新司の両氏が再任され、それぞれ就任しました。また、専務執行役に上田泰史、浅野芳一、新宅大作、中村暢敬、植田剛生の 5 氏が再任、常務執行役に福井賢二、青戸伸之、大崎能正、新井健一、金山毅、永田康弘、渡辺俊哉、片山圭子、山川真哉の 9 氏が再任され、それぞれ就任しました。

5．2026 年 3 月 31 日付で、浅野芳一氏は専務執行役を、福井賢二氏、永田康弘氏は常務執行役を、それぞれ辞任しました。

2025年度(2026年3月31日現在)貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
現金及び預貯金	**633,243**	**保険契約準備金**	**35,145,533**
現金	12	支払備金	158,917
預貯金	633,231	責任準備金	34,688,820
コールローン	**209,000**	社員配当準備金	297,795
買入金銭債権	**142,957**	**再保険借**	**7,614**
金銭の信託	**159,978**	**社債**	**969,483**
有価証券	**40,990,316**	**その他負債**	**3,615,451**
国債	14,653,932	売現先勘定	237,173
地方債	255,741	債券貸借取引受入担保金	2,263,357
社債	1,702,069	借入金	271,600
株式	7,817,407	未払金	95,993
外国証券	15,188,462	未払費用	55,340
その他の証券	1,372,703	前受収益	5,238
貸付金	**3,703,481**	預り金	29,835
保険約款貸付	139,067	預り保証金	39,495
一般貸付	3,564,414	先物取引差金勘定	38
有形固定資産	**1,005,693**	金融派生商品	464,476
土地	663,936	金融商品等受入担保金	147,779
建物	273,495	資産除去債務	3,012
建設仮勘定	62,520	仮受金	2,109
その他の有形固定資産	5,741	**価格変動準備金**	**1,140,519**
無形固定資産	**139,727**	**繰延税金負債**	**859,510**
ソフトウェア	86,479	**再評価に係る繰延税金負債**	**79,310**
その他の無形固定資産	53,247	**支払承諾**	**4,812**
再保険貸	**9,478**	**負債の部合計**	**41,822,234**
その他資産	**789,134**	**(純資産の部)**	
未収金	226,065	**基金償却積立金**	**980,000**
前払費用	13,742	**再評価積立金**	**452**
未収収益	161,336	**剰余金**	**254,325**
預託金	15,109	損失填補準備金	14,780
先物取引差入証拠金	28,712	その他剰余金	239,544
先物取引差金勘定	881	社会厚生事業増進積立金	1,498
金融派生商品	57,806	事業基盤強化積立金	40,000
金融商品等差入担保金	262,355	不動産圧縮積立金	20,111
仮払金	12,372	当期未処分剰余金	177,935
その他の資産	10,752	**基金等合計**	**1,234,778**
前払年金費用	**241,457**	**その他有価証券評価差額金**	**4,991,784**
支払承諾見返	**4,812**	**繰延ヘッジ損益**	**△ 150,125**
貸倒引当金	**△7,542**	**土地再評価差額金**	**123,067**
		評価・換算差額等合計	**4,964,725**
		純資産の部合計	**6,199,503**
資産の部合計	**48,021,738**	**負債及び純資産の部合計**	**48,021,738**

貸借対照表の注記

1. 有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）の評価は、売買目的有価証券については 3 月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第 21 号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第 2 条第 12 項に規定する子会社および保険業法施行令第 13 条の 5 の 2 第 3 項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものならびに同条第 4 項に規定する関連法人等が発行する株式をいう）については移動平均法による原価法、その他有価証券については 3 月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. 個人保険・個人年金保険および団体年金保険に設定した小区分（保険種類・資産運用方針等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについては、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会　業種別監査委員会報告第 21 号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。

3. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。

4. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　　2000 年 3 月 31 日
同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定

なお、2004 年 1 月 1 日付の合併により安田生命保険相互会社から承継した土地再評価差額金に係る再評価の年月日および方法は次のとおりであります。

再評価を行った年月日　　2001 年 3 月 31 日
同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定したほか、第 5 号に定める「鑑定評価」に基づいて算出

5. 有形固定資産の減価償却の方法は、定率法（ただし、建物については定額法）によっております。

6. 外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式は除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。なお、子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。

7. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 9 百万円であります。

8. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務見込額および年金資産見込額に基づいて計上しております。

退職給付債務および退職給付費用の処理方法は次のとおりであります。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	10 年
過去勤務費用の処理年数	10 年

なお、当年度末においては、年金資産見込額が退職給付債務見込額を上回っているため、退職給付引当金の残高はありません。

9. 価格変動準備金は、保険業法第 115 条の規定により算出した額を計上しております。

10. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号）に従い、主に、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジおよび通貨スワップによる繰延ヘッジ、外国株式に対する価格変動リスクのヘッジとしてエクイティスワップによる繰延ヘッジ、外貨建貸付金および当社が発行した外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップによる振当処理を行っております。

なお、2009 年度より保険契約に係る金利変動リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引を利用しており、「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会　業種別委員会実務指針第 26 号）に基づき繰延ヘッジ処理を行っております。ヘッジ有効性の評価は、ヘッジ対象とヘッジ手段双方の理論価格の算定に影響を与える金利の状況を検証することにより行っております。

11. 責任準備金は、期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第 116 条第 1 項に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第 4 条第 2 項第 4 号）に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。

責任準備金のうち保険料積立金については、次の方式により計算しています。

(1) 標準責任準備金の対象契約については、内閣総理大臣が定める方式（平成 8 年大蔵省告示第 48 号）

(2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

また、金融庁に認可を受けた算出方法書に基づき積み立てられた責任準備金では、算出方法書の計算前提（予定発生率・予定利率等）に基づく将来の予定キャッシュ・フローの見積りが、直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合に、保険業法施行規則第 69 条第 5 項に基づき、追加の責任準備金を計上する必要があります。この規定に基づき以下を積み立てております。

・1995 年 9 月 2 日以降に契約締結した一時払養老保険契約を対象として 2014 年度において積み立てたもの
・1998 年 4 月 2 日以降に契約締結した一時払個人年金保険契約を対象として 2017 年度において積み立てたもの
・1999 年 4 月 1 日以前に契約締結した個人年金保険契約（上記の一時払個人年金保険契約を除く）を対象として、予定利率 2.00％を用いて保険料積立金を計算したことにより生じた差額を 2020 年度からの 2 年間にわたって積み立てたもの
・変額保険契約を対象として 2014 年度および 2023 年度において積み立てたもの
・1994 年 4 月 1 日以前に契約締結した契約時の予定利率が 3.75％超の終身保険契約を対象として、予定利率 3.75％を用いて保険料積立金を計算したことにより生じた差額を 2024 年度からの 2 年間にわたって積み立てたもの。当初は 4 年間にわたって積み立てることとしておりましたが、当年度に残額である 220,036 百万円を積み立て、これにより追加積立てを完了しております。
・また、1999 年 4 月 1 日以前に契約締結した契約時の予定利率が 2.00％超の終身保険契約（上記の予定利率が 3.75％超の契約を含む）を対象として、予定利率 2.00％を用いて保険料積立金を計算したことにより生じた差額（2025 年度以前に積立て済の金額を除く）を 2026 年度に積み立てる予定です。なお、追加積立額は現時点では確定しておりませんが、480,000 百万円程度を見込んでおります。

責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第 116 条及び保険業法施行規則第 69 条第 1 項第 3 号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

なお、当年度において、保険業法施行規則第 69 条第 7 項に規定された積立基準の最低額を上回る積立てにあたっては、上記終身保険契約にかかる追加積立てを優先しております。

12. 既発生未報告支払備金（まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう。以下同じ）については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合（以下「みなし入院」という）等に入院給付金等を支払う特別取扱を 2023 年 5 月 8 日以降終了したことにより、平成 10 年大蔵省告示第 234 号（以下「IBNR 告示」という）第 1 条第 1 項本文に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR 告示第 1 条第 1 項ただし書の規定に基づき、以下の方法により算出した額を計上しております。

（計算方法の概要）

IBNR 告示第 1 条第 1 項本文に掲げる全ての事業年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR 告示第 1 条第 1 項本文と同様の方法により算出しております。

13. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、その他資産に計上し 5 年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。

14. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。

15. 当年度末までに公表されているものの、適用されていない主な会計基準等は以下のとおりであります。

「リースに関する会計基準」（2024 年 9 月 13 日　企業会計基準委員会）および「リースに関する会計基準の適用指針」（2024 年 9 月 13 日　企業会計基準委員会）が公表され、国際的な会計基準と同様に借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めており、当社では、2027 年度から適用予定であります。なお、当会計基

準等の適用による影響は、現在評価中であります。

16．当年度における金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項および金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 金融商品の状況に関する事項

一般勘定（保険業法第 118 条第 1 項に規定する特別勘定以外の勘定）の資産運用は、経済価値で評価した資産と負債の差額であるサープラスを健全性指標の一つとして捉え、サープラスの変動性（リスク）に着目するサープラス・マネジメント型ＡＬＭによっております。

この方針に基づき、具体的な金融資産として、主に有価証券および貸付金に投資しております。有価証券は、主として債券、株式および投資信託等で保有しており、貸付金は、主に国内の取引先に対する貸付であります。

また、デリバティブについては、運用資産、保険負債または社債のリスクに対する主要なヘッジ手段と位置付けており、主に、ヘッジ目的で利用しております。ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号）に従い、主に、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジおよび通貨スワップによる繰延ヘッジ、外国株式に対する価格変動リスクのヘッジとしてエクイティスワップによる繰延ヘッジ、外貨建貸付金および当社が発行した外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップによる振当処理、金利スワップによる保険負債の金利リスクヘッジを行っております。

なお、有価証券は市場リスク（金利の変動リスク、為替の変動リスクおよび価格変動リスク等）および信用リスク、貸付金は信用リスク、金利の変動リスクおよび為替の変動リスク、デリバティブ取引は市場リスクおよび信用リスクに晒されております。

当社が発行した外貨建社債は、為替の変動リスクに晒されておりますが、社債の発行時に、通貨スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。

金利の変動リスクの管理に関しては、サープラス・マネジメントの観点から、超長期債購入による持続的・安定的な資産デュレーションの長期化および金利スワップによる保険負債の金利リスクヘッジ等により、負債も含めた経済価値ベースの変動リスクを管理しております。為替の変動リスクの管理に関しては、リスク水準の適切なコントロールのため必要に応じ為替予約等を利用し、為替リスクのヘッジを行っております。価格変動リスクを含めた市場リスクの管理に関しては、有価証券やデリバティブ取引について残高および損益状況を一元的に管理しているほか、適宜、監視枠等を設定することで損失を一定範囲に収める仕組みを導入しております。

さらに、当社ではＶａＲ手法による最大予想損失額の測定に加えて、通常の予測を超えた急激な市場変動が発生する事態も想定して、ストレステストを定期的に行っております。また、これらの損益状況やルールの遵守状況は、資産運用リスク管理部署が監視し、リスク管理検証委員会に定期的に（緊急時は遅滞なく）報告を行うほか、重要なものは取締役会等に報告しております。

信用リスクの管理にあたっては、個別取引ごとに、リスクを慎重に見極め、安全性が高いと判断される対象に限定して運用を行っております。なお、信用リスク判断が特に重要な企業向け貸付については、審査管理部署において、厳正な審査体制の確保、信用供与先に対するモニタリング、企業審査手法を活用した社内信用格付制度を実施するとともに、重要度の高い案件については、投融資検討会議等で慎重に検討のうえ決裁する体制となっております。また、リスクが特定企業・グループ等に集中することのないよう信用度に応じた与信枠を設定し、管理を行う等運用先の分散を図っております。

デリバティブ取引に関しては、利用方針等を規定化するとともに、取引種類別の残高制限および取引先ごとの与信枠を設定するなどしてリスクを抑制するとともに、取引を執行する部署と事務管理部署を分離し、内部牽制が働く組織体制をとり、適切なリスク管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当年度末における主な金融資産および金融負債に係る貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、譲渡性預金を除く預貯金、売現先勘定および債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価は帳簿価額と近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
預貯金	64,980	64,980	－
その他有価証券（譲渡性預金）	64,980	64,980	－
買入金銭債権	142,957	128,915	△14,042
満期保有目的の債券	139,703	125,661	△14,042
その他有価証券	3,254	3,254	－
金銭の信託	159,978	159,978	－
その他有価証券	159,978	159,978	－
有価証券	39,021,386	36,899,689	△2,121,696
売買目的有価証券	451,882	451,882	－
満期保有目的の債券	2,508,075	2,421,956	△86,119
責任準備金対応債券	14,455,586	12,420,009	△2,035,576

子会社株式及び関連会社株式	98,383	98,383	－
その他有価証券	21,507,458	21,507,458	－
貸付金	3,703,481	3,533,275	△170,205
保険約款貸付	139,067	139,067	－
一般貸付	3,564,414	3,394,208	△170,205
貸倒引当金(*1)	△6,251	－	－
	3,697,229	3,533,275	△163,954
社債	969,483	910,952	△58,530
借入金	271,600	245,441	△26,158
金融派生商品(*2)	(406,669)	(406,669)	－
ヘッジ会計が適用されていないもの	11,585	11,585	－
ヘッジ会計が適用されているもの	(418,255)	(418,255)	－

(*1)貸付金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

(*2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( ) で示しております。

(*3)非上場株式等の市場価格のない株式等及び組合出資等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 19 号）第 5 項及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号。以下「時価算定会計基準適用指針」という）第 24-16 項に従い、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中の有価証券に含めておりません。なお、市場価格のない株式等の当年度末における貸借対照表価額は、1,925,830 百万円（うち子会社株式及び関連会社株式 1,889,560 百万円）、組合出資等の当年度末における貸借対照表価額は、43,099 百万円であります。また、当年度において、非上場株式等の市場価格のない株式等及び組合出資等について 9,974 百万円減損処理を行っております。

(注1) 保有目的ごとの有価証券に関する注記事項

①売買目的有価証券において、当年度の損益に含まれた評価差額は 24,043 百万円であります。

②満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	①国債･地方債等	572,123	576,624	4,500
	②社債	57,767	58,562	795
	③その他	22,784	23,111	327
	合計	652,675	658,298	5,623
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	①国債･地方債等	1,608,950	1,535,453	△73,496
	②社債	220,234	202,696	△17,537
	③その他	165,919	151,168	△14,750
	合計	1,995,104	1,889,319	△105,784

(*)本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含めております。

③責任準備金対応債券の目標デュレーション達成のための当年度中の売却額は 1,345,070 百万円であり、売却益の合計額は 19,853 百万円、売却損の合計額は 745,392 百万円であります。また、責任準備金対応債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	①国債･地方債等	43,300	43,337	37
	②社債	4,828	4,888	60
	③その他	1,390,896	1,412,235	21,338
	合計	1,439,024	1,460,461	21,436
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	①国債･地方債等	11,185,212	9,288,807	△1,896,405
	②社債	38,563	34,221	△4,342
	③その他	1,792,784	1,636,518	△156,265
	合計	13,016,561	10,959,547	△2,057,013

④その他有価証券の当年度中の売却額は 2,322,879 百万円であり、売却益の合計額は 817,881 百万円、売却損の合計額は 18,820 百万円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位:百万円）

	種類	取得原価 または 償却原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	(1)株式	1,421,748	7,564,994	6,143,245
	(2)債券	1,108,756	1,139,786	31,030
	①国債･地方債等	851,905	865,152	13,247
	②社債	256,851	274,634	17,782
	(3)その他	5,830,669	7,214,147	1,383,477
	合計	8,361,175	15,918,928	7,557,753
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	(1)株式	13,080	11,622	△1,457
	(2)債券	1,788,004	1,581,545	△206,458
	①国債･地方債等	736,421	560,742	△175,679
	②社債	1,051,582	1,020,803	△30,779
	(3)その他	4,556,977	4,223,574	△333,403
	合計	6,358,062	5,816,742	△541,320

(*)本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含めております。

⑤上記の表中にある「取得原価または償却原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当年度において、責任準備金対応債券について2,839百万円、その他有価証券で時価のある株式等について41,499百万円減損処理を行っております。

（注2）金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位:百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預貯金 （譲渡性預金）	64,980	－	－	－	－	－
買入金銭債権	－	－	－	－	－	142,957
貸付金(*)	472,278	632,375	784,734	541,719	614,344	518,941
有価証券	595,091	2,352,579	2,665,069	4,298,072	4,184,618	14,815,472
満期保有目的の債券	266,201	249,907	19,975	559,679	430,757	981,554
責任準備金対応債券	48,554	628,228	1,484,807	2,005,566	2,179,698	8,108,730
その他有価証券のうち満期があるもの	280,335	1,474,444	1,160,286	1,732,827	1,574,161	5,725,187
合計	1,132,350	2,984,955	3,449,804	4,839,791	4,798,962	15,477,371

(*)貸付金のうち、破産更生債権等、償還予定額が見込めない20百万円は含めておりません。

(*)貸付金のうち、保険約款貸付については、償還期限がないので含めておりません。

（注3）社債および借入金の決算日後の返済予定額

（単位:百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
社債	－	－	－	－	－	969,483
借入金	－	－	－	－	－	271,600
合計	－	－	－	－	－	1,241,083

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

（単位:百万円）

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
預貯金（譲渡性預金）	－	64,980	－	64,980
買入金銭債権	－	3,254	－	3,254
その他有価証券	－	3,254	－	3,254
金銭の信託	－	159,978	－	159,978
その他有価証券	－	159,978	－	159,978
有価証券	12,074,112	9,131,536	28,899	21,234,547
売買目的有価証券	284,210	167,671	－	451,882
国債･地方債等	72,312	1,879	－	74,192
社債	－	85,238	－	85,238
株式	115,761	－	－	115,761
その他	96,136	80,554	－	176,690
その他有価証券	11,789,901	8,963,864	28,899	20,782,665
国債･地方債等	1,314,815	111,078	－	1,425,894
社債	－	1,295,437	－	1,295,437
株式	7,575,471	1,145	－	7,576,616
その他	2,899,614	7,556,202	28,899	10,484,716
金融派生商品	138	52,314	5,353	57,806
通貨関連	－	52,040	－	52,040
金利関連	－	274	－	274
株式関連	138	－	5,353	5,492
資産計	12,074,250	9,412,063	34,252	21,520,567
金融派生商品	4,717	459,758	－	464,476
通貨関連	－	270,452	－	270,452
金利関連	－	189,305	－	189,305
株式関連	179	－	－	179
債券関連	4,538	－	－	4,538
負債計	4,717	459,758	－	464,476

(*)時価算定会計基準適用指針第 24-7 項に従い、基準価額を時価とみなす投資信託については、上記表には含めておりません。貸借対照表における当該投資信託の金額は 724,792 百万円であります。当該投資信託の当期首残高から当期末残高への調整表は以下のとおりです。

（単位：百万円）

	時価算定会計基準適用指針第 24-3 項を適用し基準価額を時価とみなす投資信託
当期首残高	545,948
当期の損益又は評価・換算差額等への計上	
その他有価証券評価差額金に計上	77,695
購入、売却及び償還	
購入	105,115
売却	△3,967
当期末残高	724,792

また、同適用指針第 24-3 項の取扱いを適用した投資信託の、解約等に関する制限の主な内容及び貸借対照表計上額は、任意解約等が認められていない投資信託 724,792 百万円であります。

②時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

（単位:百万円）

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
買入金銭債権	－	125,661	－	125,661
満期保有目的の債券	－	125,661	－	125,661
有価証券	11,956,766	2,983,582	－	14,940,349
満期保有目的の債券	1,970,166	451,790	－	2,421,956
国債･地方債等	1,970,166	141,911	－	2,112,078
社債	－	261,259	－	261,259
その他	－	48,618	－	48,618

責任準備金対応債券	9,888,216	2,531,792	－	12,420,009
国債・地方債等	9,332,145	－	－	9,332,145
社債	－	39,109	－	39,109
その他	556,071	2,492,683	－	3,048,754
子会社株式及び関連会社株式	98,383	－	－	98,383
貸付金	－	－	3,533,275	3,533,275
保険約款貸付	－	－	139,067	139,067
一般貸付	－	－	3,394,208	3,394,208
資産計	11,956,766	3,109,244	3,533,275	18,599,286
社債	－	910,952	－	910,952
借入金	－	245,441	－	245,441
負債計	－	1,156,393	－	1,156,393

（注１）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

①預貯金、買入金銭債権、金銭の信託及び有価証券

預貯金、買入金銭債権、金銭の信託及び有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル１の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル２の時価に分類しております。主に譲渡性預金、地方債、社債がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引く方法により算定された理論価格または情報ベンダーや取引相手先から入手した３月末日の時価等によっております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル３の時価に分類しております。

相場価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル２の時価に分類しております。

②金融派生商品

金融派生商品については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル１の時価に分類しており、主に株価指数先物、債券先物等がこれに含まれます。

ただし、大部分の金融派生商品は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しません。そのため外国為替予約の時価については３月末日のＴＴＭ、WMロイターレート、割引レート等を基準とした理論価格、通貨スワップ取引、金利スワップ取引等の時価については情報ベンダーが提供する価格によっており、当該時価はレベル２の時価に分類しております。また、エクイティスワップ取引等の時価については、取引相手先から入手した重要な観察できないインプットを使用して算定された価格によっており、当該時価はレベル３に分類しております。

なお、通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金および社債と一体として処理されているため、その時価は、当該貸付金および社債の時価に含めて記載しております。

③貸付金

一般貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いた価格によっており、観察できないインプットを使用していることから、レベル３の時価に分類しております。

なお、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

また、保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込期間および金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としており、レベル３の時価に分類しております。

④社債

当社の発行する社債については、３月末日の情報ベンダーが提供する価格によっております。当該時価はレベル２の時価に分類しております。

⑤借入金

当社の借入金については、借入金を裏付けとして発行される社債の３月末日の情報ベンダーが提供する価格によっております。当該時価はレベル２の時価に分類しております。

（注２）時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル３の時価に関する情報

①重要な観察できないインプットに関する定量的情報

有価証券の「その他有価証券」および金融派生商品の「株式関連」にてレベル３の時価となるものがありますが、これらは、第三者から入手した価格を調整せずに使用しているため、記載しておりません。

②当期首残高から当期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

（単位:百万円）

	有価証券	金融派生商品	合計
	その他有価証券	株式関連（*4）	
	その他		
当期首残高	51,117	－	51,117
当期の損益又は評価・換算差額等への計上			
損益に計上（*1）	－	△436	△436
評価・換算差額等に計上	4,971	－	4,971
購入、売却、発行及び決済等	12,668	－	12,668
レベル3の時価への振替（*2）	－	5,790	5,790
レベル3の時価からの振替（*3）	△39,858	－	△39,858
当期末残高	28,899	5,353	34,252
当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益（*1）	－	△436	△436

(*1)「資産運用費用」の「金融派生商品費用」に含まれております。

(*2) レベル2の時価からレベル3の時価への振替であり、観察可能なデータが不足していることによるものであります。当該振替は当会計期間の末日に行っております。

(*3) レベル3の時価からレベル2の時価への振替であり、観察可能なデータが利用可能になったことによるものであります。当該振替は当会計期間の末日に行っております。

(*4)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務及び利益・損失は純額で表示しており、合計で正味の債務・損失となる場合には、△で示しております。

③時価の評価プロセスの説明

第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。検証結果は毎期リスク管理部署に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適正性が確保されております。

④重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

第三者から入手した価格を調整せずに使用しているため、記載しておりません。

17. 当社では、東京都その他の地域において賃貸用のオフィスビル等を有しており、当年度末における当該賃貸等不動産の貸借対照表価額は738,767百万円、時価は1,145,590百万円であります。なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価（指標等を用いて調整を行ったものを含む）によっております。

18. 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額は、15,503百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権は323百万円であります。

上記取立不能見込額の直接減額は9百万円であります。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

債権のうち、危険債権額は4,808百万円であります。

なお、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。

債権のうち、三月以上延滞債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものであります。

債権のうち、貸付条件緩和債権額は10,371百万円であります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権に該当しないものであります。

19. 有形固定資産の減価償却累計額は、480,902百万円であります。

20. 保険業法第118条第1項の規定による特別勘定の資産の額は、546,686百万円であります。
なお、同勘定の負債の額も同額であります。

21. 保険業法施行規則第30条第2項に規定する金額は、4,965,178百万円であります。

22. 子会社等に対する金銭債権の総額は、89,824百万円、金銭債務の総額は、5,347百万円であります。

23. 貸借対照表に計上した有形固定資産および無形固定資産のほか、リース契約により使用している重要な有形固定資

産として電子計算機およびその周辺機器等があります。

24. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

当期首現在高	292,516 百万円
前期剰余金よりの繰入額	157,450 百万円
当期社員配当金支払額	152,686 百万円
利息による増加等	514 百万円
当期末現在高	297,795 百万円

25. 担保に供されている資産の額は、有価証券 643,683 百万円であります。

26. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券（現金担保付債券貸借取引による有価証券を含む）の貸借対照表価額は 6,111,493 百万円、売現先取引により買戻し条件付で売却した有価証券の貸借対照表価額は 236,275 百万円であります。

27. 自由に処分できる権利を有している資産であって、貸借対照表に計上されていない資産は、現金担保付債券貸借取引により受け入れている現金担保 231,891 百万円、現金担保付債券貸借取引で借り入れている有価証券 234,220 百万円であります。現金担保について、全て貸し出ししております。借り入れている有価証券について、全て自己所有しております。

28. 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は、144,659 百万円であります。

29. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された円貨建劣後特約付社債および外貨建劣後特約付社債であります。

30. 負債の部の借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。

31. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度および退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	224,288 百万円
勤務費用	9,293 百万円
利息費用	2,018 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△ 22,620 百万円
退職給付の支払額	△ 18,066 百万円
期末における退職給付債務	194,912 百万円

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	714,234 百万円
期待運用収益	3,932 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	173,142 百万円
事業主からの拠出額	2,223 百万円
退職給付の支払額	△ 14,193 百万円
期末における年金資産	879,338 百万円

③退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	194,399 百万円
年金資産	△ 879,338 百万円
	△ 684,939 百万円
非積立型制度の退職給付債務	513 百万円
未認識数理計算上の差異	433,547 百万円
未認識過去勤務費用	9,419 百万円
退職給付引当金（△は前払年金費用）	△ 241,457 百万円

④退職給付に関連する損益

勤務費用	9,293 百万円
利息費用	2,018 百万円
期待運用収益	△ 3,932 百万円

数理計算上の差異の当期の費用処理額	△ 58,819 百万円
過去勤務費用の当期の費用処理額	△ 2,274 百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	△ 53,714 百万円

⑤年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は次のとおりであります。

債券	3.1%
株式	66.9%
生命保険一般勘定	19.3%
共同運用資産	3.5%
投資信託	2.6%
現金及び預金	2.8%
その他	1.8%
合計	100.0%

年金資産合計には、退職給付信託が 76.9%含まれております。

⑥長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑦数理計算上の計算基礎に関する事項

当年度末における主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりであります。

割引率	2.4%
長期期待運用収益率	
確定給付企業年金	2.0%
退職給付信託	0.0%

(3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は 1,229 百万円であります。

32. 子会社等の株式等は、1,987,944 百万円であります。

33. 繰延税金資産の総額は、1,172,271 百万円、繰延税金負債の総額は、2,018,120 百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、13,660 百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 720,987 百万円および価格変動準備金 329,382 百万円であります。

繰延税金負債の発生の主なものは、その他有価証券の評価差額 1,980,245 百万円であります。

当年度における法定実効税率は 27.96%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、社員配当準備金に係る△30.89%および外国子会社から受ける配当等の益金不算入額に係る△8.75%であります。

34. 保険業法施行規則第 73 条第 3 項において準用する同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という）の金額は 90 百万円、同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という）の金額は 312,859 百万円であります。

35. 新設した事業基盤強化積立金については、当社を取り巻くリスクが拡大・複合化するなかにおいてリスクへの備えを強化する目的で、既存の任意積立金（事業基盤強化積立金・価格変動積立金）を全額取り崩し、既存の事業基盤強化積立金と同名で、400 億円積み立てております。

36. 会計上の見積りの開示に関する会計基準（企業会計基準第 31 号）に基づいて識別した重要な会計上の見積りは以下の通りです。

(1) 市場価格のない株式に該当する子会社及び関連会社株式の減損

当年度の貸借対照表の「有価証券」に、市場価格のない株式に該当する子会社株式及び関連会社株式 1,889,560 百万円を計上しております。

市場価格のない株式に該当する子会社及び関連会社株式は、実質価額に基づいて減損判定を行います。原則として、実質価額は期末日の純資産価額に基づき算定しますが、必要な場合は、将来キャッシュ・フロー等の主要な仮定を使用して算定された価額を実質価額としております。

上記の仮定の予測は高い不確実性を伴い、翌年度において将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、判定の結果、市場価格のない一部の子法人について、財政状態の悪化又は将来キャッシュ・フローの減少

により実質価額が著しく低下し、かつ回復可能性が認められないことから、取得原価と実質価額との差額を、特別損失に子会社株式及び関連会社株式評価損として 9,969 百万円計上しております。

37. 当社の明治安田トラスト生命保険株式会社及び Meiji Yasuda North America Holdings, Inc.の株式取得による企業結合については、「連結貸借対照表の注記（取得による企業結合）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2025年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		6,381,670
保険料等収入	3,752,677	
保険料	3,709,421	
再保険収入	43,256	
資産運用収益	2,528,996	
利息及び配当金等収入	1,351,939	
預貯金利息	11,336	
有価証券利息・配当金	1,199,843	
貸付金利息	69,715	
不動産賃貸料	43,224	
その他利息配当金	27,821	
金銭の信託運用益	2,965	
有価証券売却益	837,734	
有価証券償還益	59,211	
為替差益	223,179	
その他運用収益	327	
特別勘定資産運用益	53,638	
その他経常収益	99,995	
年金特約取扱受入金	11,210	
保険金据置受入金	20,453	
支払備金戻入額	99	
退職給付引当金戻入額	59,810	
その他の経常収益	8,421	
経常費用		6,305,666
保険金等支払金	3,497,478	
保険金	608,109	
年金	691,934	
給付金	478,012	
解約返戻金	1,417,989	
その他返戻金	167,500	
再保険料	133,931	
責任準備金等繰入額	798,808	
責任準備金繰入額	798,302	
社員配当金積立利息繰入額	506	
資産運用費用	1,415,284	
支払利息	64,436	
有価証券売却損	764,213	
有価証券評価損	44,344	
有価証券償還損	41	
金融派生商品費用	499,810	
貸倒引当金繰入額	868	
賃貸用不動産等減価償却費	10,039	
その他運用費用	31,531	
事業費	474,102	
その他経常費用	119,992	
保険金据置支払金	38,028	
税金	39,971	
減価償却費	36,842	
その他の経常費用	5,150	
経常利益		76,003
特別利益		109,810
固定資産等処分益	5,796	
子会社株式及び関連会社株式売却益	74,013	
価格変動準備金戻入額	30,000	
特別損失		30,243
固定資産等処分損	12,703	
減損損失	244	
子会社株式及び関連会社株式評価損	10,576	
不動産圧縮損	3,217	
社会厚生事業増進助成金	3,501	
税引前当期純剰余		155,570
法人税及び住民税		18,140
法人税等調整額		△ 38,922
法人税等合計		△ 20,781
当期純剰余		176,351

損益計算書の注記

1. 保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。

なお、収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号に基づき、責任準備金に積み立てております。

保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。

なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生しているものと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。

2. 子会社等との取引による収益の総額は、72,549百万円、費用の総額は、59,918百万円であります。

3. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券33,892百万円、株式等453,014百万円、外国証券350,827百万円であります。

有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券741,433百万円、株式等4,136百万円、外国証券18,383百万円であります。

有価証券評価損の内訳は、株式等41,504百万円、外国証券2,839百万円であります。

4. 支払備金戻入額の計算上、出再前支払備金戻入額49百万円に足し上げられた出再支払備金繰入額の金額は49百万円、責任準備金繰入額の計算上、出再前責任準備金繰入 923,505 百万円から差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は125,202百万円であります。

5. 「金融派生商品費用」には、評価益が42,725百万円含まれております。

6. 当年度における減損損失に関する事項は、次のとおりであります。

(1)資産のグルーピング方法

保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等全体で1つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供していない賃貸不動産等および遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。

(2)減損損失の認識に至った経緯

一部の資産グループに著しい収益性の低下または時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3)減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

用途	件数	減損損失（百万円）		
		土地	建物	計
賃貸不動産等	0件	－	－	－
遊休不動産等	6件	127	117	244
合計	6件	127	117	244

(4)回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値または正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。なお、使用価値については見積乖離リスクを反映させた将来キャッシュ・フローを1.77%で割り引いて算定しております。また、正味売却価額については不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額等から処分費用見込額を差し引いた価額、または公示価格等を基準にした評価額等をもとに算定しております。

2025年度（2025年４月１日から2026年３月31日まで）基金等変動計算書

（単位：百万円）

	基金等										評価・換算差額等				純資産合計
	基金償却積立金	再評価積立金	剰余金						剰余金合計	基金等合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
			損失塡補準備金	その他剰余金											
				価格変動積立金	社会厚生事業増進積立金	事業基盤強化積立金	不動産圧縮積立金	当期未処分剰余金							
当期首残高	980,000	452	14,307	29,764	1,004	10,000	24,056	158,209	237,342	1,217,795	3,491,836	△95,205	121,149	3,517,779	4,735,575
当期変動額															
社員配当準備金の積立								△157,450	△157,450	△157,450					△157,450
損失塡補準備金の積立			473					△473							
当期純剰余								176,351	176,351	176,351					176,351
価格変動積立金の取崩				△29,764				29,764							
社会厚生事業増進積立金の積立					3,995			△3,995							
社会厚生事業増進積立金の取崩					△3,501			3,501							
事業基盤強化積立金の積立						40,000		△40,000							
事業基盤強化積立金の取崩						△10,000		10,000							
不動産圧縮積立金の積立							1,235	△1,235							
不動産圧縮積立金の取崩							△5,180	5,180							
土地再評価差額金の取崩								△1,918	△1,918	△1,918					△1,918
基金等以外の項目の当期変動額（純額）											1,499,947	△54,919	1,918	1,446,945	1,446,945
当期変動額合計	—	—	473	△29,764	493	30,000	△3,945	19,725	16,982	16,982	1,499,947	△54,919	1,918	1,446,945	1,463,928
当期末残高	980,000	452	14,780	—	1,498	40,000	20,111	177,935	254,325	1,234,778	4,991,784	△150,125	123,067	4,964,725	6,199,503

2025年度（2025年４月１日から2026年３月31日まで）剰余金処分案

（単位：円）

科目	金額	
当期未処分剰余金		177,935,502,609
任意積立金取崩額		726,013,801
不動産圧縮積立金取崩額	726,013,801	
計		178,661,516,410
剰余金処分額		178,661,516,410
社員配当準備金	173,995,353,174	
差引純剰余金		4,666,163,236
損失塡補準備金	522,000,000	
任意積立金	4,144,163,236	
社会厚生事業増進積立金	4,001,925,045	
不動産圧縮積立金	142,238,191	

2025年度(2026年3月31日現在)連結貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	917,307	保険契約準備金	44,425,995
コールローン	236,800	支払備金	929,416
買入金銭債権	142,957	責任準備金	43,197,985
金銭の信託	231,832	社員配当準備金	297,795
有価証券	46,903,005	契約者配当準備金	798
貸付金	5,996,924	代理店借	12,149
有形固定資産	1,066,089	再保険借	142,315
土地	682,923	社債	1,298,037
建物	299,036	その他負債	4,205,057
リース資産	7,682	債券貸借取引受入担保金	2,274,352
建設仮勘定	65,382	その他の負債	1,930,705
その他の有形固定資産	11,065	退職給付に係る負債	9,526
無形固定資産	1,231,266	価格変動準備金	1,144,726
ソフトウェア	111,671	繰延税金負債	1,033,619
のれん	636,788	再評価に係る繰延税金負債	79,310
その他の無形固定資産	482,806	支払承諾	4,812
代理店貸	10,700	負債の部合計	52,355,552
再保険貸	233,233	(純資産の部)	
その他資産	1,402,074	基金償却積立金	980,000
退職給付に係る資産	724,053	再評価積立金	452
繰延税金資産	5,000	連結剰余金	167,760
支払承諾見返	4,812	基金等合計	1,148,213
貸倒引当金	△7,542	その他有価証券評価差額金	4,970,200
		繰延ヘッジ損益	△147,699
		土地再評価差額金	123,067
		為替換算調整勘定	275,069
		退職給付に係る調整累計額	324,422
		在外子会社等に係る保険契約準備金評価差額金	43,580
		その他の包括利益累計額合計	5,588,640
		非支配株主持分	6,109
		純資産の部合計	6,742,964
資産の部合計	59,098,516	負債及び純資産の部合計	59,098,516

連結計算書類の作成方針

	当連結会計年度〔2025年4月1日から 2026年3月31日まで〕
1.連結の範囲に関する事項	連結される子会社および子法人等数　34社 主要な連結される子会社および子法人等は、明治安田損害保険株式会社、明治安田アセットマネジメント株式会社、明治安田システム・テクノロジー株式会社、明治安田トラスト生命保険株式会社、Pacific Guardian Life Insurance Company, Limited、StanCorp Financial Group, Inc.、Meiji Yasuda America Incorporated、Meiji Yasuda North America Holdings, Inc.であります。 当連結会計年度に当社の子会社および子法人等となった以下17社について、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。 American Heritage Life Insurance Company American Heritage Service Company 明治安田トラスト生命保険株式会社 StanCorp Global Services India Private Limited Meiji Yasuda North America Holdings, Inc.およびその傘下12社 StanCorp Financial Group, Inc.傘下子会社3社について、他のStanCorp Financial Group, Inc.傘下子会社と合併したことに伴い、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。 明治安田トラスト生命保険株式会社は、2025年10月1日付で社名をイオン・アリアンツ生命保険株式会社から変更しております。 主要な非連結の子会社および子法人等は、明治安田ライフプランセンター株式会社であります。 非連結の子会社および子法人等は、総資産、売上高、当期損益および（利益）剰余金の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。
2.持分法の適用に関する事項	(1)持分法適用の非連結の子会社および子法人等数　0社 (2)持分法適用の関連法人等数　3社 主要な持分法適用の関連法人等はFounder Meiji Yasuda Life Insurance Co., Ltd.、Thai Life Insurance Public Company Limitedであります。 Meiji Yasuda North America Holdings, Inc.社の株式の取得を通じて、Meiji Yasuda North America Holdings, Inc.の連結子会社が45%の株式を保有しているTechficient Holdings, LLCを当連結会計年度より持分法の適用範囲に含めております。 当連結会計年度にTUiR Warta S.A.社株式を売却したことにより、同社およびその子会社1社を持分法の適用範囲から除外しております。 当連結会計年度にTU Europa S.A.社株式を売却したことにより、同社およびその子会社2社を持分法の適用範囲から除外しております。 (3)持分法を適用していない非連結の子会社および子法人等（明治安田ライフプランセンター株式会社ほか）ならびに関連法人等については、それぞれ連結損益および連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。
3.連結される子会社および子法人等の事業年度等に関する事項	連結される海外の子会社および子法人等の決算日は12月31日であり、同日現在の決算財務諸表を使用しております。また、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
4.のれんの償却に関する事項	のれんおよびのれん相当額は、定額法により20年以内で償却しております。ただし、重要性が乏しいものについては、発生連結会計年度に全額償却しております。

連結貸借対照表の注記

1. 重要な会計方針の変更

(1) 一部の連結される海外の保険会社の米国会計基準FASB Accounting Standards Codification Topic 944「金融サービス－保険契約」の適用

一部の連結される海外の保険会社において、米国会計基準FASB Accounting Standards Codification Topic 944「金融サービス－保険契約」を当連結会計年度の期首から適用しております。これにより、将来保険給付に係る負債の会計処理、市場リスクを伴う給付の公正価値測定、繰延新契約費の償却方法等を変更しております。

当該会計基準は遡及適用され、会計方針の変更の累積的影響額は当連結会計年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されております。

この結果、当連結会計年度の無形固定資産の期首残高は4,898百万円減少、再保険貸の期首残高は17,801百万円減少、その他資産の期首残高は10,775百万円減少、繰延税金資産の期首残高は4,590百万円減少、保険契約準備金の期首残高は91,470百万円減少、繰延税金負債の期首残高は7,588百万円増加、利益剰余金の期首残高は6,009百万円減少、その他有価証券評価差額金の期首残高は13,398百万円減少、為替換算調整勘定の期首残高は7百万円減少、在外子会社等に係る保険契約準備金評価差額金の期首残高は65,232百万円増加しております。

(2) 一部の持分法適用の関連法人等のタイ財務報告基準（以下「TFRS」という）第9号「金融商品」およびTFRS第17号「保険契約」の適用

一部の持分法適用の関連法人等において、TFRS第9号「金融商品」およびTFRS第17号「保険契約」を当連結会計年度の期首から適用しております。これにより、貨幣の時間価値、保険契約から生じるキャッシュ・フローの金融リスク、及び保険契約から生じるキャッシュ・フローの不確実性の影響を反映するよう保険契約準備金を測定しております。

当該会計基準は遡及適用され、会計方針の変更の累積的影響額は当連結会計年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されております。

この結果、当連結会計年度の有価証券の期首残高は10,096百万円増加、利益剰余金の期首残高は1,376百万円増加、その他有価証券評価差額金の期首残高は18,724百万円増加、繰延ヘッジ損益の期首残高は、1百万円減少、為替換算調整勘定の期首残高は243百万円増加、在外子会社等に係る保険契約準備金評価差額金の期首残高は10,246百万円減少しております。

2. 当社の保有する有価証券の評価基準および評価方法は次のとおりであります。

有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）の評価は、売買目的有価証券については連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会　業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第2条第12項に規定する子会社および保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものならびに同条第4項に規定する関連法人等が発行する株式をいう）については移動平均法による原価法、その他有価証券については連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 当社は、個人保険・個人年金保険および団体年金保険に設定した小区分（保険種類・資産運用方針等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについては、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会　業種別監査委員会報告第21号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。

4. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。

5. 当社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　　2000年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定

なお、2004年1月1日付の合併により安田生命保険相互会社から承継した土地再評価差額金に係る再評価の年月日および方法は次のとおりであります。

再評価を行った年月日　　2001年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定したほか、第5号に定める「鑑定評価」に基づいて算出

6. 当社の保有する有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法は、定率法（ただし、建物については定額法）によっております。連結される海外の子会社および子法人等の有形固定資産の減価償却の方法は、主として定額法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

7. 外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式は除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。なお、子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。また、連結される海外の子会社および子法人等の資産、負債、収益および費用は、連結される海外の子会社および子法人等の決算日の為替相場により円換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

8. 当社の貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 9 百万円であります。

9. 退職給付に係る負債および資産は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

当社の退職給付に係る会計処理の方法は次のとおりであります。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	10 年
過去勤務費用の処理年数	10 年

10. 当社および連結される国内の保険会社の価格変動準備金は、保険業法第 115 条の規定により算出した額を計上しております。

11. 当社のヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号）に従い、主に、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジおよび通貨スワップによる繰延ヘッジ、外国株式に対する価格変動リスクのヘッジとしてエクイティスワップによる繰延ヘッジ、外貨建貸付金および当社が発行した外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップによる振当処理を行っております。

なお、2009 年度より保険契約に係る金利変動リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引を利用しており、「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会　業種別委員会実務指針第 26 号）に基づき繰延ヘッジ処理を行っております。ヘッジ有効性の評価は、ヘッジ対象とヘッジ手段双方の理論価格の算定に影響を与える金利の状況を検証することにより行っております。

12. 当社の責任準備金は、期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第 116 条第 1 項に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第 4 条第 2 項第 4 号）に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。

責任準備金のうち保険料積立金については、次の方式により計算しています。

(1) 標準責任準備金の対象契約については、内閣総理大臣が定める方式（平成 8 年大蔵省告示第 48 号）

(2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

また、金融庁に認可を受けた算出方法書に基づき積み立てられた責任準備金では、算出方法書の計算前提（予定発生率・予定利率等）に基づく将来の予定キャッシュ・フローの見積りが、直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合に、保険業法施行規則第 69 条第 5 項に基づき、追加の責任準備金を計上する必要があります。この規定に基づき以下を積み立てております。

・1995 年 9 月 2 日以降に契約締結した一時払養老保険契約を対象として 2014 年度において積み立てたもの
・1998 年 4 月 2 日以降に契約締結した一時払個人年金保険契約を対象として 2017 年度において積み立てたもの
・1999 年 4 月 1 日以前に契約締結した個人年金保険契約（上記の一時払個人年金保険契約を除く）を対象として、予定利率 2.00%を用いて保険料積立金を計算したことにより生じた差額を 2020 年度からの 2 年間にわたって積み立てたもの
・変額保険契約を対象として 2014 年度および 2023 年度において積み立てたもの

・1994 年 4 月 1 日以前に契約締結した契約時の予定利率が 3.75％超の終身保険契約を対象として、予定利率 3.75％を用いて保険料積立金を計算したことにより生じた差額を 2024 年度からの 2 年間にわたって積み立てたもの。当初は 4 年間にわたって積み立てることとしておりましたが、当連結会計年度に残額である 220,036 百万円を積み立て、これにより追加積立てを完了しております。
・また、1999 年 4 月 1 日以前に契約締結した契約時の予定利率が 2.00％超の終身保険契約（上記の予定利率が 3.75％超の契約を含む）を対象として、予定利率 2.00％を用いて保険料積立金を計算したことにより生じた差額（2025 年度以前に積立て済の金額を除く）を 2026 年度に積み立てる予定です。なお、追加積立額は現時点では確定しておりませんが、480,000 百万円程度を見込んでおります。

責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第 116 条及び保険業法施行規則第 69 条第 1 項第 3 号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

なお、当連結会計年度において、保険業法施行規則第 69 条第 7 項に規定された積立基準の最低額を上回る積立てにあたっては、上記終身保険契約にかかる追加積立てを優先しております。

一部の連結される海外の保険会社の責任準備金は、米国会計基準または国際財務報告基準に基づき算出した額を計上しております。

13. 当社の既発生未報告支払備金（まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう。以下同じ）については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合（以下「みなし入院」という）等に入院給付金等を支払う特別取扱を 2023 年 5 月 8 日以降終了したことにより、平成 10 年大蔵省告示第 234 号（以下「IBNR 告示」という）第 1 条第 1 項本文に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR 告示第 1 条第 1 項ただし書の規定に基づき、以下の方法により算出した額を計上しております。

（計算方法の概要）

IBNR 告示第 1 条第 1 項本文に掲げる全ての連結会計年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR 告示第 1 条第 1 項本文と同様の方法により算出しております。

14. 当社の消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、その他資産に計上し 5 年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。

15. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。なお、一部の連結される海外の子会社および子法人等の無形固定資産は、米国会計基準に基づく償却を行っております。

16. 当連結会計年度末までに公表されているものの、適用されていない主な会計基準等は以下のとおりであります。

「リースに関する会計基準」（2024 年 9 月 13 日　企業会計基準委員会）および「リースに関する会計基準の適用指針」（2024 年 9 月 13 日　企業会計基準委員会）が公表され、国際的な会計基準と同様に借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めており、当社では、2027 年度から適用予定であります。なお、当会計基準等の適用による影響は、現在評価中であります。

17. 当連結会計年度における金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項および金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 金融商品の状況に関する事項

一般勘定（保険業法第 118 条第 1 項に規定する特別勘定以外の勘定）の資産運用は、経済価値で評価した資産と負債の差額であるサープラスを健全性指標の一つとして捉え、サープラスの変動性（リスク）に着目するサープラス・マネジメント型ＡＬＭによっております。

当社は、この方針に基づき、具体的な金融資産として、主に有価証券および貸付金に投資しております。有価証券は、主として債券、株式および投資信託等で保有しており、貸付金は、主に国内の取引先に対する貸付であります。なお、一部の連結される海外の子会社および子法人等が投資する有価証券は、主として債券で保有しており、貸付金は、主に海外の取引先に対する貸付であります。

また、デリバティブについては、運用資産、保険負債または社債のリスクに対する主要なヘッジ手段と位置付けており、主に、ヘッジ目的で利用しております。ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号）に従い、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジおよび通貨スワップによる繰延ヘッジ、外国株式に対する価格変動リスクのヘッジとしてエクイティスワップによる繰延ヘッジ、外貨建貸付金および当社が発行した外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップによる振当処理、金利スワップによる保険負債の金利リスクヘッジを行っております。

なお、当社ならびに一部の連結される海外の子会社および子法人等が保有する有価証券は市場リスク（金利の変動リスク、為替の変動リスクおよび価格変動リスク等）および信用リスク、貸付金は信用リスク、金利の変動リスクおよび為替の変動リスク、デリバティブ取引は市場リスクおよび信用リスクに晒されております。

当社ならびに一部の連結される海外の子会社および子法人等の社債のうち、外貨建のものは、為替の変動リスクに晒されております。

当社では、金利の変動リスクの管理に関しては、サープラス・マネジメントの観点から、超長期債購入による持

続的・安定的な資産デュレーションの長期化および金利スワップによる保険負債の金利リスクヘッジ等により、負債も含めた経済価値ベースの変動リスクを管理しております。為替の変動リスクの管理に関しては、リスク水準の適切なコントロールのため必要に応じ為替予約等を利用し、為替リスクのヘッジを行っております。価格変動リスクを含めた市場リスクの管理に関しては、有価証券やデリバティブ取引について残高および損益状況を一元的に管理しているほか、適宜、監視枠等を設定することで損失を一定範囲に収める仕組みを導入しております。

さらに、当社では、ＶａＲ手法による最大予想損失額の測定に加えて、通常の予測を超えた急激な市場変動が発生する事態も想定して、ストレステストを定期的に行っております。また、これらの損益状況やルールの遵守状況は、資産運用リスク管理部署が監視し、リスク管理検証委員会に定期的に（緊急時は遅滞なく）報告を行うほか、重要なものは取締役会等に報告しております。

信用リスクの管理にあたっては、個別取引ごとに、リスクを慎重に見極め、安全性が高いと判断される対象に限定して運用を行っております。なお、信用リスク判断が特に重要な企業向け貸付については、審査管理部署において、厳正な審査体制の確保、信用供与先に対するモニタリング、企業審査手法を活用した社内信用格付制度を実施するとともに、重要度の高い案件については、投融資検討会議等で慎重に検討のうえ決裁する体制となっております。また、リスクが特定企業・グループ等に集中することのないよう信用度に応じた与信枠を設定し、管理を行う等運用先の分散を図っております。

デリバティブ取引に関しては、利用方針等を規定化するとともに、取引種類別の残高制限および取引先ごとの与信枠を設定するなどしてリスクを抑制するとともに、取引を執行する部署と事務管理部署を分離し、内部牽制が働く組織体制をとり、適切なリスク管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における主な金融資産および金融負債に係る連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、譲渡性預金を除く預貯金、預金と同様の性格を有する合同運用の金銭信託、売現先勘定および債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価は帳簿価額と近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
預貯金	64,980	64,980	－
その他有価証券(譲渡性預金)	64,980	64,980	－
買入金銭債権	142,957	128,915	△14,042
満期保有目的の債券	139,703	125,661	△14,042
その他有価証券	3,254	3,254	－
金銭の信託	214,332	213,558	△774
売買目的有価証券	4,345	4,345	－
責任準備金対応債券	11,250	10,476	△774
その他有価証券	198,736	198,736	－
有価証券	46,615,661	44,437,681	△2,177,980
売買目的有価証券	4,611,936	4,611,936	－
満期保有目的の債券	2,880,634	2,792,535	△88,099
責任準備金対応債券	14,455,586	12,420,009	△2,035,576
子会社株式及び関連会社株式	152,688	98,383	△54,304
その他有価証券	24,514,815	24,514,815	－
貸付金	5,996,924	5,840,539	△156,385
保険約款貸付	162,260	162,260	－
一般貸付	5,834,664	5,678,278	△156,385
貸倒引当金(*1)	△6,251	－	－
	5,990,673	5,840,539	△150,133
社債	1,298,037	1,239,507	△58,530
借入金	308,920	282,761	△26,158
金融派生商品(*2)	(392,470)	(392,470)	－
ヘッジ会計が適用されていないもの	25,784	25,784	－
ヘッジ会計が適用されているもの	(418,255)	(418,255)	－

(*1) 貸付金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

(*3) 非上場株式等の市場価格のない株式等及び組合出資等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号）第5項及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号。以下「時価算定会計基準適用指針」という）第24-16項に従い、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中の有価証券に含めておりません。なお、市場

価格のない株式等の当連結会計年度末における連結貸借対照表価額は、244,244 百万円（うち子会社株式及び関連会社株式 207,971 百万円）、組合出資等の当連結会計年度末における連結貸借対照表価額は、43,099 百万円であります。また、当連結会計年度において、非上場株式等の市場価格のない株式等及び組合出資等について 4 百万円減損処理を行っております。

（注 1）保有目的ごとの有価証券に関する注記事項

①売買目的有価証券において、当連結会計年度の損益に含まれた評価差額は 24,078 百万円であります。

②満期保有目的の債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

（単位：百万円）

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	①国債・地方債等	575,670	580,179	4,509
	②社債	57,767	58,562	795
	③その他	353,168	353,689	521
	合計	986,605	992,432	5,826
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	①国債・地方債等	1,623,823	1,548,873	△74,949
	②社債	220,234	202,696	△17,537
	③その他	189,674	174,194	△15,480
	合計	2,033,732	1,925,764	△107,967

（*）本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含めております。

③責任準備金対応債券の目標デュレーション達成のための当連結会計年度中の売却額は 1,345,070 百万円であり、売却益の合計額は 19,853 百万円、売却損の合計額は 745,392 百万円であります。また、責任準備金対応債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	①国債・地方債等	43,300	43,337	37
	②社債	4,828	4,888	60
	③その他	1,390,896	1,412,235	21,338
	合計	1,439,024	1,460,461	21,436
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	①国債・地方債等	11,187,693	9,290,985	△1,896,707
	②社債	46,946	42,133	△4,812
	③その他	1,793,172	1,636,904	△156,268
	合計	13,027,812	10,970,023	△2,057,788

④その他有価証券の当連結会計年度中の売却額は 2,809,571 百万円であり、売却益の合計額は 818,857 百万円、売却損の合計額は 20,816 百万円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、連結貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	種類	取得原価または償却原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	(1)株式	1,421,748	7,564,994	6,143,245
	(2)債券	1,132,300	1,163,890	31,590
	①国債・地方債等	851,905	865,152	13,247
	②社債	280,395	298,737	18,342
	(3)その他	7,322,030	8,745,400	1,423,369
	合計	9,876,079	17,474,285	7,598,205
連結貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	(1)株式	13,080	11,622	△1,457
	(2)債券	1,845,926	1,637,613	△208,312
	①国債・地方債等	751,586	575,529	△176,056
	②社債	1,094,135	1,061,879	△32,255
	③その他	204	204	－
	(3)その他	6,146,601	5,658,265	△488,336
	合計	8,005,608	7,307,501	△698,106

（*）本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含めております。

⑤上記の表中にある「取得原価または償却原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当連結会計年度において、

責任準備金対応債券について 2,839 百万円、その他有価証券で時価のある株式等について 42,758 百万円減損処理を行っております。

（注 2）金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1 年以内	1 年超 3 年以内	3 年超 5 年以内	5 年超 7 年以内	7 年超 10 年以内	10 年超
預貯金（譲渡性預金）	64,980	－	－	－	－	－
買入金銭債権	－	－	－	－	－	142,957
貸付金(*)	632,126	818,857	840,500	537,551	686,307	2,319,301
有価証券	769,125	2,739,842	3,157,949	4,730,328	4,593,629	16,289,988
満期保有目的の債券	271,203	254,993	28,595	561,813	434,193	1,329,834
責任準備金対応債券	48,554	628,228	1,484,807	2,005,566	2,179,698	8,108,730
その他有価証券のうち満期があるもの	449,367	1,856,620	1,644,546	2,162,948	1,979,737	6,851,422
合計	1,466,232	3,558,700	3,998,450	5,267,879	5,279,936	18,752,247

(*)貸付金のうち、破産更生債権等、償還予定額が見込めない 20 百万円は含めておりません。
(*)貸付金のうち、保険約款貸付については、償還期限がないので含めておりません。

（注 3）社債および借入金の決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1 年以内	1 年超 3 年以内	3 年超 5 年以内	5 年超 7 年以内	7 年超 10 年以内	10 年超
社債	－	2,424	28,283	30,162	53,333	1,183,835
借入金	29,380	7,940	－	－	－	271,600
合計	29,380	10,364	28,283	30,162	53,333	1,455,435

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
レベル 2 の時価：レベル 1 のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル 3 の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
預貯金（譲渡性預金）	－	64,980	－	64,980
買入金銭債権	－	3,254	－	3,254
その他有価証券	－	3,254	－	3,254
金銭の信託	－	203,082	－	203,082
売買目的有価証券	－	4,345	－	4,345
その他有価証券	－	198,736	－	198,736
有価証券	14,685,426	13,067,963	648,570	28,401,959
売買目的有価証券	2,865,908	1,185,692	560,335	4,611,936
国債・地方債等	72,312	1,879	－	74,192
社債	－	85,238	－	85,238
株式	115,761	－	－	115,761
その他	2,677,834	1,098,574	560,335	4,336,745
その他有価証券	11,819,517	11,882,271	88,234	23,790,022
国債・地方債等	1,320,937	111,078	－	1,432,016
社債	－	1,332,695	－	1,332,695
株式	7,575,471	1,145	－	7,576,616
その他	2,923,108	10,437,351	88,234	13,448,693
金融派生商品	138	52,314	19,552	72,005

通貨関連	－	52,040	－	52,040
金利関連	－	274	7	281
株式関連	138	－	19,545	19,683
債券関連	－	－	－	－
資産計	14,685,564	13,391,594	668,122	28,745,282
金融派生商品	4,717	459,758	－	464,476
通貨関連	－	270,452	－	270,452
金利関連	－	189,305	－	189,305
株式関連	179	－	－	179
債券関連	4,538	－	－	4,538
負債計	4,717	459,758	－	464,476

(*)時価算定会計基準適用指針第 24-7 項に従い、基準価額を時価とみなす投資信託については、上記表には含めておりません。連結貸借対照表における当該投資信託の金額は 724,792 百万円であります。当該投資信託の当連結会計年度期首残高から当連結会計年度末残高への調整表は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	時価算定会計基準適用指針第 24-3 項を適用し基準価額を時価とみなす投資信託
当連結会計年度期首残高	545,948
当期の損益又はその他の包括利益	
その他有価証券評価差額金に計上	77,695
購入、売却及び償還	
購入	105,115
売却	△3,967
当連結会計年度末残高	724,792

また、同適用指針第 24-3 項の取扱いを適用した投資信託の、解約等に関する制限の主な内容及び連結貸借対照表計上額は、任意解約等が認められていない投資信託 724,792 百万円であります。

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
買入金銭債権	－	125,661	－	125,661
満期保有目的の債券	－	125,661	－	125,661
金銭の信託	－	10,476	－	10,476
責任準備金対応債券	－	10,476	－	10,476
有価証券	11,983,882	2,983,582	343,463	15,310,928
満期保有目的の債券	1,997,282	451,790	343,463	2,792,535
国債･地方債等	1,987,140	141,911	－	2,129,052
社債	－	261,259	－	261,259
その他	10,141	48,618	343,463	402,223
責任準備金対応債券	9,888,216	2,531,792	－	12,420,009
国債･地方債等	9,332,145	－	－	9,332,145
社債	－	39,109	－	39,109
その他	556,071	2,492,683	－	3,048,754
子会社株式及び関連会社株式	98,383	－	－	98,383
貸付金	－	－	5,840,539	5,840,539
保険約款貸付	－	－	162,260	162,260
一般貸付	－	－	5,678,278	5,678,278
資産計	11,983,882	3,119,720	6,184,002	21,287,605
社債	－	910,952	328,554	1,239,507
借入金	14,004	245,441	23,315	282,761
負債計	14,004	1,156,393	351,870	1,522,269

(注 1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

①預貯金、買入金銭債権、金銭の信託及び有価証券

預貯金、買入金銭債権、金銭の信託及び有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル 1 の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル 2 の時価に分類しております。主に譲渡性預金、地方債、社債

がこれに含まれます。
相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引く方法により算定された理論価格または情報ベンダーや取引相手先から入手した当連結会計年度末日の時価等によっております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル３の時価に分類しております。
相場価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル２の時価に分類しております。

②金融派生商品
金融派生商品については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル１の時価に分類しており、主に株価指数先物、債券先物等がこれに含まれます。
ただし、大部分の金融派生商品は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しません。そのため外国為替予約の時価については当連結会計年度末日のＴＴＭ、WMロイターレート、割引レート等を基準とした理論価格、通貨スワップ取引、金利スワップ取引等の時価については情報ベンダーが提供する価格によっており、当該時価はレベル２の時価に分類しております。また、エクイティスワップ取引等の時価については、取引相手先から入手した重要な観察できないインプットを使用して算定された価格によっており、当該時価はレベル３に分類しております。
なお、通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金および社債と一体として処理されているため、その時価は、当該貸付金および社債の時価に含めて記載しております。

③貸付金
一般貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いた価格によっており、観察できないインプットを使用していることから、レベル３の時価に分類しております。
なお、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。
また、保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込期間および金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としており、レベル３の時価に分類しております。

④社債
当社の発行する社債については、当連結会計年度末日の情報ベンダーが提供する価格によっております。当該時価はレベル２の時価に分類しております。

⑤借入金
当社の借入金については、借入金を裏付けとして発行される社債の当連結会計年度末日の情報ベンダーが提供する価格によっております。当該時価はレベル２の時価に分類しております。

（注２）時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル３の時価に関する情報

①重要な観察できないインプットに関する定量的情報

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲
金融派生商品			
インデックスオプション取引	ブラックショールズモデル	(*2)	(*2)
有価証券			
売買目的有価証券			
その他	割引現在価値法	流動性プレミアム	0.2%-0.7%

(*1) 上記のほか、有価証券の「その他有価証券」および金融派生商品の「株式関連」にてレベル３の時価となるものがありますが、これらは、第三者から入手した価格を調整せずに使用しているため、記載しておりません。
(*2) S&P500インデックス等のインプライド・ボラティリティ等をインプットとして使用しております。

②当連結会計年度期首残高から当連結会計年度末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

（単位：百万円）

	有価証券		金融派生商品 (*6)		合計
	売買目的有価証券	その他有価証券	株式関連	インデックスオプション取引	
	その他	その他			
当連結会計年度期首残高	－	90,066	－	9,330	99,396
当期の損益又はその他の包括利益					
損益に計上(*1)	－	109	△436	6,557	6,229
その他の包括利益に計上(*2)	－	5,055	－	△95	4,960
購入、売却、発行及び決済等(*3)	560,335	13,920	－	△1,593	572,663
レベル３の時価への振替 (*4)	－	18,940	5,790	－	24,731

レベル3の時価からの振替（*5）	－	△39,858	－	－	△39,858
当連結会計年度末残高	560,335	88,234	5,353	14,199	668,122
当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益（*1）	－	－	△436	4,413	3,976

(*1) 「資産運用収益」の「利息及び配当金等収入」、「資産運用費用」の「金融派生商品費用」に含まれております。

(*2) 「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」「為替換算調整勘定」に含まれております。

(*3) 売買目的有価証券 その他の購入、売却、発行及び決済等にはMeiji Yasuda North America Holdings, Inc.の取得に伴う増加を含んでおります。

(*4) レベル2の時価からレベル3の時価への振替であり、観察可能なデータが不足していることによるものであります。当該振替は当連結会計年度の末日に行っております。

(*5) レベル3の時価からレベル2の時価への振替であり、観察可能なデータが利用可能になったことによるものであります。当該振替は当連結会計年度の末日に行っております。

(*6) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務及び利益・損失は純額で表示しており、合計で正味の債務・損失となる場合には、△で示しております。

③時価の評価プロセスの説明

第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。検証結果は毎期リスク管理部署に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適正性が確保されております。

④重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

インデックスオプション取引の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、インデックスボラティリティです。ボラティリティは対象とする指数の変化のスピード及び幅の大きさに関する指標であり、ボラティリティの著しい増加（減少）は、単独では、オプション価格の著しい上昇（低下）を生じさせることとなり、オプションの買いポジションである場合には、時価の著しい上昇（低下）を生じさせることとなります。

売買目的有価証券 その他の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、流動性プレミアムです。流動性プレミアムは、金融商品の流動性を反映して割引率を調整するものであります。流動性プレミアムの著しい上昇(低下)は、時価の著しい下落(上昇)を生じさせます。

18. 当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等では、東京都その他の地域において賃貸用のオフィスビル等を有しており、当連結会計年度末における当該賃貸等不動産の連結貸借対照表価額は 771,061 百万円、時価は 1,179,983 百万円であります。なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価（指標等を用いて調整を行ったものを含む）によっております。

19. 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額は、47,313 百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権は 323 百万円であります。

上記取立不能見込額の直接減額は、9 百万円であります。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

債権のうち、危険債権額は 14,948 百万円であります。

なお、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。

債権のうち、三月以上延滞債権額は 111 百万円であります。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものであります。

債権のうち、貸付条件緩和債権額は 31,930 百万円であります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権に該当しないものであります。

20. 有形固定資産の減価償却累計額は、519,216 百万円であります。

21. 一部の連結される海外の子会社および子法人等が資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額は次のとおりであります。

有価証券	3,167 百万円
貸付金	15,866 百万円
再保険貸	1,438 百万円

22. 保険業法第 118 条第 1 項の規定による特別勘定の資産の額は、563,855 百万円であります。

なお、同勘定の負債の額も同額であります。

23. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

当連結会計年度期首現在高	292,516 百万円
前連結会計年度連結剰余金よりの繰入額	157,450 百万円
当連結会計年度社員配当金支払額	152,686 百万円
利息による増加等	514 百万円
当連結会計年度末現在高	297,795 百万円

24. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

当連結会計年度期首現在高	－
当連結会計年度契約者配当金支払額	253 百万円
利息による増加等	－
契約者配当準備金繰入額	606 百万円
連結範囲の変動による増加額	444 百万円
当連結会計年度末現在高	798 百万円

25. 担保に供されている資産の額は、現金及び預貯金 17,082 百万円、有価証券 1,015,055 百万円、貸付金 298,657 百万円、その他資産 47 百万円であります。また、担保付き債務の額は 390,593 百万円であります。

26. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券（現金担保付債券貸借取引による有価証券を含む）の連結貸借対照表価額は 6,122,724 百万円、売現先取引により買戻し条件付で売却した有価証券の連結貸借対照表価額は 236,275 百万円であります。

27. 自由に処分できる権利を有している資産であって、連結貸借対照表に計上されていない資産は、現金担保付債券貸借取引により受け入れている現金担保 231,891 百万円、現金担保付債券貸借取引で借り入れている有価証券 234,220 百万円であります。現金担保について、全て貸し出ししております。借り入れている有価証券について、全て自己所有しております。

28. 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は、195,499 百万円であります。

29. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された円貨建劣後特約付社債および外貨建劣後特約付社債であります。

30. 負債の部のその他の負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 271,600 百万円を含んでおります。

31. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度および退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

一部の連結される海外の子会社および子法人等は、確定給付制度および確定拠出制度を設けております。

なお、一部の連結される子会社および子法人等は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	306,577 百万円
勤務費用	9,483 百万円
利息費用	6,306 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△21,299 百万円
退職給付の支払額	△22,660 百万円
新規連結による増加額	12,499 百万円
その他	△754 百万円
期末における退職給付債務	290,153 百万円

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	823,366 百万円
期待運用収益	10,221 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	176,066 百万円
事業主からの拠出額	2,358 百万円
退職給付の支払額	△18,275 百万円
新規連結による増加額	11,841 百万円
その他	△898 百万円

期末における年金資産	1,004,680 百万円

③退職給付債務および年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債および資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	280,919 百万円
年金資産	△1,004,680 百万円
	△723,761 百万円
非積立型制度の退職給付債務	9,234 百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△714,527 百万円
退職給付に係る負債	9,526 百万円
退職給付に係る資産	△724,053 百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△714,527 百万円

④退職給付に関連する損益

勤務費用	9,483 百万円
利息費用	6,306 百万円
期待運用収益	△10,221 百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△58,896 百万円
過去勤務費用の当期の費用処理額	△2,308 百万円
その他	△57 百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	△55,693 百万円

⑤その他の包括利益等に計上された項目の内訳

その他の包括利益に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

数理計算上の差異	138,365 百万円
過去勤務費用	△2,312 百万円
合計	136,053 百万円

その他の包括利益累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識数理計算上の差異	445,831 百万円
未認識過去勤務費用	9,730 百万円
合計	455,561 百万円

⑥年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は次のとおりであります。

債券	3.4%
株式	59.3%
生命保険一般勘定	20.7%
共同運用資産	9.7%
投資信託	2.3%
現金及び預金	2.4%
その他	2.1%
合計	100.0%

年金資産合計には、退職給付信託が 67.3%含まれております。

⑦長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑧数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における当社ならびに一部の連結される海外の子会社および子法人等の主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりであります。

割引率	
国内	2.4%
海外	5.2～5.5%
長期期待運用収益率	
国内	
確定給付企業年金	2.0%
退職給付信託	0.0%
海外	3.1～6.3%

(3) 確定拠出制度

当社ならびに連結される子会社および子法人等の確定拠出制度への要拠出額は、9,522 百万円であります。

32. 非連結の子会社および子法人等ならびに関連法人等の株式等は、360,660 百万円であります。

33. 繰延税金資産の総額は、1,322,168 百万円、繰延税金負債の総額は、2,308,456 百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、42,329 百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 749,149 百万円および価格変動準備金 329,665 百万円であります。

繰延税金資産から評価性引当額として控除された額のうち、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額は 15,414 百万円、将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当金額は 26,915 百万円であります。

繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額 1,981,085 百万円であります。

税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額は次の通りです。

(単位:百万円)

	1年内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(*1)	1,408	920	4,091	2,012	962	145,096	154,492
評価性引当額	△1,405	△915	△3,964	△1,994	△871	△6,262	△15,414
繰延税金資産	2	5	126	18	90	138,834	139,078

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(*2) 税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産を計上しており、当該税務上の繰越欠損金にかかる繰延税金資産は、将来の課税所得の見込により回収可能と判断しております。

当連結会計年度における法定実効税率は 27.96%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、社員配当準備金に係る△42.04%であります。

34. 会計上の見積りの開示に関する会計基準(企業会計基準第 31 号)に基づいて識別した重要な会計上の見積りは以下の通りです。

(1) StanCorp Financial Group, Inc.(以下「StanCorp」という)の支払備金

当連結会計年度の連結貸借対照表の「支払備金」に 756,506 百万円計上しております。また、団体保険事業に係る長期就業不能者の将来給付に対する支払備金が重要な割合を占めております。

StanCorp の支払備金は、米国会計基準に基づき同社の貸借対照表日時点における未払保険金及び関連費用の現在価値の見積りに基づき算出した額を計上しております。 当該支払備金について、積立額の適切性を毎期評価し、この評価においては、給付終了率等の主要な仮定が使用されております。

上記の仮定の予測は高い不確実性を伴い、翌連結会計年度において将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) StanCorp ののれんの減損

当連結会計年度の連結貸借対照表の「のれん」に、StanCorp の買収時に計上したのれんの残高 78,293 百万円、StanCorp が American Heritage Life Insurance Company および American Heritage Service Company の買収時に計上したのれんの残高 147,672 百万円を計上しております。また、団体保険事業に係るのれんが重要な割合を占めております。

StanCorp ののれんは、米国会計基準に基づき StanCorp の連結財務諸表に計上され、同社において減損の判定が行われております。のれんの減損の判定にあたっては、米国会計基準に基づき減損の兆候判定を行い、当該のれんを含む事業の公正価値が帳簿価額を下回る可能性が 50%超であるかどうかについての定性的要因の評価に加えて、業績予測を基礎とした定量的な評価を実施しております。この判定には保険料収入の伸び率、保険金給付率等の主要な仮定を使用しております。

上記の仮定の予測は高い不確実性を伴い、翌連結会計年度において将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、判定の結果、減損損失は計上しておりません。

(3) Meiji Yasuda North America Holdings, Inc.(以下「MYNA」という)ののれんの減損

当連結会計年度の連結貸借対照表の「のれん」に、MYNA の買収時に計上したのれんの残高 362,150 百万円を計上しております。

MYNA の買収に伴うのれんは、当社の連結貸借対照表に計上され、当社が日本の会計基準に基づき、減損損失の判定を行っております。

のれんの減損の判定にあたっては、減損の兆候となる事象・環境の変化が認められる場合に、減損損失の認識の判定及び損失額の測定を行います。

減損の兆候判定にあたっては、MYNA を取り巻く経営環境や業績及び将来の利益計画の悪化の有無、資産グループの市場価格の著しい下落の有無、その他の関連する固有の事象と状況を総合的に評価しています。

のれんに減損の兆候が認められる場合は、のれんを含む資産グループから将来生じるキャッシュ・フローを見積り、その総額と帳簿価額を比較することによって減損の認識要否を判定します。

減損損失の認識が必要となった場合は、のれんを含む資産グループの回収可能価額を算出のうえ、帳簿価額と回収可能価額との差額を減損損失として計上します。回収可能価額の算定においては、保険料収入の伸び率、保険金給付率等の主要な仮定を使用しております。

上記の仮定の予測は高い不確実性を伴い、翌連結会計年度において将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、判定の結果、減損損失は計上しておりません。

(4) StanCorpの買収時に計上した保有契約価値の減損

当連結会計年度の連結貸借対照表の「その他の無形固定資産」に、StanCorpの買収時に計上した保有契約価値の残高45,711百万円を計上しております。また、個人就業不能保険事業に係る保有契約価値が重要な割合を占めております。

連結される海外の子会社および子法人等の買収に係る保有契約価値は、StanCorpの買収日時点で保有している保険契約から得られる将来の利益の見積現在価値であり、米国会計基準に基づき、同社の連結財務諸表に計上されております。保有契約価値の算出には、給付発生率、給付終了率等の主要な仮定を使用しております。また保有契約がもたらす保険料収入やその契約期間等に基づき一定期間にわたり償却しております。

また、上記の仮定が悪化した場合、追加の責任準備金の計上に先立ち、保有契約価値の減価相当額が損失計上される可能性があります。このため、この評価は、責任準備金の積み立ての十分性に関する判断と一体で検討を行います。

上記の仮定の予測は高い不確実性を伴い、翌連結会計年度において将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、判定の結果、減損損失は計上しておりません。

35. 取得による企業結合

(1) American Heritage Life Insurance CompanyおよびAmerican Heritage Service Company

当社の連結子会社であるStanCorpは、2025年4月1日に、The Allstate Corporationから、同社の団体保険事業を営む保険子会社を含む2社が発行する全株式を取得いたしました。

StanCorpは、米国財務会計基準審議会が公表する会計基準（ASC）Topic 805「企業結合」に基づき、本取引を事業の取得として認識しております。

①企業結合の概要

イ 被取得企業の名称及び取得した事業の内容

被取得企業の名称　American Heritage Life Insurance Company
American Heritage Service Company

事業の内容　団体保険事業および関連事務サービス事業

ロ 企業結合を行った主な理由

団体保険事業における事業基盤の強化と効率化により、StanCorpのさらなる成長を図ること等を目的としております。

ハ 企業結合日

2025年4月1日

ニ 企業結合の法的形式

株式取得

ホ 結合後企業の名称

American Heritage Life Insurance Company
American Heritage Service Company

ヘ 取得した議決権比率

100%

ト 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社の連結子会社であるStanCorpが議決権の過半数を所有し、意思決定機関を支配していることが明確であるためであります。

②連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2025年4月1日から2025年12月31日まで

③被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	1,927百万米ドル
取得原価	1,927百万米ドル

④主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等　30百万米ドル

⑤企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

資産合計	4,003百万米ドル
（うち有価証券	1,676百万米ドル）
負債合計	2,075百万米ドル
（うち保険契約準備金	1,978百万米ドル）

⑥発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

イ 発生したのれんの金額

1,019百万米ドル

ロ 発生原因

StanCorpの団体保険事業における顧客基盤強化と事業効率化によって期待される超過収益力であります。

ハ 償却方法及び償却年数

10年間にわたる均等償却であります。

⑦のれん以外の無形固定資産に配分された金額および主要な種類別の内訳ならびに全体および主要な種類別の加重平均償却期間

主要な種類別の内訳	金額	償却期間
買収時の既契約価値	738 百万米ドル	30 年

⑧企業結合に係る暫定的な会計処理の確定

第 1 四半期連結会計期間において暫定的な会計処理を行っておりましたが、第 2 四半期連結会計期間に確定しています。この暫定的な会計処理の確定に伴うのれんの金額の変動は軽微であります。

(2) 明治安田トラスト生命保険株式会社

①企業結合の概要

イ 被取得企業の名称及び取得した事業の内容

被取得企業の名称　明治安田トラスト生命保険株式会社(*)

事業の内容　生命保険事業

ロ 企業結合を行った主な理由

イオングループとの包括的パートナーシップ構築等を通じて、当社グループのさらなる成長を図ること等を目的としております。

ハ 企業結合日

2025 年 7 月 1 日

ニ 企業結合の法的形式

株式取得

ホ 結合後企業の名称

明治安田トラスト生命保険株式会社(*)

ヘ 取得した議決権比率

85.1%

ト 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が議決権の過半数を所有し、意思決定機関を支配していることが明確であるためであります。

(*)明治安田トラスト生命保険株式会社は、当該買収に伴い、2025 年 10 月 1 日付でイオン・アリアンツ生命保険株式会社から社名変更いたしました。

②連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2025 年 7 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで

③被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	48,488 百万円
取得原価	48,488 百万円

④主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等　866 百万円

⑤企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

資産合計	105,583 百万円
(うち現金及び預貯金	71,615 百万円)
負債合計	62,610 百万円
(うち保険契約準備金	37,134 百万円)

⑥発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

イ 発生したのれんの金額

11,918 百万円

ロ 発生原因

包括的パートナーシップの構築に伴い発生した超過収益力であります。

ハ 償却方法及び償却年数

5 年間にわたる均等償却であります。

⑦企業結合に係る暫定的な会計処理の確定

第 2 四半期連結会計期間において暫定的な会計処理を行っておりましたが、第 3 四半期連結会計期間に確定しています。この結果、暫定的に算定されたのれんの金額 13,717 百万円は、会計処理の確定により 1,799 百万円減少し、11,918 百万円となっております。

(3) Meiji Yasuda North America Holdings, Inc.

当社は 2026 年 2 月 2 日に、Legal & General Group plc（以下、「Ｌ＆Ｇ」という）から、米国生命保険会社 Banner Life Insurance Company 等を傘下に有する、Ｌ＆Ｇの米国持株会社である Legal & General America, Inc. (*1)が発行する全株式を取得いたしました。

①企業結合の概要

イ 被取得企業の名称及び取得した事業の内容

被取得企業の名称　Meiji Yasuda North America Holdings, Inc. (*1)

事業の内容　米国における生命保険事業および年金リスク移転事業(*2)

ロ 企業結合を行った主な理由

「個人生命保険市場へのアクセス」「先進的なデジタル技術」「PRT 事業」等の利点を有するバナーライフ社の子会社化を通じ、当社グループは米国生命保険市場における収益基盤をよりいっそう強化すること等を目的としております。

ハ 企業結合日

2025 年 12 月 31 日（みなし取得日）

ニ 企業結合の法的形式

株式取得

ホ 結合後企業の名称

Meiji Yasuda North America Holdings, Inc. (*1)

ヘ 取得した議決権比率

100％

ト 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が議決権の過半数を所有し、意思決定機関を支配していることが明確であるためであります。

(*1) Meiji Yasuda North America Holdings, Inc.は、当該買収に伴い、2026 年 2 月 2 日付で Legal & General America, Inc.から社名変更いたしました。

(*2) Meiji Yasuda North America Holdings, Inc. は持株会社であり、同社傘下の子会社および子法人等が生命保険事業等を営んでおります。

②連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

企業結合日の決算財務諸表を使用しているため、被取得企業の業績は連結財務諸表に含まれておりません。

③被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	389,199 百万円
取得原価	389,199 百万円

（注）現時点では確定しておらず、見積りによっております。

④主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等　5,346 百万円

（注）現時点では確定しておらず、見積りによっております。

⑤企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

資産合計	2,551,647 百万円
（うち現金及び預貯金	974 百万円）
負債合計	2,505,123 百万円
（うち保険契約準備金	2,033,636 百万円）

（注）現時点では確定しておらず、見積りによっております。

⑥発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

イ 発生したのれんの金額

362,150 百万円

（注）現時点では確定しておらず、見積りによっております。

ロ 発生原因

Meiji Yasuda North America Holdings, Inc.の子会社化を通じた、米国生命保険市場における収益基盤強化によって期待される超過収益力であります。

ハ 償却方法及び償却年数

現時点では確定しておりません。

⑦のれん以外の無形固定資産に配分された金額および主要な種類別の内訳ならびに全体および主要な種類別の加重平均償却期間

現時点では確定しておりません。

⑧取得原価の配分

当連結会計年度末において、企業結合日時点における識別可能資産及び負債の特定ならびに時価の算定が未了であり、取得原価の配分が完了していないため、現時点で入手可能な合理的情報に基づき暫定的な会計処理を行っております。

そのため、現時点においては、無形固定資産等の追加認識を行っておらず、暫定的に取得原価と企業結合日に受け入れた資産および引き受けた負債の純額との差額をのれんに計上しております。

従って、のれんの償却方法および償却期間も検討中です。

⑨企業結合が当連結会計年度開始の日に完了したと仮定したときの当連結会計年度の連結損益計算書への影響の概算額

保険料等収入 559,702 百万円、経常利益 21,619 百万円、税金等調整前当期純剰余 21,619 百万円であります。

（概算額の算定方法）

企業結合が当連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された保険料等収入、経常利益及び税金等調整前当期純剰余を影響の概算額としております。概算額の算定にあたり、取得原価の配分が完了していないため、のれん等の償却額は当該計算に含めておりません。また、当該企業結合日以後に締結した再保険取引等の契約の影

響は含めておりません。
なお、当該注記は監査証明を受けておりません。
⑩その他
Meiji Yasuda North America Holdings, Inc.は、2026年2月2日付で、傘下の保険子会社を通じて、保有する年金保険の一部を出再するための再保険契約をLegal & General Group plc傘下の保険子会社と締結いたしました（以下、「当該再保険取引」という）。
当該再保険取引に基づき出再する保険契約は、2026年2月2日に出再が完了しております。
当該再保険取引による影響は、企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額に含まれておらず、暫定的な会計処理によっております。

2025年度（2025年４月１日から2026年３月31日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		7,441,833
保険料等収入	4,528,705	
資産運用収益	2,735,088	
利息及び配当金等収入	1,549,429	
金銭の信託運用益	3,356	
有価証券売却益	838,710	
有価証券償還益	59,609	
為替差益	223,126	
その他運用収益	5,892	
特別勘定資産運用益	54,963	
その他経常収益	178,039	
経常費用		7,386,127
保険金等支払金	3,997,769	
保険金	795,451	
年金	696,666	
給付金	777,416	
解約返戻金	1,426,292	
その他返戻金等	301,942	
責任準備金等繰入額	818,082	
責任準備金繰入額	817,576	
社員配当金積立利息繰入額	506	
資産運用費用	1,563,540	
支払利息	191,081	
有価証券売却損	766,209	
有価証券評価損	45,845	
有価証券償還損	109	
金融派生商品費用	494,801	
貸倒引当金繰入額	4,839	
賃貸用不動産等減価償却費	11,223	
その他運用費用	49,428	
事業費	816,427	
その他経常費用	190,306	
経常利益		55,706
特別利益		84,970
固定資産等処分益	5,796	
価格変動準備金戻入額	29,082	
子会社株式及び関連会社株式売却益	50,090	
特別損失		25,762
固定資産等処分損	13,272	
減損損失	5,754	
不動産圧縮損	3,217	
社会厚生事業増進助成金	3,501	
その他特別損失	15	
契約者配当準備金繰入額		606
税金等調整前当期純剰余		114,307
法人税及び住民税等		31,311
法人税等調整額		△44,028
法人税等合計		△12,717
当期純剰余		127,024
非支配株主に帰属する当期純損失		△226
親会社に帰属する当期純剰余		127,250

連結損益計算書の注記

1．当社の保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。

なお、収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号に基づき、責任準備金に積み立てております。

当社の保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。

なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生しているものと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。

2．当連結会計期間における減損損失に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 資産のグルーピング方法

当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等は、保険事業等の用に供している資産については、保険事業等ごとに1つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供していない賃貸不動産等および遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。

(2) 減損損失の認識に至った経緯

一部の資産グループに著しい収益性の低下または時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

用　途	件 数	減　損　損　失（百万円）			
		土　地	建　物　等	ソフトウェア	計
保険事業等の用に供している資産	1件	－	－	433	433
賃貸不動産等	0件	－	－	－	－
遊休不動産等	7件	127	117	5,076	5,320
合　計	8件	127	117	5,510	5,754

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、物件により使用価値または正味売却価額を適用しております。なお、使用価値については主に見積乖離リスクを反映させた将来キャッシュ・フローを1.77％で割り引いて算定しております。また、正味売却価額については不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額等から処分費用見込額を差し引いた価額、または公示価格等を基準にした評価額等をもとに算定しております。

3．移管指針第7号「持分法会計に関する実務指針」第9項にて準用している移管指針第4号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」第32項の規定に基づき、一部の関連法人等にかかるのれん相当額のうち26,992百万円を一時償却し、その他経常費用の内訳の「持分法による投資損失」に計上しております。

2025年度（2025年４月１日から2026年３月31日まで）連結基金等変動計算書

（単位：百万円）

	基金等				その他の包括利益累計額							非支配株主持分	純資産合計
	基金償却積立金	再評価積立金	連結剰余金	基金等合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	在外子会社等に係る保険契約準備金評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	980,000	452	204,511	1,184,964	3,373,116	△92,478	121,149	292,609	228,119	2,958	3,925,474	—	5,110,438
会計方針の変更による累積的影響額			△4,633	△4,633	5,326	△1		235		54,986	60,546		55,913
会計方針の変更を反映した当期首残高	980,000	452	199,878	1,180,331	3,378,442	△92,480	121,149	292,845	228,119	57,944	3,986,021	—	5,166,352
当期変動額													
社員配当準備金の積立			△157,450	△157,450									△157,450
親会社に帰属する当期純剰余			127,250	127,250									127,250
土地再評価差額金の取崩			△1,918	△1,918									△1,918
基金等以外の項目の当期変動額（純額）				—	1,591,757	△55,218	1,918	△17,776	96,303	△14,364	1,602,619	6,109	1,608,729
当期変動額合計	—	—	△32,117	△32,117	1,591,757	△55,218	1,918	△17,776	96,303	△14,364	1,602,619	6,109	1,576,611
当期末残高	980,000	452	167,760	1,148,213	4,970,200	△147,699	123,067	275,069	324,422	43,580	5,588,640	6,109	6,742,964

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月14日

明治安田生命保険相互会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宍戸　通孝
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三輪　登信
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小林　広樹

＜計算書類等監査＞
監査意見
当監査法人は、保険業法第54条の4第2項第1号の規定に基づき、明治安田生命保険相互会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの2025年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、基金等変動計算書及び注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

＜報酬関連情報＞

報酬関連情報は、連結計算書類の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月14日

明治安田生命保険相互会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宍戸　通孝
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三輪　登信
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小林　広樹

＜連結計算書類監査＞
監査意見
当監査法人は、保険業法第54条の10第4項の規定に基づき、明治安田生命保険相互会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの2025年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結基金等変動計算書、連結計算書類の作成方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田生命保険相互会社及び連結子法人等からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子法人等から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子法人等の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

＜報酬関連情報＞

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、事業報告の「5．会計監査人に関する事項」に含まれる（2）会計監査人に対する報酬等の額及び（3）会計監査人と同一のネットワーク（ＫＰＭＧメンバーファーム）に対する報酬等の額に記載されている。

利害関係

会社及び連結子法人等と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査委員会の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査委員会は、2025 年度（2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで）における取締役および執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法およびその内容

監査委員会は、保険業法第 53 条の 30 第 1 項第 1 号ロおよびホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について執行役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役および執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（保険業法施行規則第 27 条の 7 各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任　あずさ監査法人と協議を行なうとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、事業報告、計算書類およびそれらの附属明細書ならびに連結計算書類につき検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役および執行役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容ならびに取締役および執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2026 年 5 月 22 日

明治安田生命保険相互会社　監査委員会

監査委員長　上　村　達　男
監査委員　　佐々木　百　合
監査委員　　秋　田　正　紀
監査委員　　吉　井　久美子
監査委員　　荒　谷　雅　夫
監査委員　　牧　野　伸　二

（注） 監査委員長 上村達男、監査委員 佐々木百合、秋田正紀および吉井久美子は、保険業法第 53 条の 2 第 5 項および第 53 条の 24 第 3 項に規定する社外取締役であります。

２．相互会社制度運営に関する報告の件

▌総代会

総代会は、保険業法（第 42 条第 1 項）の規定に基づき、社員総会に代わる機関として社員から選出された総代により構成され、経営に関する重要事項について審議し、決議を行ないます。

▌総代の定数

総代の定数は、定款（第 14 条）において 222 名と定めています。総代定数 222 名のうち 200 名については、①地域別選出による定数 130 名（社員数に比例して全都道府県から 1 名以上を選考）、②地域別選出によらない定数 70 名に配分し、幅広い層の社員から選ばれた総代構成となるようにしています。

また、22 名については、総代選出プロセスの多様化を図り、透明性をさらに高めることを目的に導入した「立候補制」（総代となることを希望される社員からの立候補を受け付け、総代候補者を選定する制度）により選出される総代です。

上記の総代定数については、総代が社員の意思を代表し多様な視点から経営を監督するとともに、総代会において会社との質疑応答を通じた実質的な審議を行なううえで適正な水準であると考えています。

▌総代の選出方法

総代は、社員お一人おひとりによる「社員投票」（信任投票）により選出されます。社員投票の結果、個々の総代候補者について不同意とする得票数が、有権者数（社員投票を実施する年の 7 月末日時点の社員数）の 10 分の 1 に満たない場合、総代に就任することが確定します。

総代の選出にあたっては、総代定数 222 名のうち 200 名については、2 年ごとに定数の半数を改選することとし、総代候補者選考委員会が「総代候補者選考基準」を定め、幅広い層の社員から選定した総代候補者から選出します。また、22 名については、「立候補制」により選定された総代候補者から選出します。

総代候補者選考委員会

総代候補者選考委員会（以下、選考委員会）は、「総代候補者選考委員選考基準」に基づき、社員のなかから選考され、総代会において選任された総代候補者選考委員で構成されています。また、選考委員会の任務を補佐する選考委員会事務局の事務局長を社外の人材に委嘱し、総代候補者の選定過程を通じ、選考委員会の会社からの独立性を確保することに努めています。

総代候補者選考委員選考基準

総代候補者選考委員の選考基準は以下のとおりです。

・当社の社員であること
・生命保険事業および相互会社運営に深い理解と関心をもち、総代候補者選考委員としてふさわしい見識を有していること
・公正・公平な観点から総代候補者の選考を行なうことができること

・総代候補者選考委員会に出席可能であること
・当社の総代または役員もしくは職員ではないこと

総代候補者選考基準

選考委員会が定めた総代候補者の選考基準は以下のとおりです。

（1）総代候補者の選考方針

総代候補者の選考にあたっては、社員の総意を代表しうるよう、地域、年齢、性別、職業、保険加入期間等の要素を考慮し、非改選の総代を含め全体として総代の構成が広く各層を代表するものとなるように選考する。あわせて、社会公共活動への参画の状況、お客さま懇談会等において表明された意見等を考慮して、当会社の経営に対する具体的意見の提言および総代会における実質的な審議を期待できるかどうかを判断し、次の視点から経営をチェックできる総代の構成となるように選考するものとする。

ア．消費者としての視点

消費者、生活者等の見地から経営チェックを行なう視点

イ．経営者としての視点

会社経営者の見地から経営チェックを行なう視点

ウ．専門家としての視点

専門家の見地から経営チェックを行なう視点

（2）総代候補者の資格要件および適格基準

ア．資格要件

①当社の社員（ご契約者）であること

②他社の総代に就任していないこと

イ．適格基準

①生命保険業に理解と関心をもち、社員の代表として、ふさわしい見識を有していること

②総代会および総代報告会に出席可能であること

③総代会等において、社員全体の利益の増進を図る観点から当社経営に対する意見を述べることができること

立候補制について

総代選出規則に基づく、立候補制の概要は以下のとおりです。

（1）立候補の資格

・立候補の受付期間の末日時点で、社員資格を 2 年以上継続して有している個人のご契約者（当社およびその子会社等の役職員を除く）であること

（2）総代候補者の選定

・立候補者数が選出数 22 名を超えない場合は、立候補者を総代候補者として選定
・立候補者数が選出数 22 名を超えた場合は、以下の地域ブロック別定員数に基づき、立候補の人数が定員数を超える地域ブロックについては、抽選により総代候補者を選定し、定員数を超えない地域ブロックについては、立候補者を総代候補者として選定。また、定員数に満たない地域ブロックがある場合は、不足する候補者について、他の地域ブロックで候補者

に選定されなかった立候補者のなかから抽選で選定

＜地域ブロック別定員数＞

地域ブロック	都道府県	定員数
北海道・東　北	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	2 名
関　東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川	8 名
中　部・北　陸	新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知	4 名
近　畿	三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	4 名
中　国・四　国	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知	2 名
九　州・沖　縄	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	2 名
計		22 名

▌評議員会の開催

2025 年 7 月 2 日開催の第 78 回定時総代会以降に開催された評議員会に付議した事項は次のとおりです。

第 65 回評議員会(2025 年 11 月 20 日)

①2025 年度上半期報告

②「地元の元気プロジェクト」を中心とした地域活性化に資する取組み

第 66 回評議員会(2026 年 2 月 17 日)

①2025 年度決算見通し

②総合収益力強化に向けた資産運用に係る取組み

また、2026 年 6 月 17 日に開催予定の第 67 回評議員会に、次の事項を付議する予定です。

①2025 年度決算の概要

②ＭＹリンクコーディネーターの育成に係る取組み

③第 79 回定時総代会決議事項および「お客さま懇談会」でのご意見・ご要望等について

▌お客さま懇談会の開催

2025年度のお客さま懇談会は、2026年1月および2月に、全国の支社等105会場で開催し、120名の総代を含む2,409名のご契約者のみなさまにご出席いただきました。第一部では「相互会社制度運営」「2025年度決算の見通し」「ご契約者配当」等についてご説明し、第二部では「『地元の元気プロジェクト』を中心とした地域活性化に資する取組み」についてグループディスカッションを行ない、8,217件の貴重なご意見・ご要望等をいただきました。

また、お客さま懇談会へのご出席が難しいご契約者からも幅広く経営に関するご意見・ご要望等をお伺いするため、お客さま懇談会開催期間にあわせて、当社ホームページ内にご意見をお寄せいただくための「お客さま懇談会専用コンテンツ」を開設しました。

ご契約者から寄せられたご意見・ご要望等につきましては、会社経営に反映させるよう努めるとともに、代表的なご意見・ご要望等とその対応状況を当社ホームページに公開しています。

決　議　事　項

総　代　会　参　考　書　類

議案および参考事項

第１号議案　2025 年度剰余金処分案承認の件

本議案の内容は、前記報告事項 65 頁に記載のとおりであります。

2025 年度未処分剰余金は 1,779 億 3,550 万円となりました。これに不動産圧縮積立金取崩額 7 億 2,601 万円を加え、剰余金処分額を 1,786 億 6,151 万円とさせていただきたいと存じます。

このうち、1,739 億 9,535 万円を社員（ご契約者）配当準備金として繰り入れ、残りの差引純剰余金のうち、5 億 2,200 万円を損失塡補準備金として積み立て、さらに、その残額を任意積立金とさせていただきたいと存じます。

この結果、次期繰越剰余金はゼロとなります。

（注）１．保険業法第 121 条の規定に基づき、保険計理人から取締役会へ提出された意見書等において、「令和 7 年度末に保有するすべての保険契約について、責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられていること」、「令和 7 年度末におけるすべての社員に対する剰余金の分配案が公正・衡平なものであること」ならびに「財産の状況に関して、将来の時点における資産の額が、当該将来の時点における負債の額に対して、保険業の継続の観点から適正な水準を維持できること、および保険金等の支払能力の充実の状況が保険数理に基づき適当であること」を確認した旨の報告がなされております。

２．2025 年度決算に基づく社員配当金の分配については、附属資料（108～141 頁）に記載のとおりであります。

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の趣旨

2026年4月1日付け執行役規則で、「専務執行役」が「執行役専務」、「常務執行役」が「執行役常務」と改称されたことに伴い、当社の役付執行役について定める定款規定を変更するものであります。また役付執行役の人数について、人数の変動があった場合に柔軟に対応できるよう、記載を撤廃するものであります。

２．定款変更案　（下線は変更部分を示すものであります。）

現行定款	変更案	変更の理由
第８章　執　行　役 〔代表執行役および役付執行役〕 第４５条　１．代表執行役は、取締役会の決議によりこれを定める。 ２．当会社には、取締役会の決議により、執行役社長１人、執行役副社長、専務執行役、常務執行役各若干人を置くことができる。	第８章　執　行　役 〔代表執行役および役付執行役〕 第４５条　１．代表執行役は、取締役会の決議によりこれを定める。 ２．当会社には、取締役会の決議により、執行役社長、執行役副社長、執行役専務、執行役常務を置くことができる。	執行役規則と整合するよう変更を行なうものであります。 役付執行役の人数について、人数の変動があった場合に柔軟に対応できるよう記載を撤廃するものであります。

第 3 号議案　総代候補者選考委員選任の件

総代候補者選考委員は本総代会終結の時をもって任期満了となるため、定款第 16 条の規定により総代候補者選考委員 10 名の選任をお願いするものであります。

各候補者は、生命保険事業および相互会社運営に深い理解と関心を持ち、総代候補者選考委員としてふさわしい見識を有し、公正・公平な観点から総代候補者の選考を行なうことができることを定めた総代候補者選考委員選考基準に基づき候補者とするものです。

総代候補者選考委員候補者の氏名、職業、新任・重任の区分等は次のとおりであります。

総代候補者選考委員候補者（敬称略・五十音順）

氏　名 （生年月日）	職業、候補者とした理由	区　分
石村　和彦 （いしむら　かずひこ） （1954 年 9 月 18 日）	国立研究開発法人産業技術総合研究所　理事長兼最高執行責任者 石村氏は、産業や社会に役立つ技術の創出とその実用化等を担う国立研究開発法人産業技術総合研究所の理事長 最高執行責任者を務められており、公正・公平な観点から総代候補者の選考を行なう総代候補者選考委員としてふさわしい見識を有しているため、総代候補者選考委員候補者としました。	重　任
尾賀　真城 （おが　まさき） （1958 年 12 月 2 日）	サッポロホールディングス株式会社　名誉顧問 （7 月 1 日付「サッポロビール株式会社」へ商号変更） 尾賀氏は、食品・飲料事業を中核とするサッポログループを傘下に持つサッポロホールディングス株式会社の社長を経て、現在は名誉顧問を務められており、公正・公平な観点から総代候補者の選考を行なう総代候補者選考委員としてふさわしい見識を有しているため、総代候補者選考委員候補者としました。	新　任
金岡　京子 （かねおか　きょうこ） （1964 年 2 月 26 日）	東京海洋大学学術研究院海事システム工学部門　教授 金岡氏は、民事法学、保険法を専門とする大学教授として研究に携わられており、公正・公平な観点から総代候補者の選考を行なう総代候補者選考委員としてふさわしい見識を有しているため、総代候補者選考委員候補者としました。	新　任
菊澤　研宗 （きくざわ　けんしゅう） （1957 年 6 月 19 日）	慶應義塾大学　名誉教授 菊澤氏は、経営学、組織の経済学、比較コーポレート・ガバナンス論を専門とする大学教授として研究に携わられており、公正・公平な観点から総代候補者の選考を行なう総代候補者選考委員としてふさわしい見識を有しているため、総代候補者選考委員候補者としました。	重　任

氏　名 (生年月日)	職業、候補者とした理由	区　分
くら　い　とし　きよ 倉　井　敏　磨 (1952 年 1 月 9 日)	三菱ガス化学株式会社　相談役 倉井氏は、化学工業事業を中核とする三菱ガス化学株式会社の社長、会長を経て、現在は相談役を務められており、公正・公平な観点から総代候補者の選考を行なう総代候補者選考委員としてふさわしい見識を有しているため、総代候補者選考委員候補者としました。	重　任
つ　づき　　ゆたか 都　筑　　豊 (1961 年 1 月 4 日生)	東武鉄道株式会社　代表取締役社長 社長執行役員 都筑氏は、鉄道事業・開発事業を中核とする東武鉄道株式会社の社長を務められており、公正・公平な観点から総代候補者の選考を行なう総代候補者選考委員としてふさわしい見識を有しているため、総代候補者選考委員候補者としました。	重　任
にし　むら　やす　ひこ 西　村　泰　彦 (1955 年 6 月 29 日)	宮内庁　御用掛 西村氏は、警視総監、宮内庁長官等を歴任され、現在は宮内庁の御用掛として宮内庁業務の助言・支援をされており、公正・公平な観点から総代候補者の選考を行なう総代候補者選考委員としてふさわしい見識を有しているため、総代候補者選考委員候補者としました。	新　任
はら　だ　きみえ 原　田　喜美枝 (1968 年 8 月 21 日)	中央大学商学部　教授 原田氏は、金融監督、金融システム等を専門とする大学教授として研究に携わられており、公正・公平な観点から総代候補者の選考を行なう総代候補者選考委員としてふさわしい見識を有しているため、総代候補者選考委員候補者としました。	重　任
ます　だ　り　か 増　田　里　香 (1967 年 12 月 1 日)	帝京大学経済学部　教授 増田氏は、地域研究、金融、ファイナンス、経済政策を専門とする大学教授として研究に携わられており、公正・公平な観点から総代候補者の選考を行なう総代候補者選考委員としてふさわしい見識を有しているため、総代候補者選考委員候補者としました。	重　任
みや　ち　とも　か 宮　地　朋　果 (1972 年 9 月 19 日)	拓殖大学商学部　教授 宮地氏は、保険学、アンダーライティング、リスクマネジメントを専門とする大学教授として研究に携わられており、公正・公平な観点から総代候補者の選考を行なう総代候補者選考委員としてふさわしい見識を有しているため、総代候補者選考委員候補者としました。	新　任

(注) 職業は、2026 年 5 月 26 日現在であります。

第 4 号議案　取締役 10 名選任の件

現在の取締役 11 名は、本総代会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、指名委員会の決議に基づき、取締役を 1 名減員し、執行役を兼務する取締役を社長のみとすることで、監督と執行の分離をより明確化いたします。

このため、取締役根岸秋男、永島英器、荒谷雅夫、牧野伸二、上村達男、堀切功章、佐々木百合、上田輝久、吉井久美子の 9 氏につきましては重任として、清田徳明氏につきましては新任として、選任をお願いするものであります。

指名委員会からは、同委員会で定めた選任基準に照らし、各取締役候補者は欠格事由に該当せず、社内取締役・社外取締役とも取締役候補者として必要な条件を満たしている旨の報告がされております。

取締役候補者の氏名、略歴等は次のとおりであります。

取締役候補者

氏　　名 （生　年　月　日）	略歴、当社における地位および担当 ＜重要な兼職＞
根岸秋男（ねぎし　あき　お） （1958 年 10 月 31 日） 重任	1981 年　4 月　明治生命保険相互会社入社 2009 年　7 月　明治安田生命保険相互会社　執行役 営業企画部長 2011 年　4 月　同　執行役 2012 年　4 月　同　常務執行役 2013 年　7 月　同　取締役　代表執行役社長 指名委員　報酬委員 2019 年　4 月　同　取締役　代表執行役社長 グループ経営責任者 指名委員　報酬委員 2021 年　7 月　同　取締役会長　代表執行役 指名委員　報酬委員 2021 年　7 月　同　取締役会長 指名委員　報酬委員 現在に至る 〈重要な兼職〉 株式会社三菱ＵＦＪ銀行　社外取締役（監査等委員）

【取締役候補者とした理由】

根岸氏は、これまでの当社個人営業部門、企画部、営業企画部等における経験等により、当社経営の重要事項の決定および取締役・執行役の職務の執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。

2013 年より取締役 代表執行役社長として当社経営を担い、また 2021 年より取締役会長として当社のガバナンス態勢の高度化に取り組むなど、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化を期待できるため、取締役候補者としました。

氏　　名 （生　年　月　日）	略歴、当社における地位および担当 ＜重要な兼職＞
永島 英器（ながしま ひでき） （1963 年 2 月 18 日） 重任	1986 年　4 月　明治生命保険相互会社入社 2015 年　4 月　明治安田生命保険相互会社　執行役 企画部長 2016 年　4 月　同　執行役員　人事部長 2017 年　4 月　同　常務執行役 2021 年　7 月　同　取締役　代表執行役社長 グループ経営責任者 指名委員　報酬委員 2026 年　4 月　同　取締役　代表執行役社長 グループ経営責任者 ＣＳｕＯ 指名委員　報酬委員 現在に至る

【取締役候補者とした理由】
永島氏は、これまでの当社個人営業部門、企画部、人事部等における経験等により、当社経営の重要事項の決定および取締役・執行役の職務の執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。
2021 年より取締役 代表執行役社長として当社経営を担っており、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化を期待できるため、取締役候補者としました。

荒谷 雅夫（あらたに まさお） （1961 年 1 月 10 日） 重任	1983 年　4 月　明治生命保険相互会社入社 2013 年　7 月　明治安田生命保険相互会社　執行役 運用企画部長 2014 年　4 月　同　執行役 2015 年　4 月　同　常務執行役 2017 年　4 月　同　専務執行役 2019 年　4 月　同　執行役副社長　資産運用部門長 2019 年　7 月　同　取締役　執行役副社長 資産運用部門長 2021 年　4 月　同　取締役　執行役副社長 資産運用管掌執行役 2022 年　4 月　同　取締役　代表執行役副社長 資産運用管掌執行役 2024 年　4 月　同　取締役 監査委員 現在に至る 〈重要な兼職〉 ヒューリック株式会社　社外監査役

【取締役候補者とした理由】
荒谷氏は、これまでの当社代表執行役副社長および資産運用部門の担当執行役としての経験等により、当社経営の重要事項の決定および取締役・執行役の職務の執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。
2024 年より取締役が果たす監督機能の一翼を担う監査委員会の常勤監査委員として執行役等の職務の執行を監査しており、取締役会の監督機能の実効的な強化を期待できるため、取締役候補者としました。

氏　　名 （生　年　月　日）	略歴、当社における地位および担当 ＜重要な兼職＞
牧野伸二（まきのしんじ） （1963年11月6日） 重任	1986年　4月　安田生命保険相互会社入社 2019年　4月　明治安田生命保険相互会社　執行役員 法人営業企画部長 2021年　4月　同　常務執行役 2025年　4月　同　常任顧問 2025年　7月　同　取締役 監査委員 現在に至る

【取締役候補者とした理由】

牧野氏は、これまでの当社常務執行役、資産運用部門の担当執行役およびリスク管理統括部の経験等により、当社経営の重要事項の決定および取締役・執行役の職務の執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。

2025年より取締役が果たす監督機能の一翼を担う監査委員会の常勤監査委員として執行役等の職務の執行を監査しており、取締役会の監督機能の実効的な強化を期待できるため、取締役候補者としました。

氏　　名 （生　年　月　日）	略歴、当社における地位および担当 ＜重要な兼職＞
上村達男（うえむらたつお） （1948年4月19日） 重任　社外 【取締役在任期間】　6年 【取締役会出席状況】12/12回	1986年　4月　専修大学法学部　教授 1990年　4月　立教大学法学部　教授 1997年　4月　早稲田大学法学部　教授 2002年　4月　同　大学院法務研究科　教授併任 2003年　6月　同　21世紀ＣＯＥ「企業法制と法創造」総合研究所所長 2004年　9月　同　法学学術院教授 2006年　9月　同　法学学術院長・法学部長 2008年　7月　同　グローバルＣＯＥ「企業法制と法創造」総合研究所所長 2019年　4月　同　名誉教授 現在に至る 2020年　7月　明治安田生命保険相互会社　取締役 監査委員　報酬委員 2023年　2月　同　取締役 監査委員長　報酬委員 現在に至る 〈重要な兼職〉 松竹株式会社　社外取締役
【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 上村氏は、会社法等を研究する大学名誉教授としての幅広い知識と経験等に加え、上場企業の社外取締役を歴任するなど、法律の専門家として、当社経営の重要事項の決定および取締役・執行役の職務の執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。 同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、2020年より当社社外取締役に在任しており、独立した立場から執行役等の職務の執行を監督することにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化が期待されるため、社外取締役候補者としました。	
堀切功章（ほりきりのりあき） （1951年9月2日） 重任　社外 【取締役在任期間】　5年 【取締役会出席状況】12/12回	1974年　4月　キッコーマン醤油株式会社（現キッコーマン株式会社）入社 2003年　6月　同　執行役員 2006年　6月　同　常務執行役員 2008年　6月　同　取締役常務執行役員 2011年　6月　同　代表取締役専務執行役員 2013年　6月　同　代表取締役社長ＣＥＯ 2021年　6月　同　代表取締役会長ＣＥＯ 2021年　7月　明治安田生命保険相互会社　取締役 指名委員 2023年　6月　キッコーマン株式会社　代表取締役会長 現在に至る 2023年　7月　明治安田生命保険相互会社　取締役 指名委員長 現在に至る 〈重要な兼職〉 キッコーマン株式会社　代表取締役会長 長瀬産業株式会社　社外取締役
【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 堀切氏は、キッコーマン株式会社会長等の要職を務めるなど、企業経営者として、当社経営の重要事項の決定および取締役・執行役の職務の執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。 2021年より当社社外取締役に在任しており、独立した立場から執行役等の職務の執行を監督することにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化が期待されるため、社外取締役候補者としました。	

氏　　名 （生　年　月　日）	略歴、当社における地位および担当 ＜重要な兼職＞
佐々木　百合（さ さ き　ゆ り） （1967年5月26日） 重任　社外 【取締役在任期間】　4年 【取締役会出席状況】12/12回	1998年　4月　高千穂商科大学（現高千穂大学）商学部　助教授 2001年　4月　明治学院大学経済学部　助教授 2006年　4月　ワシントン大学　客員研究員 2007年　4月　明治学院大学経済学部　教授 現在に至る 2015年11月　ワシントン大学　客員研究員 2020年　4月　明治学院大学　経済学部長 2022年　7月　明治安田生命保険相互会社　取締役 指名委員　監査委員 現在に至る 〈重要な兼職〉 明治学院大学経済学部　教授 三菱ＨＣキャピタル株式会社　社外取締役 同氏は、2026年6月26日付で農林中央金庫の非常勤非業務執行理事に就任する予定です。

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】
佐々木氏は、国際金融等を研究する大学教授としての幅広い知識と経験等に加え、上場企業の社外取締役を務めるなど、国際金融の専門家として、当社経営の重要事項の決定および取締役・執行役の職務の執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。
同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、2022年より当社社外取締役に在任しており、独立した立場から執行役等の職務の執行を監督することにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化が期待されるため、社外取締役候補者としました。

上田　輝久（うえ だ てる ひさ） （1957年5月14日） 重任　社外 【取締役在任期間】　3年 【取締役会出席状況】12/12回	1982年　4月　株式会社島津製作所入社 2007年　6月　同　執行役員　分析計測事業部副事業部長 2011年　6月　同　取締役　分析計測事業部長 2013年　6月　同　取締役　常務執行役員　分析計測事業部長 2014年　6月　同　取締役　専務執行役員　分析計測事業部長 2015年　6月　同　代表取締役社長 2022年　4月　同　代表取締役会長 現在に至る 2023年　7月　明治安田生命保険相互会社　取締役 指名委員 現在に至る ＜重要な兼職＞ 株式会社島津製作所　代表取締役会長 株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ　社外取締役

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】
上田氏は、株式会社島津製作所会長等の要職を務めるなど、企業経営者として、当社経営の重要事項の決定および取締役・執行役の職務の執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。
2023年より当社社外取締役に在任しており、独立した立場から執行役等の職務の執行を監督することにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化が期待されるため、社外取締役候補者としました。

【社外取締役候補者が役員に就任している他の株式会社等の法令違反等の事実について】
上田氏が代表取締役会長を務めている株式会社島津製作所は、2022年9月、同社の子会社である島津メディカルシステムズ株式会社において、取引先である医療機関に設置したＸ線撮影装置の保守点検業務に関する不適切行為が行なわれていたことが判明したことを公表し、2023年2月に外部調査委員会からの原因分析および再発防止策等の提言に基づき、速やかに具体的な再発防止策を策定、実行することを公表いたしました。

氏　　名 （生　年　月　日）	略歴、当社における地位および担当 ＜重要な兼職＞
吉井久美子（よしいくみこ） （1978年12月13日） 重任　社外 【取締役在任期間】　3年 【取締役会出席状況】12/12回	2001年　4月　中央青山監査法人入所 2007年　11月　最高裁判所司法研修所入所 2008年　12月　第一東京弁護士会登録 2009年　1月　ＴＭＩ総合法律事務所入所 2018年　12月　公認会計士登録 2020年　1月　ＴＭＩ総合法律事務所　カウンセル 2023年　1月　同　パートナー 現在に至る 2023年　7月　明治安田生命保険相互会社　取締役 監査委員　報酬委員 現在に至る 〈重要な兼職〉 弁護士・公認会計士 ＴＭＩ総合法律事務所　パートナー 株式会社カウシェ　社外監査役
【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 吉井氏は、公認会計士としての幅広い知識と経験等に加え、ＴＭＩ総合法律事務所のパートナー（弁護士）を務めるなど、財務・会計および法律の専門家として、当社経営の重要事項の決定および取締役・執行役の職務の執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。 同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、2023年より当社社外取締役に在任しており、独立した立場から執行役等の職務の執行を監督することにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化が期待されるため、社外取締役候補者としました。	
清田徳明（きよたのりあき） （1961年10月8日） 新任　社外	1984年　4月　東陶機器株式会社 （現ＴＯＴＯ株式会社）入社 2010年　4月　同　執行役員 2012年　6月　同　取締役　常務執行役員 2014年　4月　同　取締役　専務執行役員 2016年　4月　同　代表取締役　副社長執行役員 2020年　4月　同　代表取締役　社長執行役員 2025年　4月　同　代表取締役　会長　兼　取締役会議長 現在に至る 〈重要な兼職〉 ＴＯＴＯ株式会社　代表取締役会長　兼　取締役会議長 同氏は、2026年6月25日付で日本精工株式会社の社外取締役に就任する予定です。
【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 清田氏は、ＴＯＴＯ株式会社会長等の要職を務めるなど、企業経営者として、当社経営の重要事項の決定および取締役・執行役の職務の執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。 独立した立場から、執行役等の職務の執行を監督することにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化が期待されるため、社外取締役候補者としました。	

（注）1．略歴、当社における地位および担当、重要な兼職は、2026年5月26日現在であります。

2．各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

3．取締役候補者選任の基本的な考え方は、以下のとおりであります。

・取締役候補者は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与し、取締役会の構成員として役割・責務を適切に果たしうる者を選考する。
・取締役候補者の選任にあたっては、「取締役候補者選任規程」に定める選任基準に基づき、取締役としての職務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者を選任する。
・社外取締役候補者の選考にあたっては、社外取締役の独立性を確保するため、「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしていることを確認する。

4．2026年7月2日付取締役候補者選任の基本的な考え方は、以下のとおりであります。

・2025年12月17日の指名委員会決議に基づき、「取締役の員数」は10人、「社外取締役・社内取締役の構成」については社外6人・社内4人とする。
・経営者としての経験、法律・金融経済・財務会計等の専門性、当社の業務に関する専門知識、在任年数など、取締役会を構成する取締役の多様性および知識・経験等のバランスを考慮するとともに、社内取締役については、当社の業務に関する専門知識等を有している者を取締役候補者として選任する。

5. 当社は、グローバルな保険事業会社の取締役会として十分な監督機能を発揮するにあたり、取締役に期待するスキル（知識、経験、専門分野）について指名委員会で審議したうえで、スキルマトリックスを策定しております。

第79回定時総代会終了後の当社取締役（予定）のスキルマトリックスは以下のとおりであります。

氏名	役職	取締役による経営管理および執行役等の職務執行の監督にあたり期待される一般的なスキル				当社のコアとなる事業や経営戦略上の重要性をふまえ、取締役による助言・監督がより期待されるスキル				
		① 企業経営	② 金融・経済	③ 財務・会計・数理	④ 法務・ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ・ﾘｽｸ管理	⑤ 人財戦略	⑥ IT・ﾃﾞｼﾞﾀﾙ (※1)	⑦ ｻｽﾃｲﾅﾋﾞﾘﾃｨ (※2)	⑧ 国際性	⑨ 保険事業
根岸 秋男	取締役 会長	○	○	○	○	○		○		○
永島 英器	取締役 代表執行役 社長	○	○		○	○		○	○	○
荒谷 雅夫	取締役	○	○	○				○	○	○
牧野 伸二	取締役	○	○	○	○			○	○	○
上村 達男	社外 取締役				○			○	○	
堀切 功章	社外 取締役	○			○	○		○	○	
佐々木 百合	社外 取締役		○					○	○	
上田 輝久	社外 取締役	○			○	○	○	○	○	
吉井 久美子	社外 取締役			○	○			○	○	
清田 徳明	社外 取締役	○			○	○		○	○	

※1．ＩＴ・デジタル分野のスキルを有する社外委員を迎え、取締役会内に「ＩＴ・デジタル委員会」を設置し、同分野における業務執行の監督を強化しております。

※2．人権・職場環境、地球環境の保全、地域社会への貢献等に関するスキル・経験を「サステイナビリティ」として特定しております。

6. 「社外取締役の独立性に関する基準」による当社からの独立性の確認状況は、以下のとおりであります。

・「社外取締役の独立性に関する基準」の確認状況

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
上　村　達　男 氏	○	○	○	○	○
堀　切　功　章 氏	○	○	○	○	○
佐々木　百　合 氏	○	○	○	○	○
上　田　輝　久 氏	○	○	○	○	○
吉　井　久美子 氏	○	○	○	○	○
清　田　徳　明 氏	○	○	○	○	○

・「○」は以下の基準を満たしていることを確認している。

(1) 保険業法に定める社外取締役の要件を満たすこと

(2) 直近3会計年度以内に、当社に対し専門的サービスを提供し、当社から役員報酬以外に年間1,000万円以上の報酬を受領していないこと

(3) 当社または当社の特定事業者の役員・部長等・支社長・法人部長の配偶者または3親等以内の親族でないこと

(4) 直近3会計年度以内に、当社年間収入保険料の2%を超える保険取引を有する会社（有価証券報告書上の連結子会社を含む）・団体の役職員等でないこと

(5) その総収入もしくは経常収益の2%を超える寄付金を当社より受領している団体の役職員等でないこと

・上記のとおり、各社外取締役候補者と当社との間に、「社外取締役の独立性に関する基準」で独立性の判断基準として記載している事項に該当する人的関係、取引関係等はなく、各社外取締役候補者について、当社からの独立性は確保されていると判断しております。

7. 当社は、保険業法第53条の38において準用する会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、損害賠償請求により被保険者が被る損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。当該保険契約は、2026年7月に満期をむかえ、同様の内容で更新の予定です。

8. 当社と社外取締役との間では、保険業法第53条の33第1項に関する責任につき、1,000万円または保険業法第53条の36で準用する会社法第427条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しておりますが、6名の社外取締役候補者があらためて選任された場合、同様の内容の契約を継続する予定です。

【第１号議案　附属資料】

社員配当金の分配について

第 1 号議案でご審議いただく「2025 年度剰余金処分案承認の件」に基づく 2026 年度社員配当金は次のとおりであります。

１．社員（ご契約者）配当の仕組み

（１）個人保険・個人年金保険

○当社の社員（ご契約者）配当は、「通常配当」および「ＭＹミューチュアル配当」等により行ないます。

○生命保険のご契約は長期間にわたるため将来の事象を正確に予測することは困難であることから、将来の保険金等のお支払いを確実に行なえるよう、ある程度の安全を見込んだ予定率を設定して保険料を算出しています。

○「通常配当」は、この保険料に織り込まれている予定と、さまざまな経営努力の結果である実績との差異等により生じた剰余をもとに、安定的に還元可能な部分をお支払いする社員（ご契約者）配当です。

○他方、当社は、運用環境の急激な変化や大地震・パンデミック等が発生した場合でも、将来の保険金等のお支払いを確実に行なうための財務の健全性、および成長のための投資財源を確保するため、剰余から内部留保を積み立てています。

○「ＭＹミューチュアル配当」は、その内部留保への貢献度に応じて、内部留保からお支払いする社員（ご契約者）配当です。

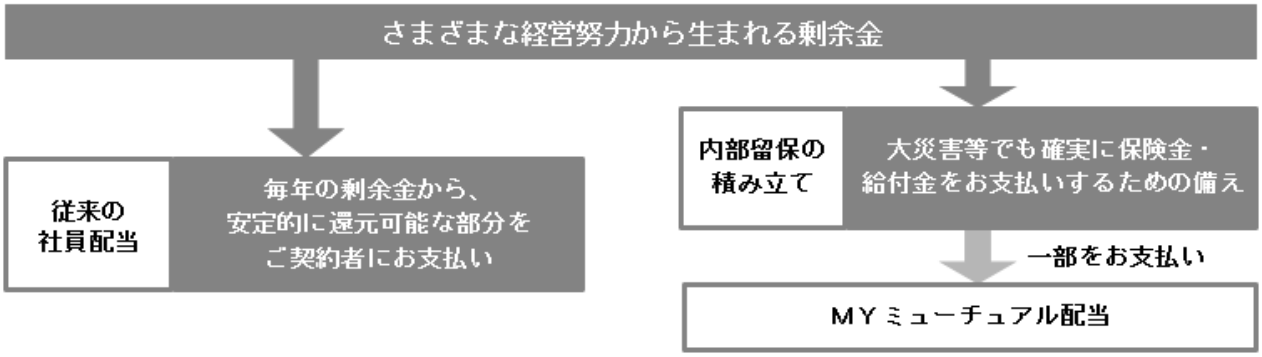

通常配当の仕組み

○「通常配当」は、保険料に織り込まれている予定率に対応する利差配当・危険差配当・費差配当から構成され、５年ごと（保険種類によっては３年ごとや毎年）にお支払いします。

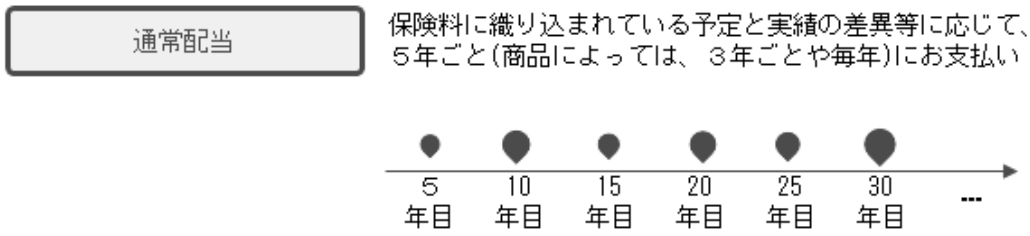

＜通常配当の構成＞

利差配当	運用収支の状況によりお支払いする配当
危険差配当	保険金・給付金等のお支払いの状況によりお支払いする配当
費差配当	事業費支出の状況によりお支払いする配当

○「通常配当」の分配は、当年度の収支状況、将来にわたる財務の健全性の確保および各ご契約の総合的な剰余への貢献度等を勘案して配当率を設定し、その配当率に基づき行ないます。

○なお、利差配当については、配当基準利回り（実績相当の利回り）が保険料に織り込まれている予定利回りを下回るご契約の場合、マイナスになりますが、そのマイナス分はご契約（主契約＋特約）単位で危険差配当・費差配当と相殺します。この相殺後の金額がマイナスになった場合、お支払いする配当金額はゼロとしています。

ＭＹミューチュアル配当の仕組み

○「ＭＹミューチュアル配当」は、内部留保からお支払いする社員（ご契約者）配当であり、内部留保に特に貢献する対象商品へのご加入から 20 年経過後の初めての年単位応当日にお支払いし、その後は 10 年経過ごとの年単位応当日にお支払いします。

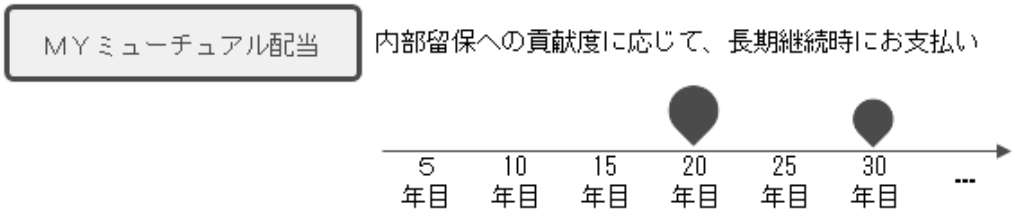

○「ＭＹミューチュアル配当」の対象商品は、以下の保障性商品としています。

種類	対象商品（注 1）
総合保障・医療保険等	ベストスタイル（Ｊｒ.）、メディカルスタイル Ｆ（Ｊｒ.）、ライフアカウントＬ.Ａ.、メディカルアカウントｍ.ａ.、明日のミカタ、元気のミカタ、明治安田のずっとよりそう終身医療保険、かんたん告知終身医療保険、循環器病　対策Ｐｒｏ、明治安田のしっかりそなえるがん終身保険、いまから認知症保険（ＭＣＩプラス）、介護のささえ、明治安田のケガほけん、退職後終身医療保険、メディカルスタイル（Ｊｒ.）、50 歳からの終身医療保険、認知症ケア（ＭＣＩプラス）、一時金給付型終身医療保険、かんたん告知医療保険、ＭＹどっく、ＭＹどっくプラス、ＭＹどっくプラス 2012、才色健美、医療のほけん
法人向け定期保険	「保障選択制」定期保険、新逓増定期保険、新定期保険Ｅ、逓増定期保険Ｅ、3 年間災害保障型逓増定期保険、生活障害保障定期保険

（注 1）2026 年 3 月 31 日時点の対象商品を記載しています。

○「ＭＹミューチュアル配当」のお支払金額は、内部留保への貢献度に応じて毎年加算される「ミューチュアル・ポイント（注 2）」の累計に、当社の健全性の水準等に応じて設定される「ポイント単価（注 3）」を乗じて算定します。

ＭＹミューチュアル配当お支払金額	＝	ミューチュアル・ポイントの累計	×	ポイント単価

（注 2）「ミューチュアル・ポイント」は、商品・会社の収益性が著しく低下した場合、該当年度の加算ポイントがゼロになる可能性があります。

（注 3）「ポイント単価」は、当社の健全性が著しく悪化した場合、ゼロになる可能性があります。

（２）団体保険

○団体保険の社員（ご契約者）配当は、保険収支の状況等を勘案して配当率を設定し、その配当率に基づき行ないます。

（３）団体年金保険

○ご契約に終期のない団体年金保険の社員（ご契約者）配当は、中長期的に安定した還元を実施する個人保険・個人年金保険とは異なり、毎期の運用実績を反映しつつ、健全性をふまえて還元しています。

○団体年金保険の配当率は、毎年の団体年金資産区分の剰余の状況等をふまえ、当面の予定利率維持が可能となる所定のリスクコスト率を控除したうえで、健全性水準に応じて設定しています。

２．社員（ご契約者）配当率（2026 年度）

○2025 年度決算においては、国内金利の上昇をふまえ、個人保険・個人年金保険のうち予定利率が低い平準払のご契約に対して、利差配当率を引き上げます。また「明治安田の長期運用年金」については、市場金利の上昇を受け、今年度初めて金利キャッチアップ配当を割り振ります。

○個人保険・個人年金保険のＭＹミューチュアル配当については、海外保険事業が安定的に内部留保の増加に貢献していることを受け、ミューチュアル・ポイントにさらなる加算を実施します。株価の上昇等による利回り向上も含め、2026 年度に総額約 6,388 万ポイント（約 191 億円相当、前年度＋2,215 万ポイント）を付与します。なお、ポイント単価については経済価値ベースの健全性の水準をふまえ、すえ置きます。

○団体保険の配当については、保険収支の状況等を勘案し、配当率をすえ置きます。ただし、年金払特約等における利差配当率は個人保険・個人年金保険に準じて引き上げます。

○団体年金保険の配当については、団体年金資産区分の剰余の状況および健全性等をふまえ、利差配当率を引き上げます。

○設定した配当率の概要（注 4）は次のとおりになります。

（注 4） 配当率の詳細や具体的な計算方法等は「【参考】2025 年度決算に基づく 2026 年度社員（ご契約者）配当」をご参照ください。

個人保険・個人年金保険（毎年配当タイプ）

《ダイヤモンド保険ライフ、クオリスシリーズ、養老保険 等》

利差配当	配当率 引き上げ (注5)	・契約ごとの予定利率や保険種類等に応じ、配当率を設定 〔例：平準払契約（除く保障付積立保険）〕 予定利率 0.55%以下のご契約 :0.95% 予定利率 0.55%超 1.3%以下のご契約:0.55% 予定利率 1.3%超 1.65%以下のご契約:0.20% 予定利率 1.65%超 2%以下のご契約 :1.50%（配当基準利回り）－予定利率 予定利率 2%超 3%以下のご契約 :1.35%（配当基準利回り）－予定利率 予定利率 3%超 4%以下のご契約 :1.10%（配当基準利回り）－予定利率 予定利率 4%超のご契約 :0.70%（配当基準利回り）－予定利率
危険差配当	配当率 すえ置き	・契約日や現在の年齢等に応じ、配当率を設定
費差配当	配当率 すえ置き	・契約日や保険金額等に応じ、配当率を設定
ＭＹミューチュアル配当	ポイント単価 すえ置き	・ＭＹミューチュアル配当が 2026 年度中に支払われる契約について、当社の健全性の水準等をふまえ、ポイント単価を 300 円に設定

（注 5） 予定利率 1.65%以下のご契約について、配当率を引き上げています。

個人保険・個人年金保険（3年ごと利差配当タイプ）

《ライフアカウントＬ．Ａ．　等》

利差配当 （注6）	配当率 引き上げ （注8）	・契約ごとの予定利率や保険種類等に応じ、配当率を設定 〔例：平準払契約※〕 予定利率0.55%以下のご契約　　:0.80% 予定利率0.55%超1.3%以下のご契約:0.40% 予定利率1.3%超1.65%以下のご契約:0.05% 予定利率1.65%超2%以下のご契約　:1.50%（配当基準利回り）－予定利率 予定利率2%超3%以下のご契約　　:1.35%（配当基準利回り）－予定利率 ※ 主契約部分の配当基準利回りは以下のとおり 2013年4月1日以前に締結したご契約　1.50% 2013年4月2日以後に締結したご契約　1.00%
ハートフル 配当(注6) （注7）	配当率 すえ置き	・特約ごとに、年齢・性別・経過等に応じ、配当率を設定
ＭＹミュー チュアル 配当	ポイント 単価 すえ置き	・ＭＹミューチュアル配当が 2026 年度中に支払われる契約について、当社の健全性の水準等をふまえ、ポイント単価を300円に設定

（注 6）利差配当およびハートフル配当の割り振りを毎年行ないます。3 年ごとの割り振り累計額がプラスの場合、その累計額を配当金としてお支払いします。

（注 7）ハートフル配当は、利差配当では還元できない剰余（危険差）から還元を行なう配当であり、2007 年度より割り振りを実施しています。

（注 8）予定利率 1.65%以下のご契約について、配当率を引き上げています。

個人保険・個人年金保険（5年ごと利差配当タイプ）

《終身保険パイオニアＥ、ダイヤモンド保険ライフＥ、クオリスシリーズＥ 等》

利差配当 （注 9）	配当率 引き上げ （注 11）	・契約ごとの予定利率や保険種類等に応じ、配当率を設定 〔例：平準払契約（除く個人年金保険(2011)）〕 予定利率 0.55%以下のご契約　　:0.80% 予定利率 0.55%超 1.3%以下のご契約:0.40% 予定利率 1.3%超 1.65%以下のご契約:0.05% 予定利率 1.65%超 2%以下のご契約　:1.50%（配当基準利回り）－ 予定利率 予定利率 2%超 3%以下のご契約　　:1.35%（配当基準利回り）－ 予定利率
ハートフル 配当(注 9) （注 10）	配当率 すえ置き	・保険種類・特約ごとに、年齢・性別・経過等に応じ、配当率を設定
ＭＹミュー チュアル 配当	ポイント 単価 すえ置き	・ＭＹミューチュアル配当が 2026 年度中に支払われる契約について、当社の健全性の水準等をふまえ、ポイント単価を 300 円に設定

（注 9）利差配当およびハートフル配当の割り振りを毎年行ないます。5 年ごとの割り振り累計額がプラスの場合、その累計額を配当金としてお支払いします。

（注 10）ハートフル配当は、利差配当では還元できない剰余（危険差）から還元を行なう配当であり、2007 年度より割り振りを実施しています。

（注 11）予定利率 1.65%以下のご契約について、配当率を引き上げています。

個人保険（5年ごと配当タイプ）

《ベストスタイル、明日のミカタ 等》

利差配当 （注 12）	配当率 引き上げ （注 13）	・契約ごとの予定利率や保険種類等に応じ、配当率を設定 〔例：平準払契約〕 予定利率 0.55%以下のご契約　　:0.80% 予定利率 0.55%超 1.3%以下のご契約:0.40% 予定利率 1.3%超 1.65%以下のご契約:0.05%
危険差配当 （注 12）	配当率 すえ置き	・保険種類・特約ごとに、年齢・性別等に応じ、配当率を設定
ＭＹミュー チュアル 配当	ポイント 単価 すえ置き	・ＭＹミューチュアル配当が 2026 年度中に支払われる契約について、当社の健全性の水準等をふまえ、ポイント単価を 300 円に設定

《明治安田の長期運用年金》

利差配当 （注 12）	配当率 引き上げ	・契約時期や予定利率に応じ、金利キャッチアップ配当率を設定 〔利率変動型個人年金〕 2024 年 11 月 1 日以後 2025 年 3 月 1 日以前の契約　:1.55%－予定利率 2025 年 3 月 2 日以後の契約　　:1.70%－予定利率

（注 12）利差配当および危険差配当の割り振りを毎年行ないます。5 年ごとの割り振り累計額がプラスの場合、その累計額を配当金としてお支払いします。

（注 13）予定利率 1.65%以下のご契約について、配当率を引き上げています。

団体保険

利差配当	配当率 引き上げ	・団体保険の年金払特約に対し、予定利率に応じ、配当率を設定 予定利率1.0%以下のご契約　　:0.70% 予定利率1.0%超1.5%以下のご契約 :0.20% 予定利率1.5%超のご契約　　:0.00%
危険差配当	配当率 すえ置き	・団体の規模や保険種類等に応じ、配当率を設定

団体年金保険

商　品	実質の利回り（予定利率＋利差配当率）		
		予定利率	利差配当率
予定利率が0.75%の商品 《新企業年金保険、厚生年金基金保険等》	1.00%	0.75%	0.25%
予定利率が0.50%の商品 《新企業年金保険(02)（特則一般勘定部分）、 確定給付企業年金保険（特則一般勘定部分）》	0.91%	0.50%	0.41%
予定利率が1.30%かつ解約時に一般勘定取崩控除がある商品 《新企業年金保険(02)（除く特則一般勘定部分）、 厚生年金基金保険(02)、確定給付企業年金保険（除く特則一般勘定部分）等》	1.49%	1.30%	0.19%
予定利率が1.25%かつ解約時に一般勘定取崩控除がない商品 《拠出型企業年金保険(02)》	1.35%	1.25%	0.10%

３．社員（ご契約者）配当例（2026 年度）－個人保険・個人年金保険－

通常配当の金額例

〔例 1〕**組立総合保障保険（ベストスタイル　10 年更新型）**の場合

○ 40 歳加入・全期掛・男性・月掛（口座振替料率）
○ 死亡保険金　1,240 万円(生活サポート終身年金特約　240 万円、定期保険特約　1,000 万円)
○ 入院給付金日額　5,000 円（新・入院特約）

＜5 年ごと配当タイプ＞　（単位：円）

契約年度	経過年数	保険料（年換算）	継続中の契約〔割り振り額〕	継続中の契約〔配当金〕（注 14）	死亡契約(注 15)〔保険金＋配当金〕
2025 年度	1 年	136,044	820	－	12,400,820
2024 年度	2 年	136,044	1,400	－	12,402,222
2023 年度	3 年	136,044	1,640	－	12,403,866
2022 年度	4 年	136,044	1,980	－	12,405,511
2021 年度	5 年	136,044	2,220	7,396	12,407,396
2020 年度	6 年	136,044	2,460	－	12,409,966
2019 年度	7 年	136,044	2,700	－	12,413,144
2018 年度	8 年	140,208	10,810	－	12,460,808
2017 年度	9 年	144,208	11,630	－	12,470,010
2016 年度	10 年	144,240	12,850	55,938	12,482,743

（注 14）5 年ごとの契約応当日に、5 年間の割り振り額の累計額をお支払いします。
（注 15）契約応当日直後の死亡の場合の金額（積立配当金を含む）です
（以下、〔例 2〕〔例 3〕において同じ）。

〔例 2〕**個人年金保険（年金かけはし）** の場合

○ 40 歳加入・60 歳年金開始・10 年確定年金・男性・月掛（口座振替料率）
○ 月掛保険料　2 万円

＜5 年ごと利差配当タイプ＞　（単位：円）

契約年度	経過年数	保険料（年換算）	継続中の契約〔割り振り額〕	継続中の契約〔配当金〕（注 16）	死亡契約（注 17）〔配当金〕
2024 年度	2 年	240,000	2,752	－	3,613
2023 年度	3 年	240,000	4,599	－	7,644
2022 年度	4 年	240,000	6,456	－	12,502
2021 年度	5 年	240,000	8,322	18,823	18,823
2020 年度	6 年	240,000	10,199	－	27,363
2019 年度	7 年	240,000	12,086	－	38,503
2018 年度	8 年	240,000	13,984	－	52,715
2017 年度	9 年	240,000	15,891	－	69,986
2016 年度	10 年	240,000	8,916	28,997	40,946

（注 16）5 年ごとの契約応当日に、5 年間の割り振り額（ハートフル配当を含む）の累計額をお支払いします。
（注 17）別途、死亡時には、既払込保険料相当額を死亡給付金としてお支払いします。

〔例 3〕**終身保険（終身保険パイオニアＥ、平準払）**の場合

○ 50 歳加入・70 歳払込完了・男性・月掛(口座振替料率)
○ 死亡保険金　1,000 万円

＜5 年ごと利差配当タイプ＞　（単位：円）

契約年度	経過年数	保険料（年換算）	継続中の契約〔割り振り額〕	継続中の契約〔配当金〕（注 18）	死亡契約〔保険金＋配当金〕
2025 年度	1 年	533,880	1,800	－	10,001,800
2024 年度	2 年	533,880	5,300	－	10,007,003
2023 年度	3 年	533,880	8,900	－	10,014,814
2022 年度	4 年	533,880	12,500	－	10,024,331
2021 年度	5 年	533,880	16,100	36,458	10,036,458
2020 年度	6 年	533,880	19,700	－	10,052,802
2019 年度	7 年	533,880	23,300	－	10,074,407
2018 年度	8 年	545,760	30,400	－	10,116,203
2017 年度	9 年	545,760	34,400	－	10,153,401
2016 年度	10 年	482,880	18,600	62,948	10,087,803

（注 18）5 年ごとの契約応当日に、5 年間の割り振り額（ハートフル配当を含む）の累計額をお支払いします。

ＭＹミューチュアル配当の金額例

〔例 4〕**利率変動型積立終身保険（ライフアカウント　Ｌ．Ａ．）から転換した組立総合保障保険（ベストスタイル）**の場合

［転換前契約］**利率変動型積立終身保険（ライフアカウント　Ｌ．Ａ．10 年更新型、契約通算特約付加）**
○ 40 歳加入・男性・月掛（口座振替料率）
○ アカウント部分保険料 1,000 円
○ 死亡保険金　定期保険特約 2,000 万円＋積立金（注 19）
○ 入院給付金日額　5,000 円

［転換後契約］**組立総合保障保険（ベストスタイル　10 年更新型）**
○ 2016 年度に[転換前契約]から転換
○ 全期掛・男性・月掛（口座振替料率）
○ 死亡保険金　2,180 万円（生活サポート終身年金特約 180 万円、定期保険特約 2,000 万円）
○ 入院給付金日額　10,000 円

契約年度（注 20）	経過年数	保険料(月掛)（注 21）（単位：円） 契約時	保険料(月掛)（注 21）（単位：円） 転換後	ミューチュアル・ポイントの累計（注 22）（単位：ポイント）	ＭＹミューチュアル配当の金額（単位：円）
2006 年度	20 年	10,215	28,080	486	145,800

（注 19）アカウントの積立金相当額（災害死亡時には、積立金の 1.1 倍相当額）を死亡給付金としてお支払いします。
（注 20）転換前契約の契約年度です。
（注 21）転換後契約の保険料は、保険料充当特約による充当保険料を差し引く前の金額です。
（注 22）20 年経過後の初めての年単位応当日に、ミューチュアル・ポイントの累計に当該年単位応当日時点のポイント単価を乗じた金額をお支払いします。

【参考】2025 年度決算に基づく 2026 年度社員（ご契約者）配当

1．個人保険・個人年金保険（毎年配当タイプ）

（1）通常配当

各契約の配当金は、主契約および特約ごとに計算した下記アからオの合計額。ただし、この合計額が負値の場合は零とします。なお、新養老保険および 1998 年 4 月 2 日以降締結の個人年金保険のうち一時払の契約については、零とします。

ア． 利差配当

主契約および特約ごとに計算した次の額

（配当基準利回り － 予定利率）× 責任準備金

区　分		配当基準利回り（%）
下記 以外の契約	予定利率が０．５５％以下の主契約、特約	予定利率+0.95
	予定利率が０．５５％超１．３％以下の主契約、特約	予定利率+0.55
	予定利率が１．３％超１．６５％以下の主契約、特約	予定利率+0.20
	予定利率が１．６５％超２．０％以下の主契約、特約	1.50
	予定利率が２．０％超３．０％以下の主契約、特約	1.35
	予定利率が３．０％超４．０％以下の主契約、特約	1.10
	予定利率が４．０％超の主契約、特約	0.70
一時払 安田の新・養老保険*	1995年9月9日以後2002年6月30日以前の契約	1.50
	2002年7月1日以後の契約	1.00
一時払 個人年金保険	1998年4月2日以後2002年7月1日以前の契約	1.25
	2002年7月2日以後2007年4月1日以前の契約	1.00
	2007年4月2日以後2009年9月1日以前の契約	開始前1.25開始後1.15
	2009年9月2日以後の契約	1.00
一時払 新・年金保険* 一時払 新・年金保険(1994)*	1998年5月6日以後2002年6月30日以前の契約	1.50
	2002年7月1日以後の契約	1.00
一時払終身保険　（注1）	1998年7月2日以後の契約	予定利率と同じ
一時払 新･終身保険*	1998年10月2日以後の契約	予定利率と同じ
一時払退職後終身保険 (*) 一時払退職後終身保険定期保険特約(*)	1999年4月2日以後2013年4月1日以前の契約	1.50
	2013年4月2日以後2015年7月1日以前の契約	1.00
	2015年7月2日以後2016年7月1日以前の契約	0.75
	2016年7月2日以後2017年1月1日以前の契約	0.35
	2017年1月2日以後の契約	0.25
一時払の養老買増特約	1999年4月2日以後2002年7月1日以前の契約	1.50
	2002年7月2日以後2007年4月1日以前の契約	1.10
	2007年4月2日以後2008年4月1日以前の契約	1.50
	2008年4月2日以後2009年1月1日以前の契約	1.25
一時払の終身買増特約（注 2）	1999年4月2日以後2012年1月1日以前の契約	1.50
一時払の年金買増特約	1999年4月2日以後2002年7月1日以前の契約	1.25
	2002年7月2日以後2007年4月1日以前の契約	1.00
	2007年4月2日以後2009年9月1日以前の契約	開始前1.25開始後1.15
	2009年9月2日以後の契約	1.00
一時払変額個人年金保険のうち 右記の契約	2007年4月2日以後2009年9月1日以前に一般勘定に移行した契約（年金開始前）	1.15
	2009年9月2日以後2014年2月28日以前に一般勘定に移行した契約（年金開始前）	1.00
	2014年3月1日以後に一般勘定に移行した契約（年金開始前）	0.55
	年金開始後の契約	予定利率と同じ
移行特約（注3）（注4）	1999年4月2日以後2002年7月1日以前の契約	1.15
	2002年7月2日以後2007年4月1日以前の契約	1.00
	2007年4月2日以後2009年9月1日以前の契約	1.15
	2009年9月2日以後2019年4月1日以前の契約	1.00
	2019年4月2日以後の契約	0.40
年金支払特約のうち右記の契約	2021年2月2日以後の契約	1.35
年金保険*のうち右記の契約	2013年4月2日以後の契約	1.70

＊は安田生命保険相互会社のみの保険契約　(*)は安田生命保険相互会社の契約を含むことを意味する。以下同じ

（注 1） 一時払の介護年金付終身保険、最終生存者終身保険のうち 1999 年 4 月 2 日以後の契約については 1.50%

（注 2） 一時払の最終生存者終身買増特約、連生終身保険特約および払込期間満了後終身買増特約を含む

（注 3） 移行特約とは、年金移行特約、介護保障移行特約、夫婦年金移行特約、個人年金保険夫婦年金移行特約、個人年金保険介護保障付年金移行特約および個人年金保険夫婦介護保障付年金移行特約を指す。以下同じ

（注 4） 移行前契約の責任準備金等、当会社に積み立てられた金額を振り替えて保険料に充当する場合を除く

なお、明治安田生命契約へ転換した契約については、転換振替額の計算に使用した利率から上表（ただし、上表中の「予定利率」を「転換振替額の計算に使用した利率」と読み替える）の率を差し引いた率に転換価格残額を乗じた額を利差配当から控除します。ただし、この差し引く額が負値の場合は零とします。

イ． 危険差配当

主契約および特約ごとに計算した次の額

① 普通死亡に関する危険差配当

危険差配当率(注 5) × 危険保険金（注 6)

〔危険保険金 10 万円に対する危険差配当金の例〕 （単位：円）

性別	現在年齢（注 7）	契約日 1969.6.1～1974.5.1	1974.5.2～1976.3.1	1976.3.2～1981.4.1	1981.4.2～1985.4.1	1985.4.2～1990.4.1	1990.4.2～1996.4.1	1996.4.2～2007.4.1（注 8）	2007.4.2～2019.4.1	2019.4.2～
男性	20 歳	－	－		－	－	4	56	26	1
	30	－	－		14	7	5	16	18	2
	40	147	68		16	10	6	36	28	3
	50	338	83		18	12	9	77	63	7
	60	876	201		91	34	28	307	119	18
女性	20	－	－	－	－	－	3	10	8	1
	30	－	－	－	25	3	3	11	14	1
	40	216	146	89	34	7	3	18	11	2
	50	519	281	136	48	11	3	39	22	5
	60	1,346	711	311	98	21	3	119	29	10

また、主契約の配当回数が 10 回目以降となる場合には、危険保険金 10 万円に対して下表の金額を上記に加算します。

（単位：円）

現在年齢	性別 男性	性別 女性
20 歳	1	1
30	1	1
40	6	4
50	11	8
60	21	8

(注 5) 更新後の特約および更新時の内容変更制度により付加された養老買増特約・終身買増特約については零

(注 6) 危険保険金は、(普通死亡保険金－責任準備金)。以下同じ

(注 7) 配当計算の対象となる保険年度始の年齢。以下同じ

(注 8) 1996 年 4 月 2 日～2001 年 4 月 1 日の安田生命保険相互会社契約の転換契約は、上表と異なる危険差配当率を別途適用

② 特定疾病保障定期保険、特定疾病保障終身保険*、特定疾病保障定期保険特約、特定疾病保障定期特約*、特定疾病保障終身特約*に関する危険差配当

危険差配当率(注 9) × 危険保険金

〔危険保険金 10 万円に対する危険差配当金の例(注 10)〕 （単位：円）

契約日・性別 / 現在年齢	～2007.4.1 男性	～2007.4.1 女性	2007.4.2～ 男性	2007.4.2～ 女性
20 歳	21	2	27	8
30	6	6	18	13
40	53	14	36	22
50	146	43	64	48
60	104	79	204	94

また、主契約の配当回数が 10 回目以降となる場合には、危険保険金 10 万円に対して下表の金額を上記に加算します。

（単位：円）

現在年齢	性別 男性	性別 女性
20 歳	1	1
30	1	1
40	6	4
50	11	8
60	21	8

(注 9) 更新後の特約については零

(注10) 1996 年 4 月 2 日～2001 年 4 月 1 日の安田生命保険相互会社契約の転換契約は、上表と異なる危険差配当率を別途適用

③　災害および疾病関係の配当

a.配当が性別により異なるもの　（単位：円）

主　な　特　約	契　約　日	男性	女性
災害割増特約(*) （災害保険金100万円につき）	1976. 3. 2 ～ 1983. 4.1	200	350
	1983. 4. 2 ～ 1990. 4.1	100	150
	1990. 4. 2 ～	50	50
傷害特約(*) （災害保険金100万円につき）	～ 1983. 4.1	200	350
	1983. 4. 2 ～ 1990. 4.1	100	150
	1990. 4. 2 ～	50	50
災害入院特約(*) （災害入院給付金日額1,000円につき）	～ 1987. 4.1	180	330
	1987. 4. 2 ～ 2007. 4.1	400	700
	2007. 4. 2 ～ 2011.10.1	200	400
	2011.10. 2 ～	100	300
こども医療特約（基準保険金100万円につき）*		850	700
特定損傷特約（保険金1万円につき）*		50	30

b.配当が年齢により異なるもの（入院給付金日額1,000円につき）　（単位：円）

主　な　特　約	契　約　日	現在年齢	
		～49歳	50歳～
疾病入院特約(1976)*	1976. 3.2 ～ 1981.10.1	0	0
疾病入院特約(1981)*	1981.10.2 ～ 1987. 4.1	0	0
新・疾病入院特約*	1987. 4.2 ～ 2001. 4.1	900	1,250
疾病入院特約(2001)*	2001. 4.2 ～ 2007. 4.1	500	1,550
	2007. 4.2 ～ 2011.10.1	300	550
	2011.10.2 ～	200	400
成人病入院特約(1976)*	～ 1981.10.1	0	0
成人病入院特約(1981)*	1981.10.2 ～ 1987. 4.1	0	0
新・成人病入院特約*	1987. 4.2 ～ 2007. 4.1	50	200
成人病入院特約(2001)*	2007. 4.2 ～	60	300
女性専用医療特約*	～ 2007. 4.1	150	300
女性専用医療特約(2001)*	2007. 4.2 ～	150	300
長期入院保障特約*	1991.11.2 ～ 2000.10.1	90	410
新・長期入院特約*	2000.10.2 ～ 2001. 4.1	90	410
長期入院特約(2001)*	2001. 4.2 ～ 2007. 4.1	90	410
	2007. 4.2 ～	30	150
短期入院特約*	2000.10.2 ～ 2002.11.1	60	220
新・短期入院特約*	2002.11.2 ～ 2007. 4.1	60	220
	2007. 4.2 ～	20	80

c.配当が性別・年齢により異なるもの　（単位：円）

主　な　特　約	性別	契　約　日	現在年齢	
			～49歳	50歳～
入院保障特約(A)・(B)・(C) （基準入院給付金日額1,000円につき）	男性	1981.10.2 ～ 1987. 4.1	480	280
		1987. 4.2 ～ 2007. 4.1	1,300	1,650
		2007. 4.2 ～ 2011.10.1	500	750
		2011.10.2 ～	300	500
	女性	1981.10.2 ～ 1987. 4.1	630	430
		1987. 4.2 ～ 2007. 4.1	1,600	1,950
		2007. 4.2 ～ 2011.10.1	700	950
		2011.10.2 ～	500	700

d.配当が性別・年齢によらないもの　（単位：円）

主　な　特　約		金額
手術保障特約	（基準保険金額10万円につき）	0
新・手術特約	（基準給付金額10万円につき）	0
こども手術特約	（基準保険金額10万円につき）	20
歯科治療特約	（基準保険金額10万円につき）	800
女性医療特約	（基準入院給付金日額1,000円につき）	100
退院給付特約	（基準退院給付金額1,000円につき）	20
新退院給付特約	（基準退院給付金額1,000円につき）	20
レジャー保障特約	（基準傷害給付金日額1,000円につき）	100
総合傷害保障特約	（基準傷害給付金日額1,000円につき）	50

上表の額にさらに配当回数に応じて以下の率を乗じた額とします（注11）。

配当回数	1～4回目	5～9回目	10回目～
更新前	1.4	0.8	0.5
更新後（注12）	0.7	0.4	0.25

（注11）主契約の保険期間が1年以下の安田生命保険相互会社契約の場合を除く

（注12）更新後の支払対象特約は、入院保障特約(A)・(B)・(C)、災害入院特約、介護年金付終身保険入院保障特約、ファミリー保障特約、疾病入院特約（1976）*、同（1981）*、同（2001）*、新・疾病入院特約*、災害入院特約（1976）*、同（1981）*、新・災害入院特約*、家族疾病入院特約*、同（1981）*、同（2001）*、新・家族疾病入院特約*、家族災害入院特約（1976）*、同（1981）*、新・家族災害入院特約*
上記以外の更新後の特約については零

ウ.　費差配当

保険料払込中の契約について次の①および②の合計額

①　基本部分（主契約および特約ごとに計算する配当）

保険種類		金額
養老保険(注13)	（死亡保険金1万円につき）	2.5円以上28.5円以下
安田の新・養老保険*	（死亡保険金1万円につき）	1.5円以上28.5円以下
新種養老保険*	（死亡保険金1万円につき）	24円以上55.5円以下
生活設計保険	（死亡保険金1万円につき）	14円以上28.5円以下
ダイヤモンド保険ゴールド(注14)	（死亡保険金1万円につき）	16円以上26.2円以下
オーダー設計の保険*	（死亡保険金1万円につき）定期部分	13.5円以下
	（死亡保険金1万円につき）養老部分	1.5円以上18.5円以下
新種こども保険*	（死亡保険金1万円につき）	2.8円以上31.4円以下
個人定期保険（個人定期保険集団扱特約が付加されている場合を除く）(注13)	（死亡保険金1万円につき）	1円以上13.5円以下
新・定期保険（定期保険集団取扱特約が付加されている場合を除く）*	（死亡保険金1万円につき）	13.5円以下
生存給付金付終身保険(注14)	次の(1)および(2)の合計額	
	(1) 第2保険期間の死亡保険金1万円につき	1.75円以上19.5円以下
	(2) 保険料1万円につき	150円以下
終身保険	（死亡保険金1万円につき）	2.5円以上12円以下
定期付終身保険*	（死亡保険金1万円につき）	42.5円以上66.5円以下
特種終身保険*	（死亡保険金1万円につき）	65.5円以上76円以下
新・終身保険*	（死亡保険金1万円につき）	1.5円以上12円以下
高齢者重度介護年金付終身保険	（死亡保険金1万円につき）	8円
介護年金付終身保険	（保険料払込終了直前の死亡保険金1万円につき）	1.25円以上
特別終身保険（重度介護年金型）*	（基本保険金1万円につき）	8円
生存給付金付定期保険	（死亡保険金1万円につき）	1.471円以上8円以下
祝金つき定期保険*	（死亡保険金1万円につき）	4.5円以下
新・祝金つき定期保険*	（死亡保険金1万円につき）	0.2円
最終生存者終身保険	（死亡保険金1万円につき）	2.5円以上4.5円以下

保険種類		金額
特定疾病保障定期保険	（死亡保険金1万円につき）	4.5円以下
特定疾病保障終身保険*	（死亡保険金1万円につき）	2.5円以上4.5円以下
割増特約	（死亡保険金1万円につき）	18.5円
定期保険特約	（死亡保険金1万円につき）	13.5円以下
収入保障特約	（各年の換算保険金の平均値1万円につき）	1円以上2.5円以下
逓減定期保険特約	（各年の換算保険金の平均値1万円につき）	2.5円以下
生存給付金付定期保険特約	（死亡保険金1万円につき）	1.3円以上4.5円以下
祝金つき定期保険特約*	（死亡保険金1万円につき）	1.225円以上2.17375円以下
祝金つき定期保険特約(1999) *	（死亡保険金1万円につき）	1円以下
新生存給付金付定期保険特約	（死亡保険金1万円につき）	1.525円
特定疾病保障定期保険特約	（死亡保険金1万円につき）	1.15円以下
特定疾病保障終身保険特約*	（死亡保険金1万円につき）	1.5円以上2.5円以下
重度障害保障定期保険特約	（死亡保険金1万円につき）	1円
養老買増特約	（死亡保険金1万円につき）	2.5円以上8円以下
養老保険買増特約*	（死亡保険金1万円につき）	2.5円以上8円以下
終身買増特約	（死亡保険金1万円につき）	2.5円以上8円以下
終身保険買増特約*	（死亡保険金1万円につき）	1.5円以上8円以下
重度介護給付組込定期保険特約*	（死亡保険金1万円につき）	8円
連生終身保険特約	（死亡保険金1万円につき）	2.5円以上4.5円以下
最終生存者終身買増特約	（死亡保険金1万円につき）	2.5円以上4.5円以下
ファミリー定期保険特約	（死亡保険金1万円につき）	13.5円以下
個人年金保険	（1963年4月1日以後1974年8月1日以前締結のもの 年金月額100円につき）	18.5円
	（1979年5月26日以後締結のもの 年金原資1万円につき）	1.25円以上11.75円以下
年金買増特約	（年金原資1万円につき）	1.25円以上4円以下
新・年金保険*	（年金原資1万円につき）	0.375円以上3円以下
新・年金保険(1994) *	（個別月払営業保険料×払込年数 1万円につき）	4.5円以上7.5円以下
教育資金付こども保険	（基準保険金1万円につき）	2.5円以上8円以下
個人定期保険（個人定期保険集団扱特約が付加されている場合）（注13）	（死亡保険金1万円につき）	2.5円以下
定期保険集団取扱特約付新・定期保険*	（死亡保険金1万円につき）	8円以下
養育年金特約	（年金年額1万円につき）	14.48円以上104.72円以下
長期就業不能保障保険	（死亡保険金1万円につき）	1円
長期就業不能保障保険無事故給付特約	（給付金1万円につき）	1.25円

（注13）2019年4月2日以後の契約については零

（注14）ダイヤモンド保険ゴールドおよび生存給付金付終身保険には、災害疾病関係配当を含む

なお、上記にかかわらず、配当回数が第1回目の費差配当率は零とします。

② 上乗せ部分（契約ごとに計算する配当）

主契約および特約の死亡保険金の合計が1,000万円以上の契約に対し、配当回数に応じて、保険金額の部分ごとに下表の率を乗じた額

（単位：%）

配当回数 / 保険金額	2～3回目	4～6回目	7～9回目	10回目～
2,000万円以下の部分	0.003	0.005	0.005	0.005
2,000万円超5,000万円以下の部分	0.003	0.020	0.025	0.030
5,000万円超の部分	0.003	0.020	0.020	0.020

エ.　1981 年 4 月 1 日以前に締結された契約で、延長定期保険に変更された契約について、生存保険金を上回る死亡保険金 1 万円につき 10 円の金額

オ.　1974 年から 1976 年の間に発売した疾病入院給付条項のある保険種類のうち、保険料払込中のものについて、被保険者の年齢および保険期間等に応じて入院給付金日額 1,000 円につき 185 円以下の金額

（2）MYミューチュアル配当

MYミューチュアル配当の対象商品（注 15）について、ご契約いただいてから 20 年経過後および以後 10 年経過ごとの初めての契約応当日（注 16）が到来する契約に対して次の額

ミューチュアル・ポイント(注 17) の累計×　ポイント単価 300 円

（注 15）　MYミューチュアル配当の対象商品は次表のとおり

毎年配当タイプ	新逓増定期保険（ただし払済保険に移行した契約は除く）
5 年ごと利差配当付保険	介護終身年金保障保険（ただし一時払の契約は除く）、限定告知型医療保険、入院保険、医療保険、新医療保険、女性医療保険、新定期保険、逓増定期保険（ただし払済保険に移行した契約は除く）
3 年ごと利差配当付保険	利率変動型積立終身保険（第 2 保険期間に年金で支払う部分を除く）
5 年ごと配当付保険	組立総合保障保険、終身入院保険、終身医療保険（解約返戻金抑制型）［Ⅱ型］、限定告知型終身医療保険（解約返戻金抑制型）、がん終身保障保険（解約返戻金抑制型）、認知症終身保障保険（解約返戻金抑制型）、特別終身医療保険（解約返戻金抑制型）、終身医療保険（解約返戻金抑制型）、保障選択制定期保険（ただし払済保険に移行した契約は除く）、3 年間災害保障型逓増定期保険（ただし払済保険に移行した契約は除く）、生活障害保障定期保険（ただし払済保険に移行した契約は除く）、終身医療保険（無解約返戻金型）、循環器病継続終身保障保険（無解約返戻金型）

（注 16）　次表に該当する転換契約の場合、転換前契約の契約時から起算

転換前契約	転換後契約
3 年ごと利差配当付利率変動型積立終身保険	5 年ごと配当付組立総合保障保険
5 年ごと配当付終身入院保険	
5 年ごと利差配当付入院保険	
3 年ごと利差配当付利率変動型積立終身保険	5 年ごと配当付終身入院保険
5 年ごと配当付組立総合保障保険	5 年ごと配当付終身医療保険（無解約返戻金型）
3 年ごと利差配当付利率変動型積立終身保険	
5 年ごと配当付終身入院保険	
5 年ごと利差配当付入院保険	

（注 17）　ご契約商品の収益性を反映した内部留保への貢献度に応じて毎年加算するポイント

（3）その他

ア.　1946 年 8 月 11 日以後 1955 年 3 月 31 日以前に締結された契約

2026 年度中に消滅する契約について、経過年数および保険料払込方法（回数）に応じて責任準備金に 67.5%から 200%までの率を乗じた金額

イ.　1955 年 4 月 1 日以後に締結された契約

零

2．　個人保険・個人年金保険（5年ごと利差配当付保険）

（1）2026年度の割り振り額

2026年度の割り振り額は、主契約および特約ごとに、アとイを計算して合算したもの。

なお、2014年12月1日以降締結の5年ごと利差配当付利率変動型一時払逓増終身保険および5年ごと利差配当付利率変動型一時払逓増終身保険（2016）については零とします。

ア．　利差配当

（配当基準利回り　－　予定利率）×　責任準備金

区　分			配当基準利回り（%）
下記以外の契約	予定利率が０．５５％以下の主契約、特約		予定利率+0.80
	予定利率が０．５５％超１．３％以下の主契約、特約		予定利率+0.40
	予定利率が１．３％超１．６５％以下の主契約、特約		予定利率+0.05
	予定利率が１．６５％超２．０％以下の主契約、特約		1.50
	予定利率が２．０％超３．０％以下の主契約、特約		1.35
一時払　終身保険（注18）	1998年7月2日以後1999年4月1日以前の契約		1.50
	1999年4月2日以後の契約		予定利率と同じ
一時払　養老買増特約	1999年4月2日以後2002年7月1日以前の契約		1.50
	2002年7月2日以後2007年4月1日以前の契約		1.15
	2007年4月2日以後2008年4月1日以前の契約		1.50
	2008年4月2日以後2009年1月1日以前の契約		1.25
利率変動型一時払逓増終身保険、同（介護保障型）、同（2016） 利率変動型一時払定期支払金付終身保険　（注19）			予定利率と同じ
利率変動型一時払個人年金保険	年金開始前（注19）		予定利率と同じ
	2009年9月1日以前に年金開始日を繰下げた契約		1.25
	2009年9月2日以後、2014年2月28日以前に年金開始日を繰下げた契約		1.00
	2014年3月1日以後に年金開始を繰下げた契約		0.55
	2009年9月1日以前に年金開始した契約		1.15
	2009年9月2日以後、2014年2月28日以前に年金開始した契約		1.00
	2014年3月1日以後に年金開始した契約		0.55
移行特約（注20）	1999年4月2日以後2009年9月1日以前の契約		1.15
	2009年9月2日以後2019年4月1日以前の契約		1.00
	2019年4月2日以後の契約		0.55
一時払　特別終身保険	2006年9月2日以後2007年4月1日以前の契約		1.40
	2007年4月2日以後2011年11月30日以前の契約		1.50
	2011年12月1日以後2011年12月31日以前の契約	第1保険期間が5年の契約	1.50
		第1保険期間が10年の契約	予定利率と同じ
	2012年1月1日以後の契約		予定利率と同じ
一時払　個人年金保険	2006年9月2日以後2007年4月1日以前の契約		1.15
	2007年4月2日以後2009年9月1日以前の契約		開始前1.25 開始後1.15
	2009年9月2日以後の契約		1.00
一時払　特別個人年金保険	2007年8月2日以後2009年9月1日以前の契約		開始前1.25 開始後1.15
	2009年9月2日以後の契約		1.00
一時払部分（転換、頭金）*			1.50
一時払変額個人年金保険の一般勘定部分（年金開始前）	2005年1月1日以後2007年4月1日以前の契約		1.25
	2007年4月2日以後2013年4月1日以前の契約		1.50
	2013年4月2日以後の契約		1.00

区　分		配当基準利回り（%）
一時払変額個人年金保険の一般勘定部分（年金開始後）	2007年3月31日以前に年金開始した契約	1.00
	2007年4月1日以後2009年9月1日以前に年金開始した契約	1.15
	2009年9月2日以後2014年2月28日以前に年金開始した契約	1.00
	2014年3月1日以後に年金開始した契約	0.55
一時払変額個人年金保険（超過給付金型、ステップアップ型、超過給付金型[Ⅱ型]および年金原資保証型2012）の一般勘定部分	2014年2月28日以前に据置期間開始または年金開始した契約	1.00
	2014年3月1日以後に据置期間開始または年金開始した契約	0.55
個人年金保険（2011）のうち保険料払込期間が5年の契約	2011年1月1日以後2013年4月1日以前の契約	1.25
	2013年4月2日以後の契約	1.15
一時払 介護終身年金保障保険	2012年9月2日以後の契約	予定利率と同じ
一時払特別養老保険（指定通貨建） 利率変動型一時払特別終身保険（指定通貨建）（円建終身保険移行後も含む） 利率変動型一時払特別終身保険（指定通貨建）[Ⅱ型]（円建終身保険移行後も含む） 利率変動型一時払保障選択制終身保険（指定通貨建）[A] 利率変動型一時払保障選択制終身保険（指定通貨建）[B] 利率変動型一時払特別終身保険（2年間死亡保障抑制型）	（注19）	予定利率と同じ

（注18）　最終生存者終身保険、終身買増特約、最終生存者終身買増特約、連生終身保険特約、および払込期間満了後終身買増特約のうち一時払で1999年4月2日以後2012年1月1日以前の契約の配当基準利回りは1.50%（2012年1月2日以降の取扱いは無し）

（注19）　予定利率は契約日（円建終身保険移行後は移行日）ごとに設定

（注20）　移行前契約の責任準備金等、当会社に積み立てられた金額を振り替えて保険料に充当する場合を除く

なお、明治安田生命契約へ転換した契約については、転換振替額の計算に使用した利率から上表（ただし、上表中の「予定利率」を「転換振替額の計算に使用した利率」と読み替える）の率を差し引いた率に転換価格残額を乗じた額を利差配当から控除します。ただし、この差し引く額が負値の場合は零とします。

イ． ハートフル配当

保険料比例の特別配当を実施

① 死亡保障のある保険種類

2026 年度の割り振り額は対象の保険種類の主契約および特約（注 21）に対し年額に換算した保険料に保険期間と払込期間で調整した配当率を乗じた額とします。年額保険料 10 万円に対するハートフル配当の例は以下（払込期間と保険期間が同一の場合（終身保険は 80 歳払込））。ただし、更新後の特約については零とします。

a. 2007 年 4 月 1 日以前の契約

（単位：円）

現在年齢（歳）	保険種類									
	終身保険 養老保険等		定期保険等		定期保険特約等		特定疾病保障 定期保険特約等		重度障害保障 定期保険特約	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20	300	300	500	900	1,200	1,500	900	1,000	1,200	1,300
30	300	400	500	900	1,200	1,500	900	1,000	1,200	1,300
40	300	400	500	900	1,200	1,500	900	1,000	1,200	1,300
50	1,900	1,700	4,700	3,700	12,600	9,500	7,700	5,100	11,800	7,500
60	4,100	5,100	8,700	14,000	24,200	18,000	14,900	8,700	22,300	11,500

また、主契約の割り振り回数が 10 回目以降となる場合には、年額保険料 10 万円に対して下表の金額を加算します（注 22）。

（単位：円）

現在年齢（歳）	保険種類									
	終身保険 養老保険等		定期保険等		定期保険特約等		特定疾病保障 定期保険特約等		重度障害保障 定期保険特約	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20	100	100	100	100	800	500	700	400	700	500
30	100	100	100	100	400	500	300	300	300	400
40	100	100	100	100	600	400	400	200	500	300
50	600	400	600	600	2,700	2,900	1,300	1,300	1,800	1,800
60	700	400	900	700	3,200	3,200	1,400	1,300	2,000	1,700

b. 2007 年 4 月 2 日以後の契約（注 23）

（単位：円）

現在年齢（歳）	保険種類									
	終身保険 養老保険等		定期保険等		定期保険特約等		特定疾病保障 定期保険特約等		重度障害保障 定期保険特約	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20	300	200	600	300	1,200	700	900	800	1,200	1,000
30	300	200	600	300	1,200	800	900	800	1,200	1,000
40	300	200	600	300	1,200	1,300	900	800	1,200	1,000
50	400	200	1,000	500	4,100	2,400	2,900	1,400	2,900	1,400
60	900	200	4,000	800	11,300	3,900	6,400	2,000	6,800	1,700

	介護終身年金保障保険（1 倍型）		介護終身年金保障保険（5 倍型）		介護終身年金保障保険（10 倍型）	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20	100	100	400	100	100	100
30	100	100	400	100	100	100
40	100	100	400	100	100	100
50	200	100	400	200	100	100
60	400	100	1,200	200	100	100

また、主契約の割り振り回数が 10 回目以降となる場合には、年額保険料 10 万円に対して下表の金額を加算します（注 22）（注 23）。

（単位：円）

現在年齢（歳）	保険種類									
	終身保険 養老保険等		定期保険等		定期保険特約等		特定疾病保障 定期保険特約等		重度障害保障 定期保険特約	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20	100	100	100	100	400	500	300	400	300	400
30	100	100	100	100	300	400	200	200	300	300
40	100	100	100	100	200	300	100	100	200	200
50	300	200	500	400	2,100	1,900	1,000	700	1,300	1,100
60	100	100	200	200	100	200	200	100	300	100

	介護終身年金保障保険（1 倍型）		介護終身年金保障保険（5 倍型）		介護終身年金保障保険（10 倍型）	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20	100	100	100	100	100	100
30	100	100	100	100	100	100
40	100	100	100	100	100	100
50	100	100	400	200	100	100
60	100	100	100	100	100	100

（注 21） 対象外の保険種類は、逓増定期保険、個人年金保険、特別個人年金保険、利率変動型一時払個人年金保険、個人年金保険（2011）、医療保険、新医療保険、女性医療保険、限定告知型医療保険、入院保険、こども保険、こども保険（2012）、一時払特別終身保険の第 1 保険期間、利率変動型一時払逓増終身保険（含む介護保障型）・利率変動型一時払定期支払金付終身保険の第 1 保険期間（含む介護発生後の第 2 保険期間）、移行特約、延長定期保険の生存保険部分、変額個人年金保険、収入保障年金開始後、特別個人定期保険、介護一時金保障特約、軽度介護一時金保障特約、一時払特別養老保険（指定通貨建）、利率変動型一時払特別終身保険（指定通貨建）（含む円建終身保険移行後）、利率変動型一時払保障選択制終身保険（指定通貨建）［A］、利率変動型一時払保障選択制終身保険（指定通貨建）［B］、利率変動型一時払特別終身保険（指定通貨建）［Ⅱ型］（含む円建終身保険移行後）、利率変動型一時払特別終身保険（２年間死亡保障抑制型）

（注 22） 養育年金特約、ファミリー定期保険特約（子型）は対象外

（注 23） 2019 年 4 月 2 日以後の契約においては以下のとおり取り扱う

（ⅰ）「終身保険、養老保険等」において、終身保険・養老保険・新養老保険（いずれも一時払以外）、同保険から変更された払済保険については零

（ⅱ）「定期保険等」において、終身保険・養老保険（いずれも一時払以外）が延長定期保険に変更された場合の死亡保障部分については零

（ⅲ）「定期保険特約等」において、定期保険特約・収入保障特約・逓減定期保険特約・ファミリー定期保険特約・遺族サポート特約については零

（ⅳ）「介護終身年金保障保険（1 倍型）」および「介護終身年金保障保険（5 倍型）」については零

② 医療保険および医療関係特約

2026 年度の割り振り額は対象の保険種類の主契約および特約（注 24）に対し年額に換算した保険料に保険期間と払込期間で調整した配当率および配当回数等に応じた係数（注 25）を乗じた額とします。年額保険料 10 万円に対するハートフル配当の例は以下（払込期間と保険期間が同一の場合）。

a. 2007 年 4 月 1 日以前の契約

（単位：円）

現在年齢（歳）	保険種類								
	入院保障特約 Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ等		入院特約		災害入院特約		ファミリー保障特約	医療保険	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	妻型	男性	女性
20	31,500	40,100	21,300	27,200	32,100	51,300	33,800	13,200	16,900
30	22,600	27,500	17,300	21,900	32,100	51,300	34,300	12,000	15,400
40	15,700	18,800	15,800	19,900	32,100	51,300	31,200	11,200	14,600
50	19,000	21,200	21,300	24,500	32,100	51,300	27,400	15,600	18,400
60	13,600	15,400	14,300	16,400	32,100	51,300	19,200	10,900	12,800

b. 2007年4月2日以後、2011年10月1日以前の契約

（単位：円）

現在年齢（歳）	保険種類					
	入院保障特約Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ等		入院特約		災害入院特約	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20	4,100	8,500	5,500	11,000	5,500	21,900
30	6,400	11,200	5,000	9,900	5,500	21,900
40	5,800	11,600	4,800	9,500	5,500	21,900
50	6,100	10,700	5,200	9,000	5,500	21,900
60	4,000	7,100	3,400	5,900	5,500	21,900
	ファミリー保障特約		医療保険		新医療保険 女性医療保険	
	妻型		男性	女性	男性	女性
20	10,300		3,500	7,000	3,600	7,300
30	10,100		3,300	6,700	3,100	6,000
40	6,100		3,100	6,200	2,900	5,600
50	6,900		3,600	6,300	3,200	5,600
60	4,800		2,100	3,900	2,100	3,600

c. 2011年10月2日以後の契約

（単位：円）

現在年齢（歳）	保険種類	
	入院保険	
	男性	女性
20	1,900	1,900
30	1,900	1,900
40	1,900	1,900
50	1,900	1,900
60	1,900	1,900

（注24）対象の保険種類は、医療保険、新医療保険、女性医療保険、入院保障特約Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ、増額型入院保障特約、災害入院特約、入院特約、ファミリー保障特約（除く子型）、新・疾病入院特約*、疾病入院特約（2001）*、新・災害入院特約*、新・家族疾病入院特約（除く子型）*、家族疾病入院特約（2001）（除く子型）*、新・家族災害入院特約（除く子型）*、入院保険

（注25）配当回数に応じて以下のとおり

配当回数	1～4回目	5～9回目	10回目～
更新前	1.4	0.8	0.5
更新後	0.7	0.4	0.25

（2）2026年度の割り振り累計額

2025年度の割り振り累計額を積立利率（0.20%）で付利し、2026年度の割り振り額を加えた金額を2026年度割り振り累計額とし、5年ごとの契約応当日が到来する契約（注26）に対して当該金額を配当として支払います。ただし、割り振り累計額が負値の場合は零とします。

（注26）2026年度に5年ごとの契約応当日が到来する契約は、2001年度契約、2006年度契約、2011年度契約、2016年度契約および2021年度契約。なお、配当支払後の割り振り累計額は零（当該配当支払前の割り振り累計額が負値の場合も含む）

（3）MYミューチュアル配当

MYミューチュアル配当の対象商品（注15）について、ご契約いただいてから20年経過後および以後10年経過ごとの初めての契約応当日（注16）が到来する契約に対して次の額

ミューチュアル・ポイント（注17）の累計×　ポイント単価300円

３．個人保険・個人年金保険（3 年ごと利差配当付保険）

（１）2026 年度の割り振り額

2026年度の割り振り額は、主契約および特約ごとに、アとイを計算して合算したもの

ア． 利差配当

（配当基準利回り － 予定利率）× 責任準備金

区　分		配当基準利回り（%）
下記以外の契約	予定利率が０．５５%以下の特約	予定利率+0.80
	予定利率が０．５５%超１．３%以下の特約	予定利率+0.40
	予定利率が１．３%超１．６５%以下の特約	予定利率+0.05
	予定利率が１．６５%超２．０%以下の特約	1.50
	予定利率が２．０%超３．０%以下の特約	1.35
主契約	2000 年 5 月 1 日以後 2013 年 4 月 1 日以前の契約	1.50
	2013 年 4 月 2 日以後の契約	1.00
生活サポート特約（年金開始後）	2004 年 2 月 1 日以後 2013 年 4 月 1 日以前の契約	1.70
新・生活サポート特約（年金開始後）	2006 年 12 月 1 日以後 2013 年 4 月 1 日以前の契約	1.70
生活サポート終身年金特約（年金開始後）	2011 年 11 月 1 日以後 2013 年 4 月 1 日以前の契約	1.70
生活サポート終身年金特約（年金開始後）	2011 年 11 月 1 日以後 2013 年 4 月 1 日以前の契約	1.70
一時払の介護保障定期保険特約	2010 年 5 月 1 日以後 2013 年 4 月 1 日以前の契約	1.50
	2013 年 4 月 2 日以後の契約	1.00
移行特約（注 27）	2000 年 5 月 1 日以後 2009 年 9 月 1 日以前の契約	1.15
	2009 年 9 月 2 日以後 2019 年 4 月 1 日以前の契約	1.00
	2019 年 4 月 2 日以後の契約	0.55

（注 27）移行前契約の責任準備金等、当会社に積み立てられた金額を振り替えて保険料に充当する場合は除く

イ． ハートフル配当

保険料比例の特別配当を実施

① 死亡保障のある保険種類

2026 年度の割り振り額は対象の特約（注 28）に対し年額に換算した保険料に保険期間と払込期間で調整した配当率を乗じた額とします。年額保険料 10 万円に対するハートフル配当の例は以下（払込期間と保険期間が同一の場合）。ただし、更新後の特約については零とします。

a．2007 年 4 月 1 日以前の契約

（単位：円）

現在年齢（歳）	保険種類					
	定期保険特約等		特定疾病保障定期保険特約等		重度障害保障定期保険特約	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20	1,200	1,500	900	1,000	1,200	1,300
30	1,200	1,500	900	1,000	1,200	1,300
40	1,200	1,500	900	1,000	1,200	1,300
50	12,600	9,500	7,700	5,100	11,800	7,500
60	24,200	18,000	14,900	8,700	22,300	11,500
	介護保障定期保険特約等		生活サポート特約		新・生活サポート特約	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20	1,700	1,500	3,200	6,800	1,900	8,100
30	1,700	1,500	3,100	4,500	2,100	5,000
40	1,700	1,500	5,800	7,200	3,600	7,700
50	14,600	8,700	12,300	13,800	9,100	14,900
60	29,400	14,700	18,000	18,000	13,000	17,700

また、主契約の割り振り回数が 10 回目以降となる場合には、年額保険料 10 万円に対して下表の金額を加算します（注 29）。

（単位：円）

現在年齢（歳）	保険種類					
	定期保険 特約等		特定疾病保障定期 保険特約等		重度障害保障定期 保険特約	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20	800	500	700	400	700	500
30	400	500	300	300	300	400
40	600	400	400	200	500	300
50	2,700	2,900	1,300	1,300	1,800	1,800
60	3,200	3,200	1,400	1,300	2,000	1,700
	介護保障定期 保険特約等		生活サポート 特約		新・生活サポート 特約	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20	300	400	700	400	700	500
30	300	400	300	400	300	400
40	500	300	500	300	500	300
50	2,300	2,300	2,000	2,000	2,100	2,000
60	2,500	2,400	2,100	1,900	2,100	1,900

b. 2007 年 4 月 2 日以後の契約（下表の特約で経過 3 年以上（注 30）が対象）

（単位：円）

現在年齢（歳）	保険種類							
	定期保険特約等		特定疾病保障定期 保険特約等		重度障害保障定期 保険特約		介護保障定期 保険特約等	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20	1,200	700	900	800	1,200	1,000	1,500	900
30	1,200	800	900	800	1,200	1,000	1,500	900
40	1,200	1,300	900	800	1,200	1,000	1,500	1,000
50	4,100	2,400	2,900	1,400	2,900	1,400	3,400	2,000
60	11,300	3,900	6,400	2,000	6,800	1,700	8,200	2,100
	生活サポート特約		新・生活サポート 特約					
	男性	女性	男性	女性				
20	2,700	6,600	1,500	7,500				
30	2,600	6,600	1,700	4,500				
40	4,400	5,800	3,000	6,800				
50	7,300	9,700	5,300	11,200				
60	10,200	13,900	6,400	12,500				
	生活サポート終身年金特約							
	2017 年 4 月 1 日以前の契約		2017 年 4 月 2 日以後、2019 年 4 月 1 日以前の契約		2019 年 4 月 2 日以後の契約			
	男性	女性	男性	女性	男性	女性		
20	1,000	1,400	800	900	1,000	1,300		
30	1,700	2,200	1,500	1,900	1,000	1,600		
40	3,200	5,100	2,900	4,600	1,000	1,900		
50	5,700	5,300	5,000	4,600	2,300	2,600		
60	6,600	5,400	5,900	4,600	2,900	3,000		

また、主契約の割り振り回数が 10 回目以降となる場合には、年額保険料 10 万円に対して下表の金額を加算します（注 29）（注 30）。

（単位：円）

現在年齢（歳）	保険種類							
	定期保険特約等		特定疾病保障定期保険特約等		重度障害保障定期保険特約		介護保障定期保険特約等	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20	400	500	300	400	300	400	300	400
30	300	400	200	200	300	300	300	300
40	200	300	100	100	200	200	200	300
50	2,100	1,900	1,000	700	1,300	1,100	1,700	1,500
60	100	200	200	100	300	100	100	100

	生活サポート特約		新・生活サポート特約		生活サポート終身年金特約	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20	200	300	400	400	100	100
30	200	300	300	400	100	100
40	200	200	200	300	100	100
50	1,300	1,200	1,700	1,400	200	200
60	300	100	100	100	100	100

（注 28） 対象外の保険種類は、移行特約、生活サポート年金・新・生活サポート年金・生活サポート終身年金の年金開始後、積立終身保険の第 1 保険期間、収入保障年金開始後、がん治療保障定期保険特約、女性特定がん保障定期保険特約

（注 29） ファミリー定期保険特約（子型）は対象外

（注 30） 配当年度（＝配当回数）で判断。なお、「定期保険特約等」における定期保険特約・収入保障特約・逓減定期保険特約・ファミリー定期保険特約・遺族サポート特約および「生活サポート終身年金特約」は、2019 年 4 月 2 日以後の契約については零

② 医療関係特約（先進医療保障特約以外）

2026 年度の割り振り額は対象の特約（注 31）に対し年額に換算した保険料に保険期間と払込期間で調整した配当率および配当回数等に応じた係数（注 32）を乗じた額とします。年額保険料 10 万円に対するハートフル配当の例は以下（払込期間と保険期間が同一の場合）。

a. 2007 年 4 月 1 日以前の契約

（単位：円）

現在年齢（歳）	保険種類						
	入院保障特約Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ等		入院特約等		災害入院特約		ファミリー保障特約
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	妻型
20	31,500	40,100	21,300	27,200	32,100	51,300	33,800
30	22,600	27,500	17,300	21,900	32,100	51,300	34,300
40	15,700	18,800	15,800	19,900	32,100	51,300	31,200
50	19,000	21,200	21,300	24,500	32,100	51,300	27,400
60	13,600	15,400	14,300	16,400	32,100	51,300	19,200

b. 2007 年 4 月 2 日以後、2011 年 10 月 1 日以前の契約

（単位：円）

現在年齢（歳）	保険種類								
	入院保障特約Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ等		入院特約等		新・入院特約		災害入院特約		ファミリー保障特約
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	妻型
20	4,100	8,500	5,500	11,000	11,500	12,900	5,500	21,900	10,300
30	6,400	11,200	5,000	9,900	10,100	11,600	5,500	21,900	10,100
40	5,800	11,600	4,800	9,500	9,000	10,400	5,500	21,900	6,100
50	6,100	10,700	5,200	9,000	9,200	9,200	5,500	21,900	6,900
60	4,000	7,100	3,400	5,900	6,300	6,400	5,500	21,900	4,800

c. 2011年10月2日以後の契約

（単位：円）

現在年齢（歳）	保険種類			
	新・入院特約 2014年6月1日以前の契約		新・入院特約 2014年6月2日以後の契約（注33）	
	男性	女性	男性	女性
20	7,600	8,700	4,700	4,100
30	7,500	8,400	4,400	3,400
40	7,700	8,600	4,000	3,800
50	11,100	13,200	12,700	11,500
60	8,300	9,700	8,300	8,600

（注31） 対象の保険種類は、入院保障特約Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ、増額型入院保障特約、災害入院特約、入院特約、3大疾病無制限入院特約、新・入院特約、ファミリー保障特約（除く子型）

（注32） 配当回数に応じて以下のとおり

配当回数	1～4回目	5～9回目	10回目～
更新前	1.4	0.8	0.5
更新後	0.7	0.4	0.25

（注33） 2019年4月2日以後の契約については零

③ 先進医療保障特約

2026年度の割り振り額は年額に換算した保険料に配当率を乗じた額とします。年額保険料1万円に対するハートフル配当の例は以下。

（単位：円）

現在年齢（歳）	保険種類			
	先進医療保障特約 2019年4月1日以前の契約（注34）		先進医療保障特約 2019年4月2日以後の契約（注34）	
	男性	女性	男性	女性
20	3,370	2,850	2,810	3,680
30	3,370	2,850	2,720	3,640
40	3,270	3,230	3,410	3,770
50	4,040	4,560	4,850	5,450
60	5,260	5,580	5,700	6,670

（注34） 2018年6月1日以前、2022年1月2日以後の契約については零

（2）2026年度の割り振り累計額

2025年度の割り振り累計額を積立利率（0.20%）で付利し、2026年度の割り振り額を加えた金額を2026年度割り振り累計額とし、3年ごとの契約応当日が到来する契約（注35）に対して当該金額を配当として支払います。ただし、割り振り累計額が負値の場合は零とします。

（注35）2026年度に3年ごとの契約応当日が到来する契約は、2002年度契約、2005年度契約、2008年度契約、2011年度契約および2014年度契約。
なお、配当支払後の割り振り累計額は零（当該配当支払前の割り振り累計額が負値の場合も含む）

（3）MYミューチュアル配当

MYミューチュアル配当の対象商品（注15）について、ご契約いただいてから20年経過後および以後10年経過ごとの初めての契約応当日（注16）が到来する契約に対して次の額

ミューチュアル・ポイント(注17) の累計× ポイント単価300円

4．個人保険・個人年金保険（5年ごと配当付保険）

（1）2026年度の割り振り額

2026年度の割り振り額は、主契約および特約ごとに、アとイを計算して合算したもの(注36)。

(注36)割り振りの対象となる保険種類は、終身入院保険、終身入院買増特約、定期保険特約、終身保険特約、介護終身年金給付特約、生活サポート定期保険特約、生活サポート終身年金特約、介護サポート終身年金特約、家計保障年金特約、3年間災害保障型逓増定期保険（低解約返戻金型）、終身医療保険（解約返戻金抑制型）、生活障害保障定期保険、保障選択制定期保険（生活障害保障型）、保障選択制定期保険（がん保障型）、利率変動型積立終身保険（低解約返戻金型・指定通貨建）、終身医療保険（解約返戻金抑制型）［Ⅱ型］、認知症終身保障保険（解約返戻金抑制型）、認知症保障特約（無解約返戻金型）、認知症終身保障特約（解約返戻金抑制型）、軽度認知障害保障特約（無解約返戻金型）、軽度認知障害終身保障特約（解約返戻金抑制型）、早期発見・治療支援特約、重症化予防支援特約、利率変動型一時払特別終身保険、特別終身医療保険（解約返戻金抑制型）、限定告知型終身医療保険（解約返戻金抑制型）、がん検診支援給付金付女性がん保障特約、がん終身保障保険（解約返戻金抑制型）、がん治療充実終身保障特約（解約返戻金抑制型）、特定自費診療がん薬物治療保障特約（無解約返戻金型）、特定自費診療がん薬物治療保障特約、終身入院特約、新・入院特約、先進医療保障特約、利率変動型一時払介護終身保険（指定通貨建）、終身医療保険（無解約返戻金型）、入院時手術終身保障特約（無解約返戻金型）、利率変動型個人年金保険、循環器病継続終身保障保険（無解約返戻金型）、循環器病継続保障特約、循環器病重症化予防終身支援特約（無解約返戻金型）、循環器病重症化予防支援特約、特定重度疾病継続終身保障特約（無解約返戻金型）、特定重度疾病継続保障特約、特定重度疾病重症化予防終身支援特約（無解約返戻金型）、特定重度疾病重症化予防支援特約、循環器病介護サポート終身年金特約（無解約返戻金型）、利率変動型一時払終身保険（指定通貨建）

ア．　利差配当

（配当基準利回り － 予定利率）× 責任準備金

区　分		配当基準利回り（%）
下記以外の契約	予定利率が０．５５%以下の主契約、特約	予定利率+0.80
	予定利率が０．５５%超１．３%以下の主契約、特約	予定利率+0.40
	予定利率が１．３%超１．６５%以下の主契約、特約	予定利率+0.05
(充当)一時払の以下の特約 終身入院買増特約、定期保険特約、 終身保険特約、 介護終身年金給付特約	2009年7月1日以後 2013年4月1日以前の契約	1.50
	2013年4月2日以後の契約	1.00
平準払 生活サポート終身年金特約 （年金開始後）	2011年11月1日以後 2013年4月1日以前の契約	1.70
一時払 生活サポート終身年金特約	2011年11月1日以後 2013年4月1日以前の契約	年金開始前1.50 年金開始後1.40
	2013年4月2日以後の契約	1.00
利率変動型積立終身保険（低解約返戻金型・指定通貨建）、利率変動型一時払特別終身保険、利率変動型一時払終身保険（指定通貨建）		予定利率と同じ
利率変動型個人年金保険		※（注37）

（注37）　利率変動型個人年金保険の配当基準利回りは、契約時から計算時までの各事業年度末の新契約予定利率の平均から、契約時の予定利率を控除した値（負値の場合は零）と、契約時の予定利率の合計値とする
具体的には以下のとおり

区　分		配当基準利回り（%）
利率変動型個人年金保険	2024年11月1日以後2025年3月1日以前の契約	1.55%
	2025年3月2日以後の契約	1.70%

イ．　危険差配当

主契約および特約ごとに計算した次の額（注 38）

(注 38)下表に記載のない保険種類は対象外

①　普通死亡に関する危険差配当

危険差配当率　×　危険保険金

ただし、更新後の特約については零

〔危険保険金 10 万円に対する危険差配当金の例（保険年齢）〕

・満年齢方式による契約は、下記の表に所要の調整を行なう

a. 2017 年 4 月 1 日以前の契約

（単位：円）

現在年齢（歳）	保険種類			
	終身入院保険、定期保険特約、終身保険特約、介護終身年金給付特約、3 年間災害保障型逓増定期保険等		生活サポート終身年金特約	
	男性	女性	男性	女性
20	24	7	30	35
30	14	12	42	51
40	25	8	76	129
50	58	18	295	291
60	108	22	696	539

	生活サポート定期保険特約（注 39）	
	男性	女性
20	15	20
30	26	28
40	58	84
50	190	180
60	425	315

b. 2017年4月2日以後、2019年4月1日以前の契約

（単位：円）

現在年齢（歳）	保険種類			
	終身入院保険、定期保険特約、終身保険特約、介護終身年金給付特約、3年間災害保障型逓増定期保険等		生活サポート終身年金特約	
	男性	女性	男性	女性
20	24	7	30	25
30	14	12	38	44
40	25	8	68	113
50	58	18	272	245
60	108	22	625	431
	生活サポート定期保険特約（注39）		生活障害保障定期保険（注39）	
	男性	女性	男性	女性
20	13	11	11	10
30	23	22	21	17
40	52	72	47	70
50	176	150	134	133
60	392	253	384	248

c. 2019年4月2日以後の契約（注40）

（単位：円）

現在年齢（歳）	保険種類			
	終身入院保険、定期保険特約、終身保険特約、介護終身年金給付特約、3年間災害保障型逓増定期保険等		生活サポート終身年金特約	
	男性	女性	男性	女性
20	1	－	22	17
30	1	－	18	28
40	1	1	28	54
50	3	2	122	121
60	7	3	311	230
	生活サポート定期保険特約（注39）		生活障害保障定期保険（注39）	
	男性	女性	男性	女性
20	1	1	11	10
30	1	2	21	17
40	3	5	47	70
50	15	14	134	133
60	51	32	384	248
	保障選択制定期保険(生活障害保障型)（注39）			
	男性	女性		
20	1	1		
30	1	2		
40	3	5		
50	15	14		
60	51	32		

（注39）満年齢方式による金額

（注40）2019年4月2日以後の契約のうち、定期保険特約・終身保険特約・生活サポート終身年金特約の一時払契約、および介護終身年金給付特約・3年間災害保障型逓増定期保険については、表bを適用

また、a.、b.およびc.について主契約の割り振り回数が10回目以降となる場合には、危険保険金10万円に対して下表の金額を上記に加算します（ただし、生活障害保障保険および保障選択制定期保険（生活障害保障型）は除きます）。

（単位：円）

現在年齢（歳）	性別	
	男性	女性
20	1	1
30	2	1
40	3	2
50	1	2
60	4	1

② 災害および疾病に関する危険差配当

主契約・特約名	配当金額
終身入院保険、終身入院買増特約、 終身入院特約、新・入院特約（注 41）	契約日、性別、現在年齢および配当回数に応じて、基準入院給付金日額 1,000 円について 26 円から 1,033 円までの額
先進医療保障特約（注 42）	契約日、性別および現在年齢に応じて、保険金額 1 円について 128 円から 5,265 円までの額

（注 41）「終身入院特約」および「新・入院特約」において、2019 年 4 月 2 日以後の契約については零
（注 42） 2018 年 6 月 1 日以前、2022 年 1 月 2 日以後の契約については零

（2）2026 年度の割り振り累計額

2025 年度の割り振り累計額を積立利率（0.20%）で付利し、2026 年度の割り振り額を加えた金額を 2026 年度割り振り累計額とし、5 年ごとの契約応当日が到来する契約（注 43）に対して当該金額を配当として支払います。ただし、割り振り累計額が負値の場合は零とします。

（注 43）2026 年度に 5 年ごとの契約応当日が到来する契約は、2011 年度、2016 年度契約および 2021 年度契約。なお、配当支払後の割り振り累計額は零とします（当該配当支払前の割り振り累計額が負値の場合も含みます）

（3）MY ミューチュアル配当

MY ミューチュアル配当の対象商品（注 15）について、ご契約いただいてから 20 年経過後および以後 10 年経過ごとの初めての契約応当日（注 16）が到来する契約に対して次の額

ミューチュアル・ポイント（注 17）の累計 × ポイント単価 300 円

5．団体保険

（1）団体定期保険、総合福祉団体定期保険、新・団体定期保険

下表の配当率　×　危険差益（注44）

（単位：%）

保険種類 ＼ 団体の被保険者数	団体定期保険（注45） 総合福祉団体定期保険〔ﾋｭｰﾏﾝｳﾞｧﾘｭｰ特約を含む〕（注46）	新・団体定期保険（注45）
～ 24人	14	－
25 ～ 49	28	－
50 ～ 99	28	15
100 ～ 199	40	20
200 ～ 349	48	25
350 ～ 499	53	35
500 ～ 999	63	43
1,000 ～ 1,999	74	55
2,000 ～ 3,499	84	66
3,500 ～ 4,999	90	74
5,000 ～ 9,999	95	83
10,000 ～	97	90

（注44）無配当扱特約を付加した契約の危険差益については無配当部分を除く

（注45）団体定期保険に関し、基準加入率35%が未達となるものの所定の条件に該当する契約については、上記の配当率に0.25から0.95の係数を乗じたものを配当率とする。新・団体定期保険についても同様、上記の配当率に0から0.90の係数を乗じたものを配当率とする

（注46）総合福祉団体定期保険は団体の被保険者数が500人以上の場合、支払率（保険金支払額／純保険料）に応じ以下の率とする。ただし、2,000人未満の場合には支払率が安定していると認めた場合に限る

（単位：%）

団体の被保険者数	支　払　率			
	30%超40%以下	20%超30%以下	10%超20%以下	10%以下
500～ 999	72.0	74.5	76.5	78.0
1,000～ 1,999	83.5	86.0	87.5	88.0
2,000～ 3,499	90.0	91.0	92.0	92.5
3,500～ 4,999	94.0	94.5	95.0	95.5
5,000～ 9,999	97.0	97.3	97.6	97.8
10,000～	98.0	98.3	98.5	98.7

（2）団体信用生命保険、消費者信用団体生命保険、事業継続支援団体生命保険

下表の配当率　×　危険差益

（単位：%）

保険種類 ＼ 団体の被保険者数	団体信用生命保険のうち3大疾病保障特約、がん保障特約または引受条件緩和・割増保険料適用特約を付加しない部分 消費者信用団体生命保険 事業継続支援団体生命保険	団体信用生命保険のうち3大疾病保障特約またはがん保障特約を付加した部分	団体信用生命保険のうち引受条件緩和・割増保険料適用特約を付加した部分	団体信用生命保険のうち上皮内新生物・皮膚がん保障特約またはがん先進医療保障特約
～ 24人	10	8	10	8
25 ～ 99	20	18	18	15
100 ～ 199	30	28	28	16
200 ～ 349	40	38	35	17
350 ～ 499	50	47	44	20
500 ～ 999	58	55	52	22
1,000 ～ 1,999	64	61	59	30
2,000 ～ 3,499	69	66	64	36
3,500 ～ 4,999	75	70	70	41
5,000 ～ 9,999	80	73	75	43
10,000 ～ 99,999	87	77	78	47
100,000 ～ 299,999	90	80	80	48
300,000 ～	97	85	85	50

（3）団体定期保険年金払特約、総合福祉団体定期保険年金払特約、新・団体定期保険年金払特約

（配当基準利回り－予定利率）×　責任準備金

ただし、負値の場合はこれを零とします。

区　分	配当基準利回り（%）
予定利率が2%以下の契約	1.70
予定利率が2%超3%以下の契約	1.35
予定利率が3%超4%以下の契約	1.10
予定利率が4%超の契約	0.70

（4）団体終身保険（個人扱被保険者）

一時払退職後終身保険に準じます。

（5）心身障害者扶養者生命保険

次のアおよびイの合計額。ただし、合計額が負値の場合はこれを零とします。

ア．利差配当

（ 配当基準利回り－予定利率 ）×　経過責任準備金

配当基準利回り：1.70%

イ．危険差配当

危険差益の場合：危険差損益×0.95

危険差損の場合：危険差損益×1.00

6．団体年金保険

団体年金保険の利差配当率は、主としてインカムゲインからなる基本部分と、主としてキャピタルゲインからなる時価変動部分について各々算出し、合算します。（一方の利回りがマイナスの場合でも、もう一方の利回りとは相殺しません。）

（1）厚生年金基金保険、厚生年金基金保険（02）、確定給付企業年金保険、国民年金基金保険

次のアの額。ただし、保険年度中に他商品から移行された場合には、移行前期間について所要の調整を行ないます。さらに、有期利率保証特約については零とします。

ア．利差配当

（下表の率－予定利率）×　経過責任準備金

（単位：%）

商　品	率 ［予定利率＋利差配当率］
厚生年金基金保険（02）、確定給付企業年金保険（除く特則一般勘定部分） （予定利率１．３０％　解約時に一般勘定取崩控除あり）	1.49
確定給付企業年金保険の特則一般勘定部分（予定利率０．５０％）	0.91
厚生年金基金保険、国民年金基金保険（予定利率０．７５％）	1.00

（２）企業年金保険、新企業年金保険、新企業年金保険（02）

次のアからウの合計額。ただし、アとイの合計額が負値の場合は、その合計額を零とします。なお、企業年金保険については所要の調整を行ないます。また、保険年度中に他商品から移行された場合には、移行前期間について所要の調整を行ないます。

ア．利差配当

（下表の率－予定利率）×　経過責任準備金

（単位：％）

商　品	率 ［予定利率＋利差配当率］
新企業年金保険（02）（除く特則一般勘定部分） （予定利率１．３０％　解約時に一般勘定取崩控除があり）	1.49
新企業年金保険（02）の特則一般勘定部分（予定利率０．５０％）	0.91
企業年金保険、新企業年金保険（予定利率０．７５％）	1.00

イ．責任準備金関係配当

予定責任準備金から実際責任準備金を差し引いた額

ウ．危険差配当

遺族年金特約を付加した契約について、下表の率　×　危険差益

（単位：％）

団体の被保険者数	率
～　99 人	50
100 ～ 199	60
200 ～ 299	70
300 ～ 499	80
500 ～ 999	90
1,000 ～	95

（３）拠出型企業年金保険（02）

次のアからウの合計額。ただし、アとイの合計額が負値の場合は、その合計額を零とします。なお、保険年度中に他商品から移行された場合には、移行前期間について所要の調整を行ないます。

ア．利差配当

（下表の率－予定利率）×　経過責任準備金

（単位：％）

商　品	率 ［予定利率＋利差配当率］
拠出型企業年金保険（02）（予定利率１．２５％）	1.35

イ．責任準備金関係配当

予定責任準備金から実際責任準備金を差し引いた額

ウ．危険差配当

上記（２）ウに同じ

（４）団体生存保険、新団体生存保険

次のアおよびイの合計額。ただし、この合計額が負値の場合は零とします。

ア．利差配当

（下表の率－予定利率）×　経過責任準備金

（単位：％）

商　品	率 ［予定利率＋利差配当率］
団体生存保険、新団体生存保険（予定利率０．７５％）	1.00

イ．危険差配当

危険差益の場合：危険差損益×0.95

危険差損の場合：危険差損益×1.00

（５）予定利率変動型確定拠出年金保険

零

７．財形保険・財形年金保険

零

8．医療保障保険

（1）医療保障保険（個人型）

次のアおよびイの合計額

ア．普通死亡部分に対する配当

危険差配当率〔普通死亡部分〕 × 死亡保険金

危険差配当率〔普通死亡部分〕は死亡保険金10万円につき、被保険者の現在年齢に応じて5円から220円までの額

イ．入院給付部分に対する配当

危険差配当率〔入院給付部分〕 × 入院給付金日額

危険差配当率〔入院給付部分〕は入院給付金日額1,000円につき、被保険者の性別、現在年齢、および配当回数に応じて250円から1,330円までの額

（2）医療保障保険（団体型）

下表の率 × 危険差益

（単位：%）

団体の被保険者数	率	団体の被保険者数	率	団体の被保険者数	率
～ 49人	25	350 ～ 499人	45	3,500 ～ 4,999人	65
50 ～ 99	30	500 ～ 999	50	5,000 ～	70
100 ～ 199	35	1,000 ～ 1,999	55		
200 ～ 349	40	2,000 ～ 3,499	60		

（3）団体がん保障保険

下表の率 × 危険差益

（単位：%）

団体の被保険者数	率	団体の被保険者数	率	団体の被保険者数	率
～ 24人	8	350 ～ 499人	26	3,500 ～ 4,999人	45
25 ～ 99	11	500 ～ 999	29	5,000 ～ 9,999	47
100 ～ 199	15	1,000 ～ 1,999	36	10,000 ～	50
200 ～ 349	22	2,000 ～ 3,499	42		

9．就業不能保障保険

（1）長期就業不能保障保険および長期就業不能保障保険無事故給付特約

次のアからウの合計額。ただし、合計額が負値の場合は零とします。

ア．利差配当

「1．個人保険・個人年金保険（毎年配当タイプ）」における利差配当に同じ

イ．危険差配当

「1．個人保険・個人年金保険（毎年配当タイプ）」における危険差配当に同じ

ウ．費差配当

「1．個人保険・個人年金保険（毎年配当タイプ）」における費差配当に同じ

（2）団体就業不能保障保険

団体の規模に応じて、危険差益に下表の率を乗じた金額

（単位：%）

団体の被保険者数	率
50 ～ 99人	10
100 ～ 349	15
350 ～ 999	20
1,000 ～ 1,999	25
2,000 ～	30

（3）団体信用就業不能保障保険

団体の規模に応じて、危険差益に下表の率を乗じた金額

（単位：%）

団体の被保険者数	率
～　399人	15
400 ～ 1,999	20
2,000 ～ 4,999	25
5,000 ～ 9,999	30
10,000 ～99,999	35
100,000 ～	50

（4）団体総合就業不能保障保険

団体の規模に応じて、危険差益に下表の率を乗じた金額

（単位：%）

団体の被保険者数	率
～　24人	5
25 ～　99	10
100 ～　199	15
200 ～　299	20
300 ～　499	25
500 ～　999	30
1,000 ～ 1,999	35
2,000 ～ 3,499	40
3,500 ～ 9,999	45
10,000 ～	50